

344

178

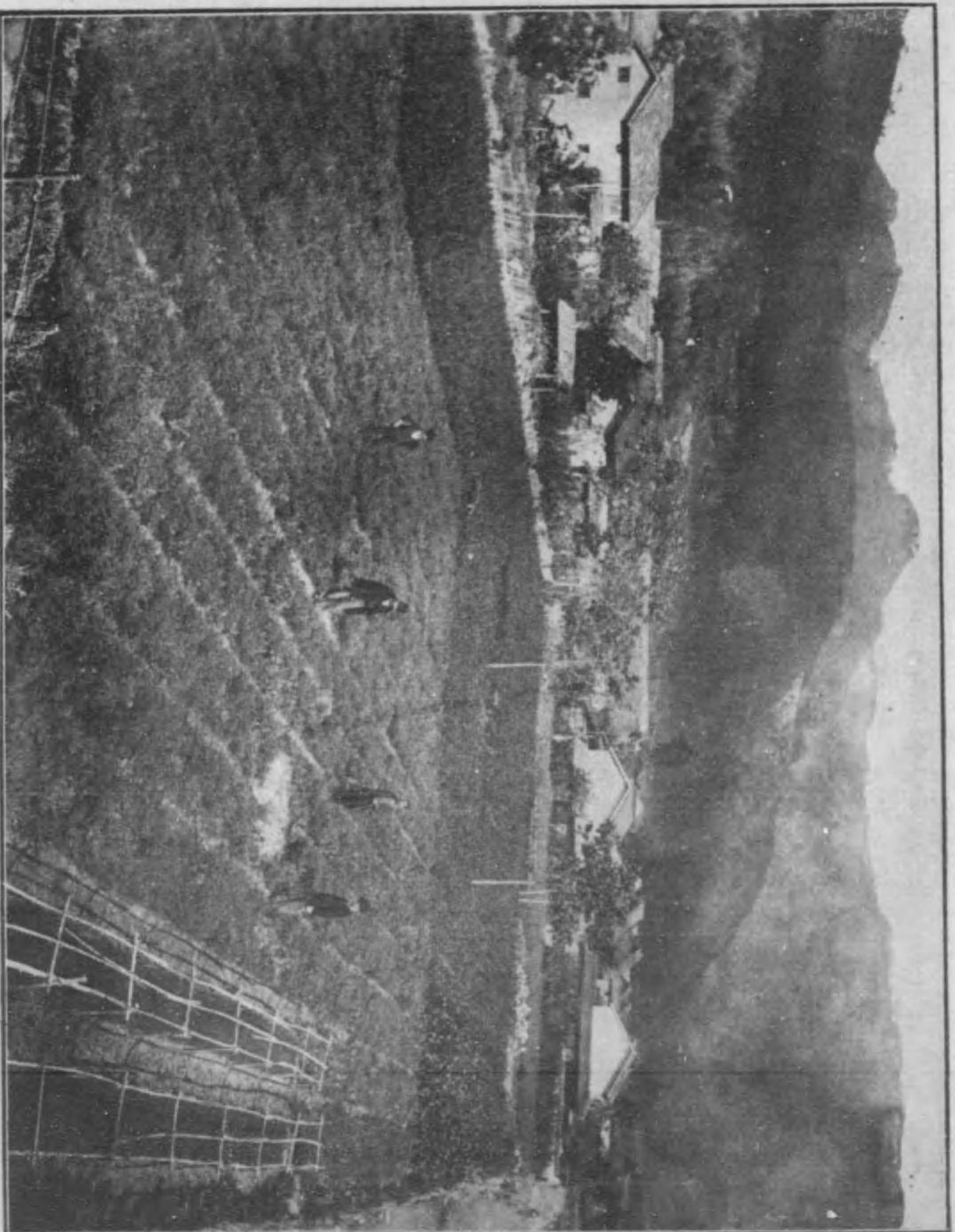


始

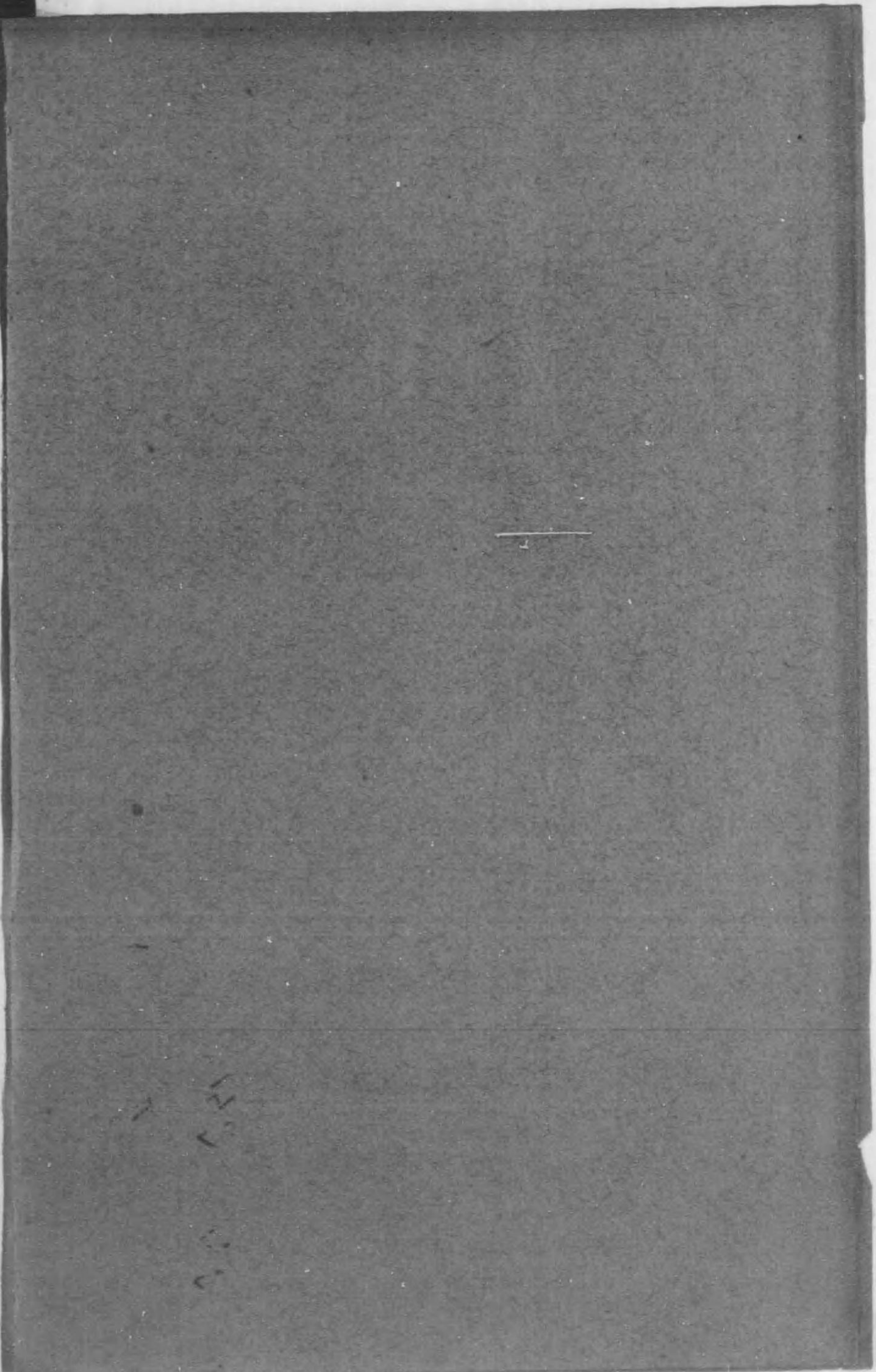


344
148

岡山縣ノ林業

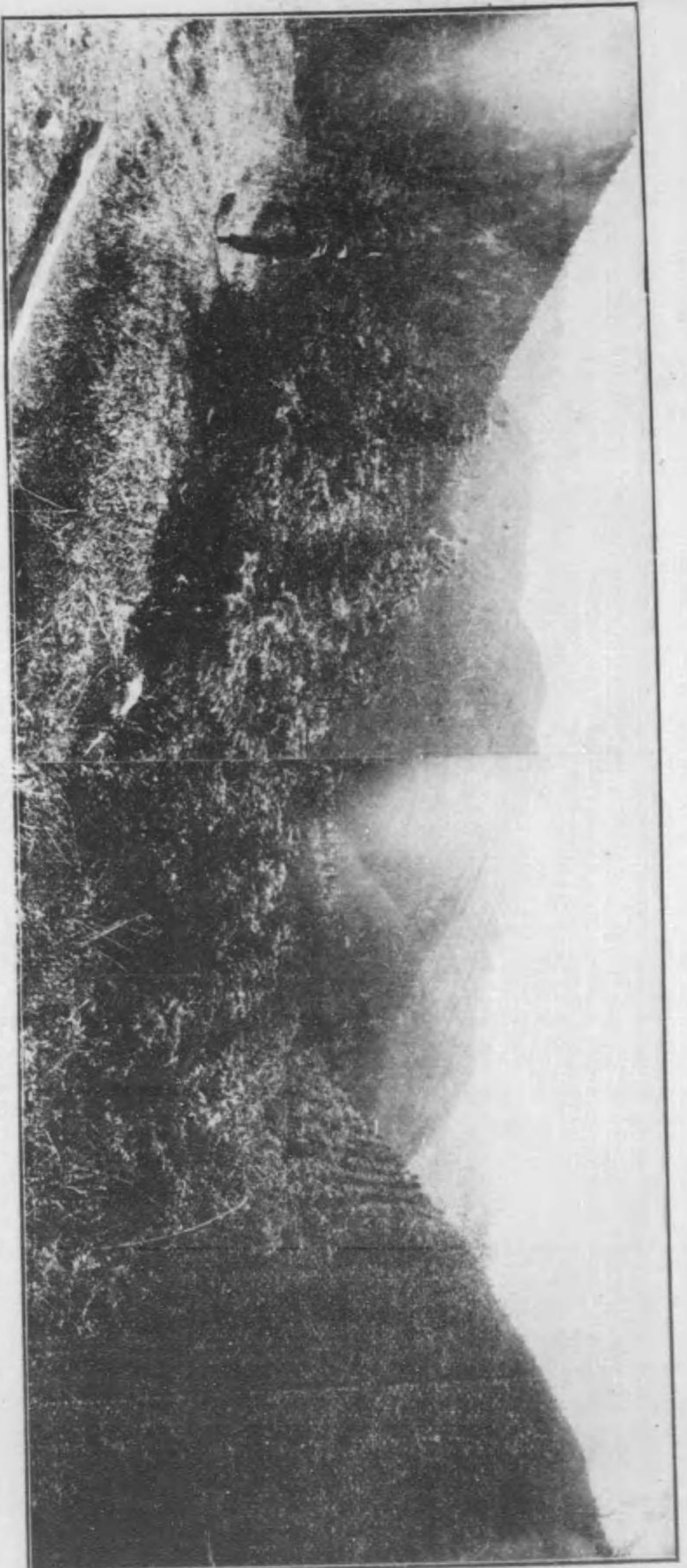


岡山縣苗圃上郡成羽町所在

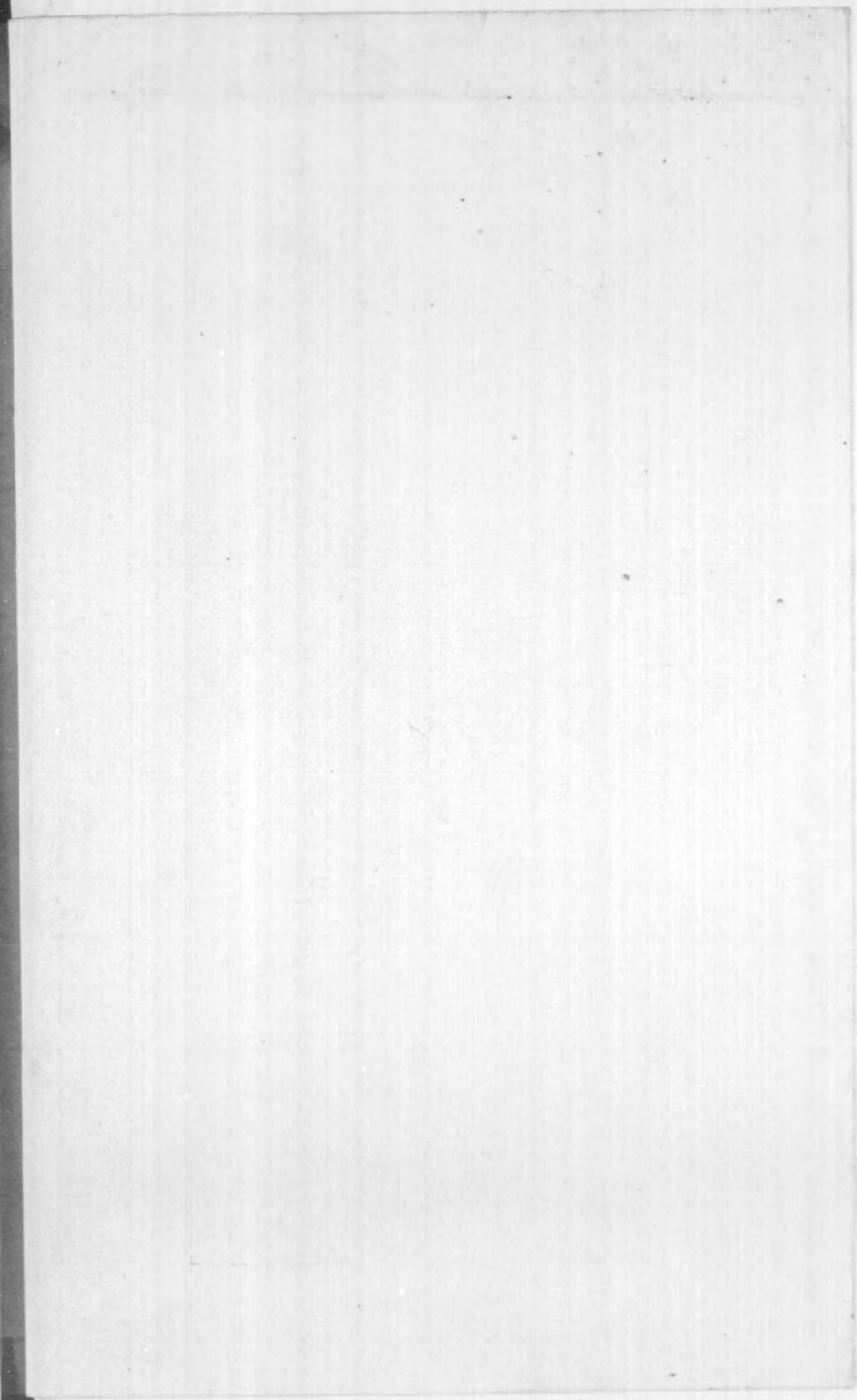
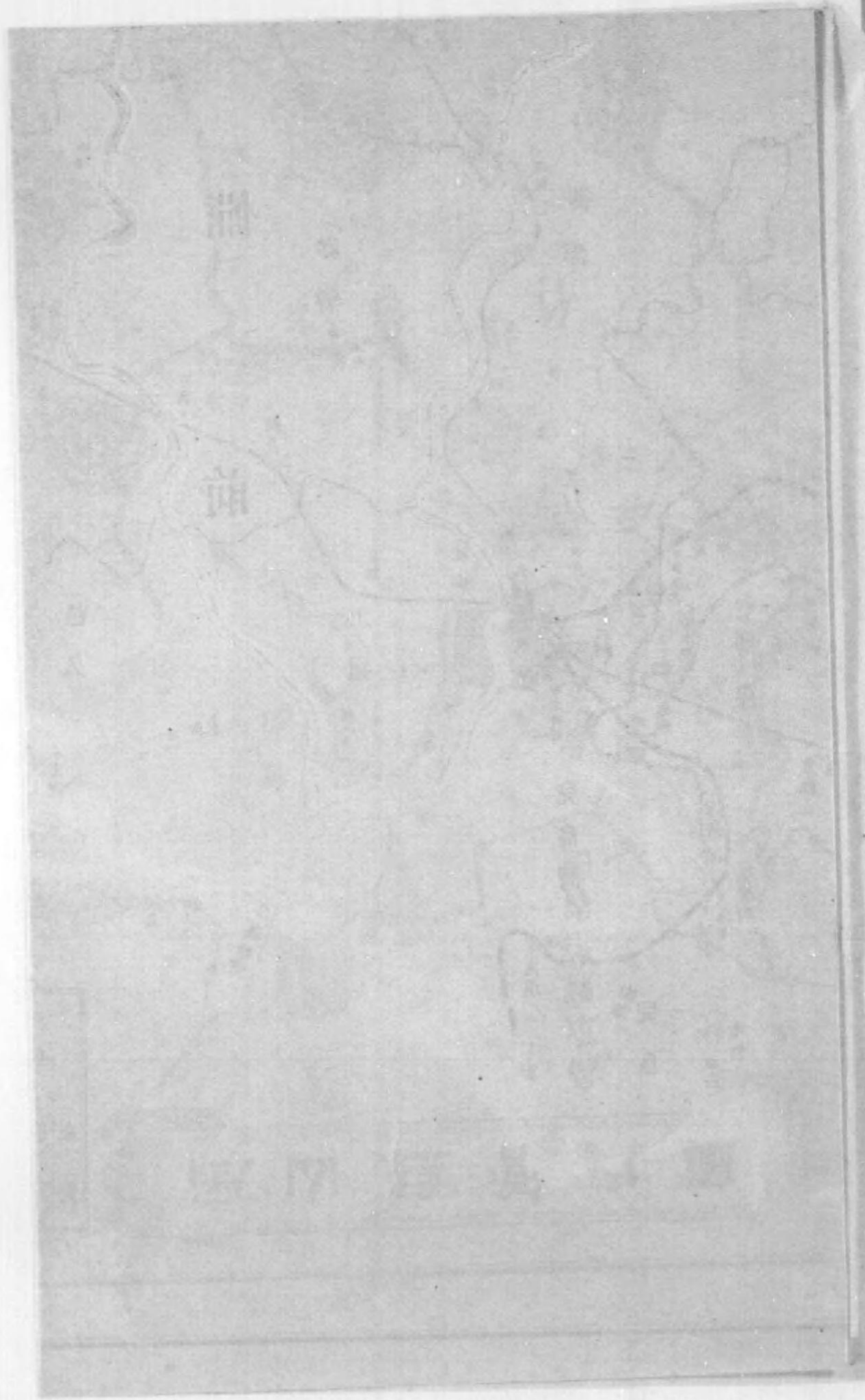




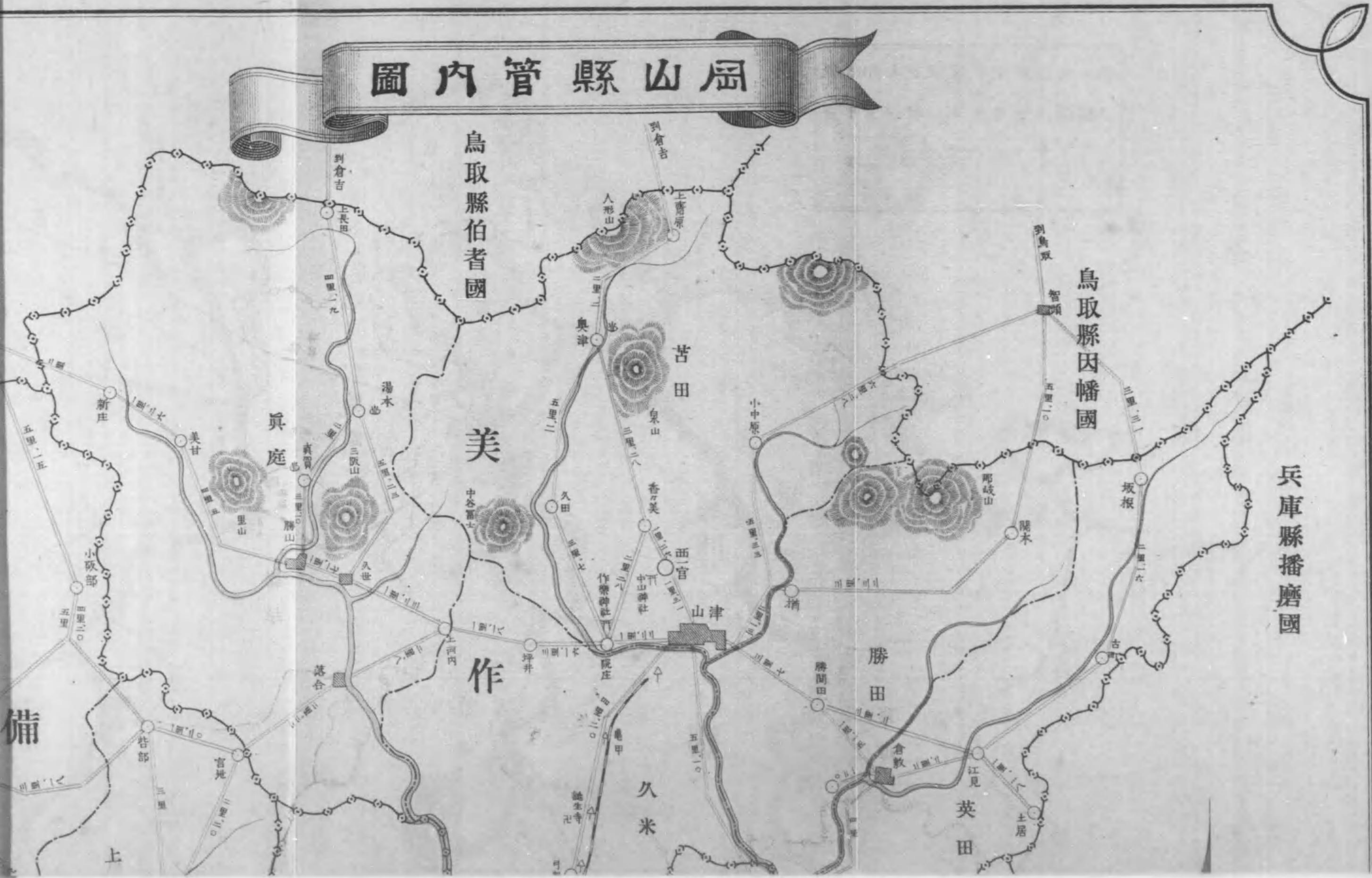
地行施防砂村部建上郡津御縣山岡



吉田郡上茂村在所苦田郡有林



圖內管縣山扇



鳥取縣伯耆國

鳥取縣因幡國

兵庫縣播磨國

美

作

苦田

勝田

英田

真庭

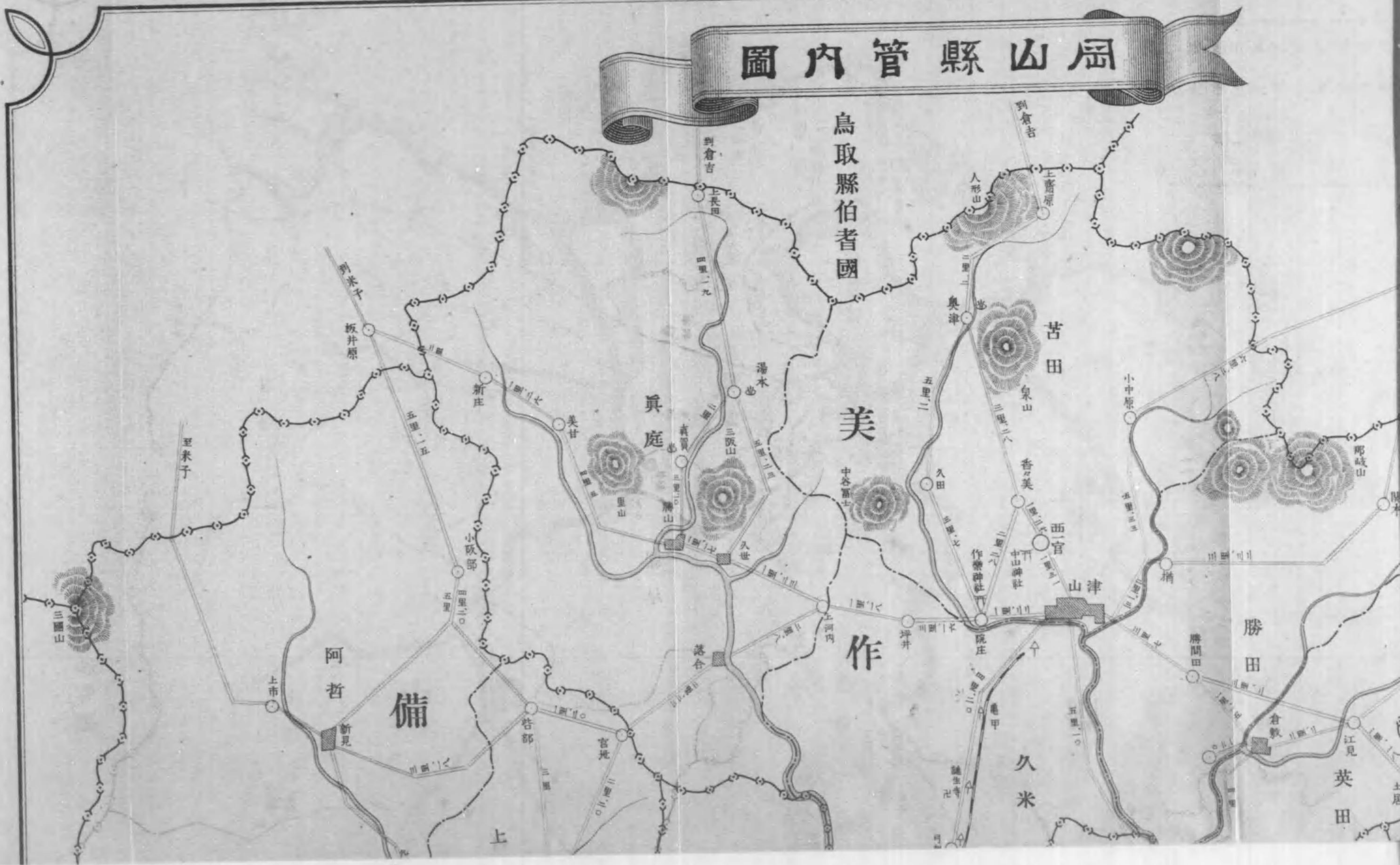
久米

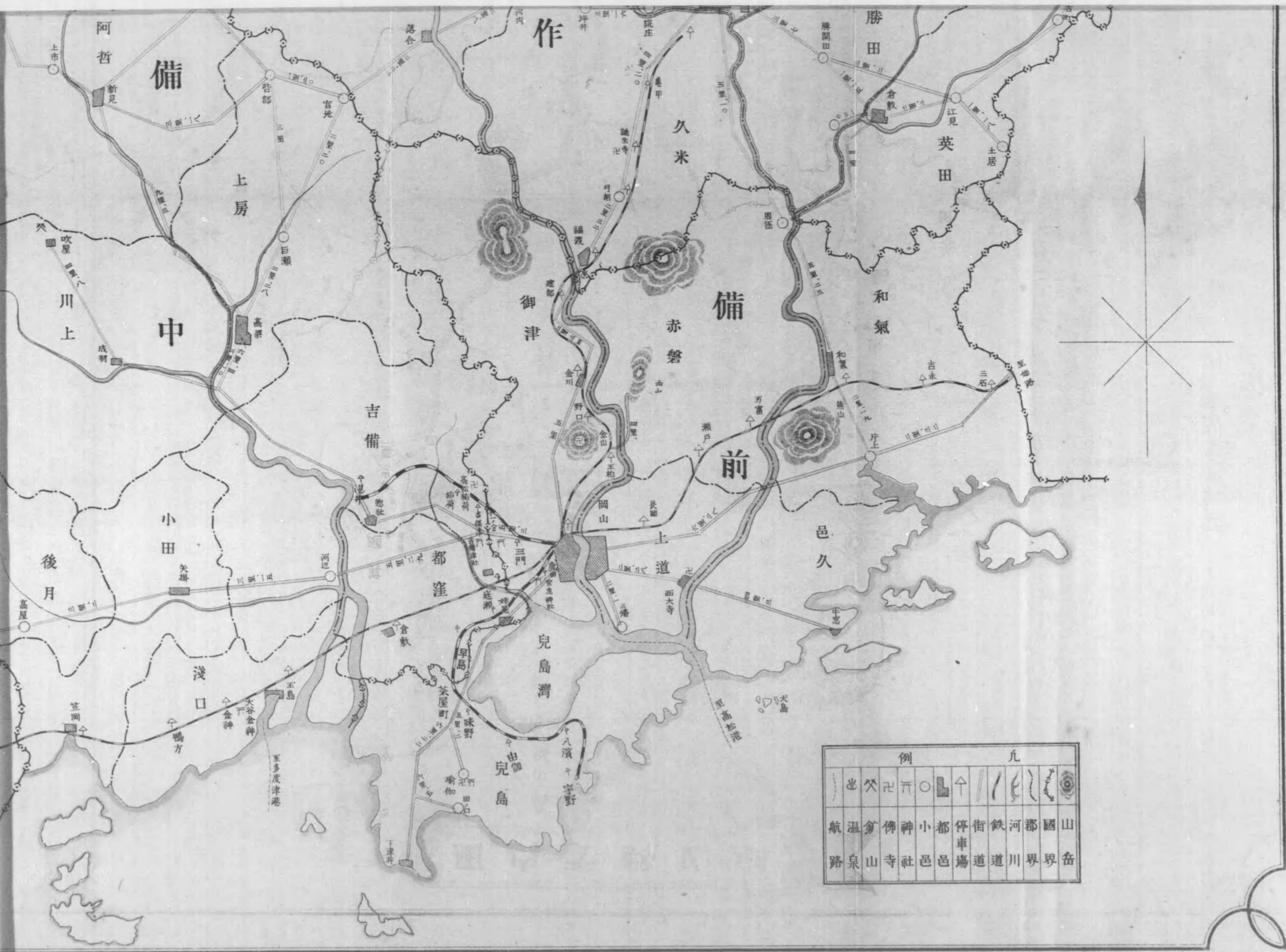
備

上

圖內管縣山岡

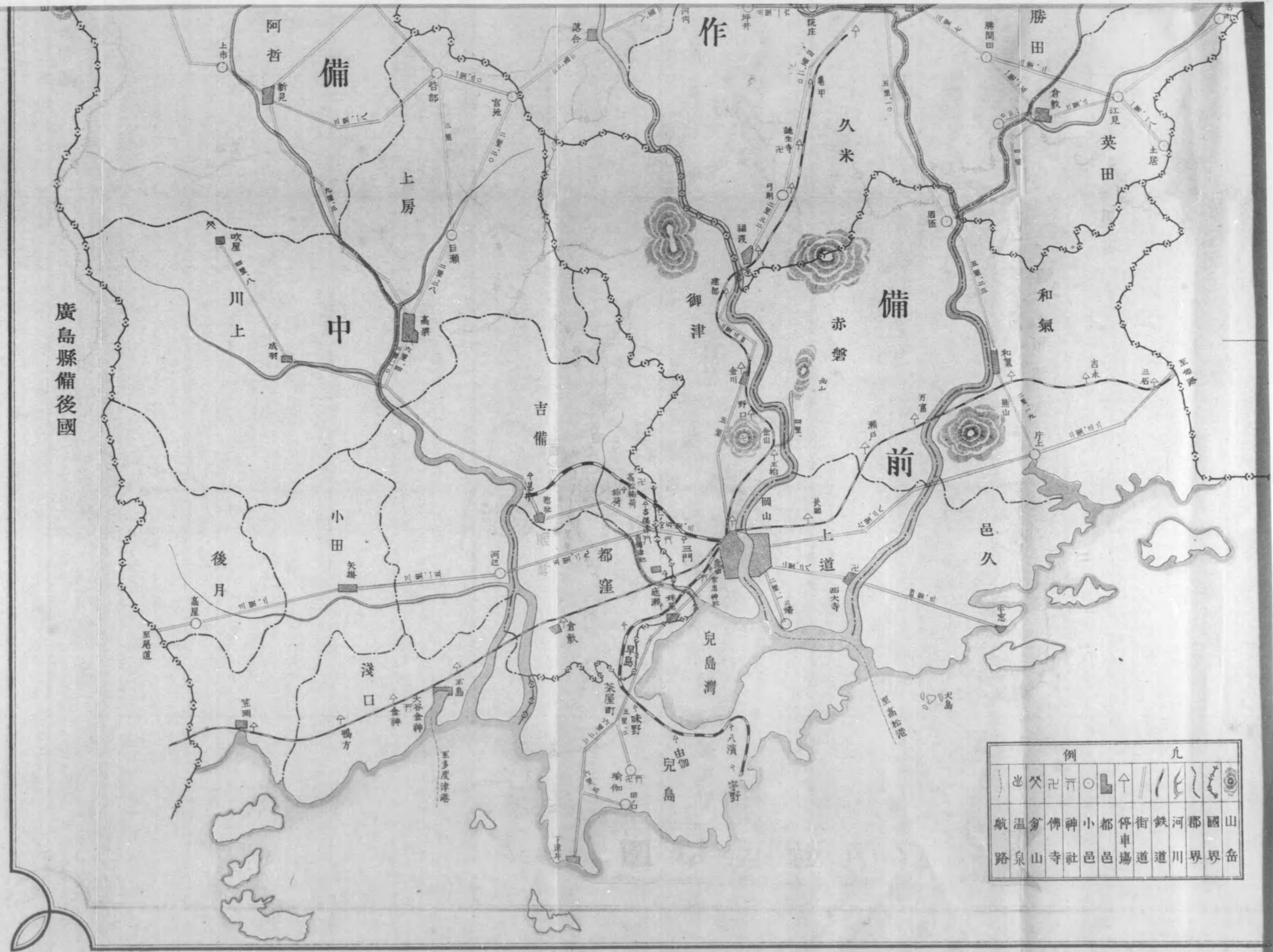
鳥取縣伯耆國





例		凡	
航	温	舟	佛
路	泉	山	寺
		社	邑
		都	邑
		停	場
		街	道
		鉄	道
		河	川
		郡	界
		國	界
		山	岳

廣島縣備後國

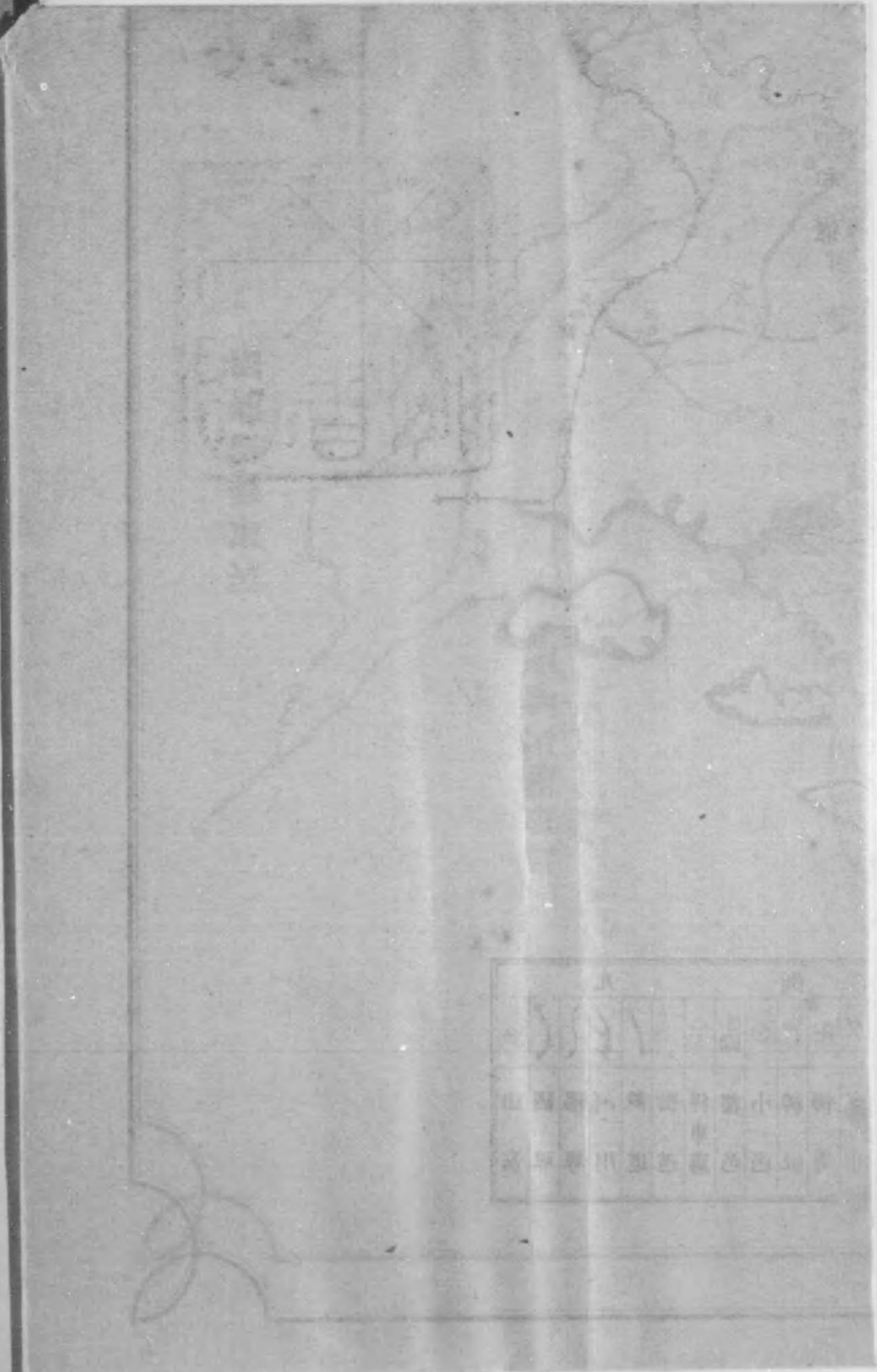


例									
○	●	□	△	▽	◇	◇	◇	◇	◇
○	●	□	△	▽	◇	◇	◇	◇	◇
航	温	窮	佛	神	小	都	停	街	鉄
路	泉	山	寺	社	邑	邑	車	道	道
路	泉	山	寺	社	邑	邑	車	道	道

岡山縣の林業 目次

第一章	第二章	第三章	第四章	第五章	第六章	第二編	第一章
地位	地勢	氣候	沿革	交通	戸口	林業	林政の沿革
.....
一	一	五	七	八	二	一	三

大正
2. 3. 18
内文



第二章	林野の現況	二一
第一節	林野の分布	二一
第二節	地質	二三
第三節	林況	二九
第三章	縣の施設經營	三一
第一節	林業教育	三一
第二節	營林監督	三三
第一	造林命令並營林の指定	三三
第二	公有及社寺有林野の管理區分	三四
第三	公有林野の整理	三六
第四	社寺有林野の整理	四六
第五	荒地復舊事業	四七
第六	開墾の制限禁止	五〇
第七	標柱の建設	五二

第三節	保安林	五三
第四節	獎勵補助	五六
第一	郡農會樹苗圃の補助	五六
第二	縣設苗圃	五八
第三	造林獎勵	六〇
第四	部落有林野の統一	六二
第五	縣有樟模範林	六六
第六	岡山縣山林會	六八
第七	造林補助	六九
第八	林業技術員	七一
第九	五倍子の取締	七二
第十	學校林	七三
第六章	郡の施設經營	七五
第一節	林業教育	七五
第二節	郡有林	七六

第三節	郡農會樹苗圃	七八
第四節	民有林の補助	八〇
第三編	砂防工事	
第一章	沿革	八三
第二章	工法	八六
第三章	施工面積及經費	一〇四
第四編	結論	
第一章	公有林野整理の效果	一一三
第二章	保安林の效果	一一四
第三章	苗圃並に植林の成績	一一五
第四章	砂防工事の效果	一一七

第五章	木材生産消費の關係並將來の生産豫想	一二〇
附錄	林業に関する諸縣令	
	保安林施業規程	一
	公有林、社寺有林施業規程	二〇
	森林組合設置手續	二七
	森林法及同法施行規則中森林警察に関する施行手續	二八
	火入の範圍	三〇
	公有林野造林獎勵規程	三〇
	荒廢地復舊費補助規程	三七
	森林組合設立獎勵規程	四三
	樹苗園獎勵金下附規則	四八
	樹苗下附規則	五一
	造林費補助規則	五四
	砂防取締規則	五四
	土砂打止施行規則	五六
	五倍子取締規則	五七
	流材取締規程	五七

岡山縣の林業

第一編 総論

第一章 位置

本縣は山陽道の中央に位し備前備中美作の三國を管轄す其位置は北緯三十四度十八分より起り三十五度二十一分に至り東經百三十三度十六分より起り百三十四度二十四分に至る東は兵庫縣播磨國に界し西は廣島縣備後國に隣り北は鳥取縣因幡伯耆の兩國に接し南は瀬戸内海を隔て香川縣讃岐國と相對す其幅員は東西二十七里強にして南北二十六里餘に亘り其周圍は百六十四里強にして其面積は四百五十四方里餘なり

第二章 地勢

縣の地形は稍々方形にして北方に陰陽の分水嶺たる中國山脈東西に走り那岐三國

蒜の諸山起伏し其餘脈蜿蜒として南下し分れて二脈となる東しては龍天熊等の山嶺となり西しては鷄足大平等の峰巒となり餘脈南して海に入り兒島の大平島となる此の東西二分脈の包圍せる平地は實に本縣第一の曠野にして沃田遠く連り海に至りて盡く

地勢斯の如く北に高山を控へ其支脈南北に亘るを以て諸川其源を北方の諸山に發し滾々として南に流れ瀬戸内海に入る中に三大川あり曰く吉井曰く旭曰く高梁是れなり吉井川は源を美作の北境吉野郡上齋原村に發し加茂吉野等の諸流を合せ備前の東部に出で南走して海に入る其流域三十四里に達す旭川も亦た眞庭郡川上村に起り新庄備中等の諸流を併せ備前の西部を南流し其流域三十四里にして兒島灣に注ぐ而して松平氏の城地たりし津山町は吉井川の上流に臨み池田氏の城地たりし岡山市は旭川の下流に在り高梁川は源を備中の北部阿哲郡千屋村に發し成羽小田の諸流を合せ末流分れて二派となり共に水島灘に入り其流域二十八里に達す而して板倉氏の城地たりし高梁町此の水脈の中流に位す此の他縣内流域の稍々大なるものは笹ヶ嶺砂足守の諸川とす

是等山川の形勢に依り縣治上三國を一市十九郡に分ち美作に属するものは眞庭吉田勝田英田久米の五郡にして備前は岡山御津赤磐和氣邑久上道兒島の一市六郡とす高梁川の流域に沿ひ阿哲川上上房吉備都窪淺口あり其西に小田後月あり此の八郡を以て備中の地とす而して岡山市は備前の南方に位し市街薨を連ね本縣第一の都會なり

本縣は北方に中國の脊梁山脈屏立せるも高嶽峻嶺と稱すべきものなく唯だ峯巒起伏せるのみ今其の主なるのを掲ぐれば左の如し

名	稱	所	在	地	海	拔
後	山	英田郡東粟倉村				四、四三七
花	山	吉田郡香々美北村、 上齋原村、奥津村、 勝田郡豊田村、豊並 村、廣戸村				四、一七
那	山	眞庭郡新庄村				四、〇九三
毛	山	眞庭郡新庄村				四、〇二二
泉	山	吉田郡泉村、香々美 北村				三、九九〇
上	山	眞庭郡八束村				三、九四九
瀧	山	勝田郡廣戸村、北吉 野村、豊田村				三、九四八
乘	山	吉田郡羽出村、富村				三、八六八
金	山	眞庭郡新庄村				三、八四二
雄	山	阿哲郡上刑部村、千 屋村、菅生村				三、八〇八

笠杖山	唯山	二子山	朝鍋鷺山	擬寶珠山	下蒜山	耳エス山	津黒山	中蒜山	不溜山
真庭郡新庄村	阿哲郡上刑部村	阿哲郡上刑部村	真庭郡川上村、新庄村	真庭郡川上村	真庭郡八束村	真庭郡新庄村、二川村、美甘村	真庭郡中和村	真庭郡八束村	苦田郡羽出村、富村
三、五〇三	三、五二一	三、五二一	三、五八七	三、五八一	三、六三〇	三、六四〇	三、六八九	三、七〇三	三、七二一
尼子山	大山	大佐山	三平山	星山	劍森山	入道山	霞山	日名倉山	山乗山
真庭郡湯原村	苦田郡加茂村	阿哲郡菅生村、上	阿哲郡上刑部村、刑部村	真庭郡川上村	真庭郡湯原村、美甘村	阿哲郡菅生村、千屋村	真庭郡湯原村、中和村	英田郡東粟倉村	苦田郡羽出村、真庭郡中和村
三、二五七	三、二六七	三、二六二	三、三三二	三、三〇〇	三、四〇四	三、四三三	三、四四三	三、四六三	三、四七五

本縣は南方に瀬戸内海を控へたるを以て島嶼も亦た從つて多く近きものは呼べば鷹へんとし遠きものは煙波漂渺の間に隠見す備前に属するものを鹿久居島、犬島、長島、前島、鴻島、六口島、梶島、曾島、石島と云ひ備中に在るものを神島、北木島、白石島、真鍋島、六島、高島、片島、飛島、小飛島等とす港灣は備前に日生、牛窓、宇野、日比下、津井あり備中に

玉島、寄島、笠岡等の諸港あり其位置は皆な瀬戸内海に瀕し船舶の碇泊に適し運輸交通甚便なり

第三章 氣候

氣候は各地一樣ならず南部沿海の地方は中和にして寒暑共に甚たしからず降雪常に少し隔々之あるも積んで寸餘に及ぶこと極て稀なり美作北部及び備中の北方に至りては寒暑共に其差甚だしく極暑と雖も朝夕常に冷氣を感し炎熱は僅かに晝間數時間に過ぎず秋季の交より寒氣襲來し曉霧濛々として咫尺を辨せざること多し而して極寒に至れば常に降雪多く因伯の國境中國山系の連亘せる地方に至りては殊に甚し然れども縣下を通つて之を言へば温和の氣候にして森林植物帶上より之を観察するときは暖帶及温帶に屬す

茲に明治四十三年度平均氣温、降水量、雪霜の季節を掲ぐ

観測所所在地	平均氣温	降水量	降雪ノ季節	降霜ノ季節
岡山市内山下	一五・八度	一、〇七五、五	初日 11月1日 終日 2月1日 中間日數 102	初日 10月10日 終日 2月10日 中間日數 118

赤磐郡瀬戸	一五、六	一、〇五八、一	一一、一六	三、二二	九七	一〇、二四	三、二六	一五、四
和氣郡和氣	一六、三	一、二四、七	一一、一三	三、二二	九〇	一〇、二四	三、三〇	一八、九
邑久郡尾張	一六、三	九五五、四	一一、一六	三、二二	八七	一〇、二四	三、二六	一五、四
上道郡西大寺	一七、〇	九五〇、三	一一、一六	三、二二	八七	一〇、二四	三、二六	一五、四
兒島郡味野町	一五、六	九四九、七	一一、一六	三、二二	九九	一〇、二四	三、二六	一五、四
郡窪郡倉敷	一六、〇	一、〇三六、九	一一、二五	三、二二	八八	一〇、二五	三、二五	一〇、八
淺口郡玉島	一七、〇	九四九、九	一一、二五	三、二二	八八	一〇、二五	三、二五	一五、四
小田郡笠岡	一五、〇	九四九、九	一一、二五	三、二二	八八	一〇、二五	三、二五	一五、四
後月郡井原	一六、三	一、〇〇七	一一、一四	三、〇六	八三	一〇、二四	三、二二	一四、三
吉備郡総社	一六、三	九六一、三	一一、二五	三、三一	九七	一〇、二四	三、二九	一八、八
上房郡高梁	一四、五	一、一八〇、〇	一一、二九	三、二二	一一	一〇、二四	三、〇六	一六、五
川上郡下原	一四、四	一、三一九、三	一一、三〇	三、二二	一三	一〇、三〇	三、一四	一六、七
阿哲郡新見	一四、一	一、四二一、〇	一一、三〇	三、二二	一四	一〇、三〇	三、一四	一八、三
眞庭郡勝山	一三、一	一、五四二、二	一一、三〇	三、二二	一四	一〇、三〇	三、一四	一九、八
苫田郡津山	一四、二	一、二五、八	一一、三〇	三、二二	一一	一〇、二四	三、三〇	一九、八
勝田郡勝間田	一五、七	一、三三、三	一一、一四	三、二二	九九	一〇、一九	三、一〇	一九、五
英田郡倉敷	一五、三	一、二〇、八	一一、一四	三、二二	九九	一〇、一九	三、一〇	一九、五
久米郡原田	一五、七	一、一五八、二	一一、一六	三、二二	九七	一〇、二四	三、一〇	一九、九
平均								

第四章 沿革

本縣は上古史の所謂吉備の國なり神武天皇乙卯の歲東征の際に行宮を當國高島に作り蹕を駐むること三年に及ぶ崇神天皇の十年四道將軍を置くに當り吉備津彦命此の地方を鎮撫す天武天皇の御宇に吉備國を分ちて備前備中備後の三國となし元明天皇和銅六年に備前六郡を割き新に美作國を置く源平以後兵亂相繼ぎ群雄三國に割據し天正年中に至り初て宇喜多氏の統一する所となる關原の役宇喜多秀家收績して其封を失ひ小早川秀秋代て之を領し慶長七年嗣なくして國除かる同八年池田忠繼は備前に封せられ森忠政は美作に封せらる寛永九年忠繼卒し嫡嗣光仲封を因幡伯耆の二國に徙すに及て池田光政代て備前を領す

備中に兩板倉(松山庭瀬)關(新見)木下(足守)伊東(岡田)の諸氏分封せられ幕末に至り蔭田(淺尾)山崎(成羽)の二氏諸侯に班す元祿中森氏嗣なくして國除かれ松平長矩代て美作の一部を領す明和元年三浦明次美作の勝山に封せらる慶應三年松平氏石州濱田城主治所を美作の公文(久米郡後文)中村(あり)に移す維新の後諸侯封土を奉還するに及び備前に岡山藩

を置き備中に足守庭瀬淺尾成羽岡田鴨方松山生阪新見の九藩を置き美作に津山眞島鶴田の三藩を置き舊藩主を以て各々知事に任す明治四年藩を廢するに及て備前に岡山縣を備中に深津縣(後小田縣と改稱す)を美作に北條縣を置く明治八年小田縣を同九年北條縣を岡山縣に合併す明治三十三年に至り郡の分合を行ひ一市十九郡となる

第五章 交通

本縣は鳥取兵庫廣島の三縣と境を接し南部一帯瀬戸内海に瀕して中國の要衝たり沿海に大小の港灣を有し河川又多し道路の改修は漸次完備の域に達せんとし加ふるに鉄道は山陽中國宇野の三線を有し交通運輸の便更に大なりとす將來陰陽聯絡鉄道の開通するに至れば本縣は四通八達を中心となり交通機關茲に大成するに至る

道路は縦横に開通し其内國道は四線にして一は東京より長崎に通ずる第四号國道即ち山陽街道に属し東は兵庫縣界なる和氣郡三石町より備前備中の両國を貫通し

て後月郡高屋村に至り廣島縣に入る其延長二十四里餘なり一は東京より愛媛縣に達する第三十一号國道即ち四國街道にして岡山市に於て第四号國道より分岐し兒島郡下津井町に至り海上四里にして香川縣九龜港に聯絡す其延長八里餘なり一は東京より鳥根縣に達する第二十四号國道即ち出雲街道にして兵庫縣下に於て第四号國道より分岐し英田郡土居村より美作國を貫通し眞庭郡新庄村を経て鳥取縣に入る其延長二十二里餘なり一は東京より第十七師團に達する第五十六号國道にして岡山市に於て第四号國道より分岐し師團司令部に達す其延長十六町餘なり次に縣道に属するものは四十線あり其中他縣に亘るものは鳥取島根兩縣廳に達するものあり兵庫縣廳より本縣美作の東部を経て鳥取縣廳に達するものあり三縣港及び津山驛より鳥取縣倉吉に達するものあり玉島港より鳥取縣根雨に達するものあり三石町より兵庫縣加里屋港に達するものあり合せて七線にして其延長六十五里餘なり其他縣内著名の地より港灣又は停車場に通ずるもの三十三線あり此延長百五十六里餘なり是等縣道は年々多額の經費を投じて之が改修を行ひ以て交通に便せり又各市町村に於ける里道も近來交通運輸の頻繁なる状態に鑑み競ふて改修

の計畫をなし以て改修を實行するに至り縣も亦た其經費を補助して之を獎勵し兩々相俟て完成を期せり

鉄道は山陽線あり本線は兩備を東西に貫通し東は神戸驛に至りて東海道線に接続し西は廣島山口の二縣より馬關海峡を経て九州線に連絡す本縣管内にある線路は東は兵庫縣より來り和氣郡三石町國境より西は小田郡城見村を経て廣島縣に入る此間五十七哩餘にして十三驛を置く中國線は陰陽連絡を目的とするも未だ敷設するに至らず現今岡山市に起り北は美作國津山町に達し三十五哩餘にして十一驛を置く西北は吉備郡總社町宇漕井に通じ此間十三哩餘にして八驛を置く宇野線は岡山市を起点とし宇野港に達す其間二十哩餘にして八驛を置く以上三線の鉄道延長は百二十五哩餘なり

軌道は岡山市内に電氣鉄道あり岡山市上道郡西大寺町間及び吉備郡高松全郡稻荷間を貫通する輕便鉄道あり岡山電氣鉄道は明治四十五年五月の創設に係るものにして岡山驛より後樂園前に至り又た御城下より分岐して市内西大寺町に至る岡山市上道郡西大寺町間に通ずる輕便鉄道は明治四十五年二月の建設に係るものにして

て上道郡西大寺町より起り中間山陽線西大寺驛前を通過し岡山市森下町に至る其哩程七哩餘あり吉備郡高松同郡稻荷間に通ずる輕便鉄道は中國線稻荷驛に起り有名なる稻荷山に至る其間約二哩あり此他目下建設又は計畫中に属するものは宇野線味野驛より兒島郡下津井港に至るものと中國線津山驛より山陽線上郡驛に至るものと山陽線笠岡驛より後月郡井原町に至るものと合せて三線とす

港灣は瀬戸内海に面して大小十數あり笠岡玉島下津井牛窓の四港は多少の改良を加へ之を浚渫したるも到底大船巨船を容るゝに能はず其他の港灣は内部狹隘にして水淺く年々之を浚渫すと雖も殆ど時勢の要求を満足せしむるに足るものなし是を以て去る三十九年より兒島郡中部の南岸に位し香川縣高松港と相對し水深く潮緩く山嶺西北部を圍繞して風浪を遮斷し大小船舶の碇泊に適當なる宇野港の築工に着手したり四十二年に至り竣工し今や大船巨船を寄港せしむべき一大良港を得るに至れり

河川にして舟楫の便あるものは旭吉井高梁吉野成羽小田の六川とす殊に旭吉井高梁の三大川は通船里程各十數里に亘り運輸交通上利便を得ること甚からず

第六章 戸口

現住総戸数は二十四万二千六百十四戸にして一方里平均五百三十四戸強に當り年々増加の趨勢を示せり今之を職業に區別すれば農業大部分を占め其六割五分に當り之に次ぐものは商業にして一割八分に當り工業は八分弱にして雑業は六分弱なり漁業最も少く僅かに三分強に過ぎず即ち左表の如し

業名	戸数	業名	戸数
農業	一五八、二三〇	雑業	一一、七五二
商業	四四、八四五	漁業	九、一二九
工業	一七、六五九	計	二四二、六一四

現住総人口は百二十三万六千七百三十五人にして内男六十二万九千九百一十一人女六十万六千八百二十四人なり一戸平均五人一分にして一方里平均二千七百二十四人強に當る今之を各種の業別に記せば左の如し

業名	人口	業名	人口
農業	八二五、六四八	雑業	八六、〇五〇
商業	二二〇、一八五	漁業	四六、八八九
工業	八一、九九三	計	一、二三六、七三五

第二編 林業

第一章 林政の沿革

往古は到る處山林繁茂して鬱蒼たる状況なりしも人煙の稠きに從ひ濫伐盛んに行はれ加ふるに野火の延焼甚だしかりしより大に林相の荒廢を來したり徳川氏の世に至り百般の制度振起し各藩亦た意を森林の保護に用ひ大に林政の見るべきものあるに至る當時備中美作の地は幾多の小藩又は幕領に属したるを以て諸藩の山林に對する制度も亦區々なりしならん然るに今日に至り是等諸藩の林政に關する舊記は悉く散逸して史料を得るに由なし然れども備前藩の記録は今尙は多少存在せ

るを以て茲に其林政の大要を掲記すべし

寛永九年池田光政公因伯より封を備前に移さるゝに及んで意を林政の刷新に用ゐ熊澤蕃山を擢用して治山治水の根本政策を確立し山林の管理に關する吏員を置き之れが保護取締の任に當らしめ以て林野の保護繁殖を計り或は保安林を設け伐木を停止し或は亦官有の林野に對して植林を行ひ給人林並に民有の林野に對しては大に植林を奨励せしを以て昔日の林相一變して幾多の美林の成立を見るに至れり今左に其制度を略記すれば

往時官林中種々名稱を異にし管掌處理も亦た異り例へば上道郡操山龍の口山津高郡半田山之を三ヶ山と云ひ郡宰の主管に屬し竹木方の管掌せし所なり此山林は城寨邸第の營繕等總て藩主の需要に供するものにして一切斧斤を入るゝことを禁せり然れども橋梁及槓類の用材に限り人民の請願に應じ無代價にて之を給與するところあり操山は城郭接近の地に在るを以て要害山と稱し一切伐採を嚴禁せり各郡の所在の官林を郡方林と云ふ亦た郡宰の主管に屬し元請等の官吏事務を擔任す各山に山守一兩名を配置し嚴に之を監護せしむ採伐するときは下吏出張して鍵印を施

すを法とす

學校付屬林あり學校の用に供す和氣郡和意谷村敦土山吉田村日の丸山開谷新田山學校山是れなり其事務は學校奉行の所轄にして吏員を置いて之を保護し容易に立木の拂下をなさず

津高郡加茂山官林には古來より一種の慣例あり其處置亦自ら異なる其管理は郡宰に屬し官林四ヶ所の要地に番所を設け元請役在勤して時々山中を巡回し山廻以下は私宅より通勤し毎日其擔當區内を巡視し盜伐を防ぎ火災を警め嚴に看守に従事したり給人林あり藩士の采邑等によるものにして藩主より附與せられしものなり此の林は當時目前の收利にのみ着目し頻りに伐採したりしが光政公嚴に之の弊風を矯正し大に植林を奨励せられしにより給人林は昔日の林相を一變して美林の成立を見るに至れり又社寺有林あり之れ領内一般の社寺へ特典を以て附與せられしものにして該林地上に於ける枯枝枯損木小柴等は住職又は神職に採收を許され用材は社寺の修繕又は再建の外一切伐採を許さざること、なれり私有林に對して光政公以來山林の保護より樹木の植栽に至る迄監督奨励せられたるを以て林相を一變して

幾多の森林の成立を見るに至れり而して樹木の伐採に對しては各自自由に採伐すること許さず必ず許可を要すること、なせしもの、如し

管理職制

郡代一人を置き官林を管理せしめ其下に郡目付一人浮郡目付一人木伐り見届(定員なし)を置き官林を巡視し部下を監督せしむ而して各官林には一と山毎に元請一人乃至三四人元請加一人乃至三四人廻り下廻り二三人下廻り帖付(定員なし)を置き所管内の官林を巡視し保護の任に當らしむ

保護取締

郡宰は在職中一回部内の官林を巡視し郡目付は毎年春秋二季に巡視す元請は常に各官林の要地に設けられたる番所に駐在して時々巡回監視し山廻は毎日部内を巡視し盗伐を警め火災を豫防す若し暴風等ありて非常の損木ありたるときは直に元請に通知して處分を乞ひ元請は之を當直の目付役に報告す山林に失火ありたるときは係員監督をなし防禦は總て近傍村民の義務として之に當らしめたり入林するものあるときは鑑札を交付し紛失せしときは届書を村吏に出し村吏は直に其顛末

を書し之を山方に具申し全く其過失なる所以を明らかにし保證して内濟を乞へば山方は之を聽し以後取締の爲め本人は勿論家族に至る迄一ヶ年間入山を禁す又國土保安上に關し伐木を停止せり

山林に關する犯罪の處刑は其詳細を知るに由なきも要するに其犯罪の輕重により斬禁獄或は手錠閉門等に處したり今茲に其種類及處分の例を掲ぐれば左の如し邑久郡(備前)に於て官林の樹木を盜伐したる者は逮捕して之を獄に下し落葉下草等を盜採したる者は數十日の閉門に處し其罪の未だ發覺せざるに當り自ら謹慎閉門し村吏を以て免罪を乞ふ時は其罪を問はざりし一例あり

津高郡(全上)に於ては享保年間加茂山官林の松樹を盜伐したる者あり之を斬刑に處し紙工村平松と稱ふる所の岩上に梟首せるを以て里民之を首刺岩と稱す又村民十藏と云ふ者あり官林の篁竹を盜伐し中田村橋上に於て死刑に處せられたり今傳て之を十藏橋と稱す此他官林を盜伐したる者は總て終身禁獄に處したりと云ふ

利用處分

札木拂と稱したる制規ありて散落せる枝葉及び根株等(伐採后三年以上のものに限る)は希望の者に

鑑札を交付して之を株取せしむ鑑札は平素元請之を領置し希望者住地の遠きものは一人に付銀札八厘を徴し近き者は一分を収めて此の鑑札を交付したり若し牛馬を牽きて入山するときは別に牛馬一頭毎に之を交付し以て料金を徴收せり

立山拂と稱する制規あり村方の請願に依り元請出張して樹木の老少疎密を調査し區域を定めて拂下を許可するを云ふ然れども松椈榿杉扁柏栗樺櫛等は留木と稱して嚴に伐採を禁せり拂下代價は凡そ一日四十貫目と定め一日壹厘を徴集し其后貳厘に變更したるも其實は殆ど無代價と同一なるを以て官林道路の修理火災の防禦等は村民の義務として之を負担せしめたり

各種の茸類は留山の外請場村民をして自由に採取せしめたり

叙上の如く備前藩に於ては重きを治水植林に置き以て森林保護繁植を圖り大に林政を更張せしに依り昔日の林相は一變して幾多美林の成立を見るに至りしなり降て王政維新となり交通運輸の便大に開け土木の事業も亦た盛に起り木材の市價日に月に騰貴し森林の濫伐は到る處に行はれ再び林相の荒廢を來し明治十年の交に至りては殆んど其極に達したり是を以て早害水災頻りに至り其底止する所を知ら

ざらんとす此に至り當局者は治水上森林保護の忽にすべからざるを悟り明治十六年縣費を以て始めて砂防工事を起し荒廢せる山林の保護生育を計るに至れり然れども其事業は一局部に上り未だ顯著なる効果を見るに至らず偶々明治二十五年縣下未曾有の大水害あり其創痕未だ癒むざるに翌二十六年又更に前年より甚大なる水害あり之が爲め財産の流失人畜の死傷其數を知らず是に於て當局者は益々森林保護の必要を感し明治二十九年より大に治水費を増加し荒廢地の復舊に努め一面保安林を設け伐木を制限せり明治三十年森林法改正發布せられたるを以て翌三十二年縣令を以て植樹獎勵金下付規則を定め公有林野の造林者に對し獎勵金を下付すること、なし明治四十三年に至り造林獎勵金下付規則と改正又全三十二年以來林業巡回教師を置き明治三十九年勅令に依り林業技師林業技手に改めらるる新業の指導開發に努めしめつ、あり全三十三年樹苗園獎勵金下付規則を發布し郡農會の樹苗園に對し獎勵金を下付し全三十四年に至り保安林施業規程並に保安林取締規則を發布し以て保安林の施業取締を勵行せり全三十六年に至り本縣山林五十年經營の大方針を定め爾來其方針に基き積極的方針として明治三十六年縣苗圃を設置

し苗木を養成し無代價を以て之れを郡農會に下付し同年縣令を以て造林補助規則を設け造林命令地の植樹者に對し補助費を下付する等専ら斯業の指導啓發に努め又消極的の方針としては明治三十六年度以來林業調査員を設け保安林の調査整理に従事せしめ或は明治三十九年無立木地に對し造林の命令を行ひ全四十一年公有林社寺有林施業規程を發布し以て公有林野並に社寺有林野に對し施業の計畫を確立せしむ同年森林法及び同法施行規則中森林警察に關する施行手續を發布し木材に關する印章規程及び火入取締規則を定む全四十四年に至り荒廢地復舊費補助規程を發布し治水上重要な關係ある公私有社寺有の保安林に對し地盤保護工事並に保護植樹をなす者を獎勵し之に補助金を下付するの制を定む同年森林組合設立獎勵規程を發布し以て荒廢地に對し造林組合を設立する者あれば之に補助費を下付するの規程を設く今四十五年火入の範圍を規定せる縣令を發布し以て火入の取締を嚴にしたり

如斯一面には積極的方法を以て指導獎勵に力を致し以て斯業の啓發を圖り一面には強制的手段を以て森林法を勵行せるより逐年林相の美觀を呈し荒廢地復舊の成績も示た大に見るべきものあるに至れり此の趨勢を以て年所を閲せば將來幾多の美林造成せられ以て國土保安上の効果を完ふし且つ縣民の福祉を増進するに至り又從て夥多の林産物を生産し以て國富の源を開くに至るや期して俟つべきなり

第二章 林野の現況

第一節 林野の分布

本縣山林の總面積を算すれば實に三十三万七千三百三十四町五反歩に達す其内國有林三万三町三反歩あり民有林三十万七千三百三十一町二反歩あり之を合せば全縣地積の六割を占め耕地積の約三倍に當る今之を郡別並に所有別に表示すれば左の如し

郡名	國有林	公有林		計	社寺有林	私有林	計
		町	村				
岡山市	一〇九、二	—	—	—	二、九	三三、八	一四六、九
御津郡	三、四七八、一	—	九五、三	一、〇七三、四	一四三、八	七、七七八、一	一三、八七四、四

赤磐郡	一、〇三三、〇	五六、九	二九八、七	三、〇一七、三	三、三七二、九	六七、五	四、〇二四、九	八、四九九、〇
和氣郡	一、七八八、一	一、一八八、二	一六二、一	二、三三三、二	二、七〇三、五	一四〇、六	六、九九二、四	一、二六二、〇
邑久郡	五三六、二	一、一	一三四、二	一〇三、八	二二九、二	三四、一	二、六〇六、五	三、四一六、〇
上道郡	六八六、八	—	三九、〇	一、二五、二	一六二、二	四三、三	一、〇〇〇、二	二、〇九四、五
兒島郡	九七、一	一三〇、七	四〇二、八	一、六二二、〇	二、一五五、五	一一、五	四、二一六、三	六、二八四、四
郡窪郡	一、一八	—	八九、三	一、四三、三	四三三、六	一〇九、五	二、五五八、九	三、一〇二、八
浅口郡	九四、七	二、七	一一〇、二	四二七、五	五五〇、四	一〇九、九	二、二六、七	二、九八三、四
小田郡	三〇一、三	三三七、九	三五四、六	二、二〇三、五	二、九〇六、〇	四七五、九	七、一四二、八	一〇、八二六、〇
後月郡	四一、〇	二七二、七	四三九、四	六八一、九	一、三九四、〇	一八六、六	六、三八四、二	八、〇〇六、八
吉備郡	四五九、三	五三三、三	九〇〇、五	四、三八一、五	五、七二六、三	三二八、七	一五、一八九、二	二一、七〇四、〇
上房郡	九一六、九	二六三、八	三三二、二	二、三四八、一	二、九四四、五	一九六、九	六、〇〇五、八	一〇、〇六四、一
川上郡	四七九、八	一七、四	六五、六	三、三一四、七	三、三九七、七	五一六、一	二二、五一六、九	二六、九一〇、五
阿哲郡	八、四九八、七	—	一四二、五	九、〇一四、四	九、一五九、九	五〇六、五	三九、四一四、一	五七、五八〇、二
眞庭郡	一、三一六、三	一六、二六一、〇	二、三八四、〇	四、八七五、八	二五、五二〇、八	六八一、八	一九、二四三、二	四四、七六二、一
苦田郡	六、二四一、〇	四、一五二、〇	七、〇九九、三	八、三八六、九	一九、六三八、二	二六〇、七	一九、六一、二	四四、七五二、一
勝田郡	一、七九八、六	三〇、五	一、五八四、〇	四、七〇四、〇	六、三一八、五	八三、一	七、二三四、三	一五、四二四、六
英田郡	八一六、二	六三、四	八三、八	九、〇二九、一	九、二七六、三	一五九、二	一〇、〇三八、九	二〇、二九〇、六
久米郡	一、三〇七、二	一、六九九、八	一一、三	六、五五一、八	八、二五二、九	二八八、五	一一、八三一、四	二二、六八〇、〇
計	五、〇〇五、三	二五、一二二、五	一四、七三八、三	六五、七五三、四	一〇五、六四四、二	四、四五五、一	一九七、二六三、九	三三七、三三四、五

第一節 地質

本縣南部の地質は其大部分は石英粗面岩にして其間に花崗岩及び閃緑岩を交へ秩父古生層所々に小區域をなし露出せり中央部は秩父古生層大部を占め北部は花崗岩閃緑岩等の地域に属す而して是等岩層の間に石英斑岩玢岩石灰岩片岩系等の諸岩及び中生紀層三坂層三疊層第三紀層第四紀層を交錯せるを以て岩石及土壤の分布頗る複雑せり特に備中の中央以北に於ては其然るを見る今左に是等の地質に就き畧述すべし

本縣下に分布せる水成岩並に火成岩類を其發生期の新舊により分つときは左の如し

- 第一水成岩類
 - 一、太古層
 - 二、古生層附石灰岩

三、中生紀層附三疊層御坂層

四、第三紀層

五、第四紀層

第二火成岩類

一、花崗岩

二、閃綠岩

三、石英斑岩

四、玢岩

五、石英粗面岩

六、火山岩層

第一 水成岩

一、太古層

本層は本縣に於て其分布區域極めて狭少にして僅に眞庭郡吉田郡の一部に發育するに過ぎず本層を構成する岩種は千枚岩石墨雲母片岩並に雲母片岩の二種とす

二、古生層 附石灰岩

本層は其露出區域頗る廣大にして本縣の中央に於ては長く東西に露出し西は備後の國境より東は播磨の國界に亘れり尙は南部及び北部に於ても所々に小區域をなして露出せり本層を構成する岩種の多くは粘枚岩にして凝灰岩は僅に其一部を占むるのみ

石灰岩は縣下北部に於て所々に小區域をなして露出せるも其最も多く露出せるは阿哲及川上の二郡とす就中阿哲郡の草間石蟹郷の兩村に於ては最も發育せり而して其一部は品質をなせるものあり

三、中生紀層 附三疊層及び御坂層

本層の一は勝田郡津山川の東岸に起伏せる台地を構成して東方に走り殆ど倉敷川の西岸に達す一は英田郡に於て梶並川及び吉野川の中間に起伏せる丘陵台地を構成す其他本層は久米赤磐英田の三郡の南端に於て小區域をなして露出せるを見る本層を構成せる岩種は砂岩粘板岩凝灰岩の三種とす

三疊層は川上郡成羽近傍及び地頭附近に於て最も能く發育し又た後月郡共和村川

上郡高倉村に於ても小區域をなして露出す本層の岩種は頁岩砂岩凝灰岩の三種とす

御坂層は阿哲郡新見近傍に於て高梁川の東岸に位せる高地の一部を構成し其幅員長く南北に露出す然れども其區域極めて狭少なり本層を構成せる岩種は主に凝灰岩なりとす

四、第三紀層

本層の最能く發育せるは勝田郡日本原野及び苦田郡津山町附近とす其他阿哲郡野馳神代丹治部新見万歳の各村及び岡山市の東なる門田御津郡馬屋下都窪郡山手菅生妹尾の各村等の丘陵又は低地に小區域をなして露出す其岩種は砂岩礫岩及び頁岩の三種とす

五、第四紀層

イ、洪積層

本地は苦田郡津山町の東西及び勝田郡勝間田町地方に於て第三紀層の周縁に接續填充し又英田郡土居村の西南江見川の上流の兩岸に存在す備前に於ては邑久和氣、

赤磐上道御津の各郡に於て古期岩層の周縁に沿ひ或は其岩層間の窪地を填充し小區域をなして散在露出せり

ロ、沖積層

河邊の平坦低地は大部本層に属す其地方の重なるものは本縣南部にして岡山市東西の平野數里の地とす

第二 火成岩

一、花崗岩

本岩の露出地は頗る廣大にして殆ど本縣全面積の三分の一を占む其北方に於ては陰陽兩道の脊梁山脈たる中國山脈を構成し南下して作州の北部大半を占む其南部に於ては淺口小田吉備兒島都窪上房御津上道赤磐の諸郡に於ける大半の地域に露出し縣下各郡を通つて本岩の顯出せざる所なし本地盤を構成する岩種は多くは閃雲花崗岩にして其組織粗なるを普通とす

二、閃綠岩

本岩は勝田英田和氣の諸郡の一部に露出し赤磐真庭小田後月の諸郡に於ても小區

域をなして露出せり

三、石英班岩

本岩は備中、備後の國境に位せる大山及び龍王山より起り北進して川上郡湯野村阿哲郡神代村の高地を経て上市村地方に到り又た東に折れて黒髮山に達す其他阿哲郡北部及び眞庭苦田の諸郡に於ても小區域をなし露出せり

四、玢岩

本岩は其露出區域極て狹隘にして川上苦田久米の三郡の一部に露出せるのみ

五、石英粗面岩

本岩は火山岩中其露出區域最も大なるものにして和氣郡に於て最も多く露出し赤磐英田勝田久米の諸郡に於ても亦た大區域をなして露出せり

六、火山岩層

本層は伯耆の大山なり迸發したる岩液岩塊火山礫火山灰等の凝結したるものなり其地域は眞庭郡中和村、八束村及び川上村の茅部野原野とす地勢は平坦峻峻一様ならざるも概して急峻地に属す然れども絶峻と稱すべきもの

は極て稀なり

地味は南部に於ては概して瘠悪なるも中央部に至るに従ひ漸次肥沃の度を増し秩父古生層の出現する所に至りて著しく膏腴となり北部花崗岩地方に至れば原生林の地域を除くの外地味稍々劣るものとす

第三節 林 況

本縣の林野は森林植物帶上より觀察するときは水平的に於ては北方一小部分を除くの外全部暖帶の區域に属す垂直的に於ては二千尺以下の地は悉く暖帶の地域に属し二千尺以上の地域は温帶林に属す故を以て能く植物の生育に適し生長頗る旺盛なり近時南部に於ては盛に黒松樟を植へ中央部に於ては黒松杉扁柏櫟を植へ北部に於ては杉扁柏及び櫟を植ゆるに至りしを以て黒松杉扁柏櫟の美林は各所に成立するに至れり

本縣林野の現況は山林全面積の三分の二は樹林地にして他は無立木地たり其樹林地たるや南部は赤松及び黒松の單純林最も多く其間に櫟類の常緑潤葉樹林及び櫟枹等の落葉潤葉樹林散在す中央部は落葉潤葉樹即ち櫟枹雜木の生長旺盛なる地域

なるも赤松侵入して赤松の單純林又は赤松と落葉調葉樹と混生せる所少からず常
綠調葉樹林は唯だ神社佛閣等の地に於て之を見るのみ北部に至りては純然たる落
葉調葉樹林にして其主林木は栴檀檜栗七葉樹等なり然れども又た往々杉扁柏樅の
混生せるものあるを見る今縣下に於ける主要なる樹木を擧ぐれば左の如し

針葉樹

すぎひのきもみつががやいぬがやひろまついてうあかまつくろまつ等

常綠調葉樹

あかやしあらかししらかしうららるかしうばめがししひやまももしろだもこの
きやまぐるまやぶにつけいつばきさかきひさかきもつこくろよごくす等

落葉調葉樹

くぬぎあべまさこならおほならくりしでみづきふないぬふなかしはけやきさくら
みづめさくらいたやかむでがむで類うりのきごんせついものきごるのきやまなら
しは、のきどちのきかつらぬるではりざりこぶしくるみしなのきはんのきぬのき
ひくのきくはふしうららるのきやまなし等

竹類

まだけばちくまうさうちくやだけめだけなりひらだけくまさ、すゞたけくろちく
等茲に民有山林を作業別に區分すれば左の如し

喬林 八萬四百六町步

矮林 九萬八千六百五十四町二反步

中林 三萬四千六百五十二町步

竹林 二千四百二十町步

無立木地 九萬千二百町步

計三十萬七千三百三十一町二反步

第三章 縣の施設經營

第一節 林業教育

林業の改善發達を計らんと欲せば必先づ林業教育の施設なかるべからず是を以て
本縣に於ては明治三十年岡山縣農事講習所を開設し森林專修科を加へて林學を教

授せり之を本縣林業教育の嚆矢とす同三十二年農事講習所を廢すると同時に岡山縣立農學校を設置して農學及び林學を教授せり卒業生は今日に至るまで森林專修科四名にして岡山縣立農學校四百二十七名の多數に達せり
 明治三十四年勝田英田の二郡聯合して毎年壹万貳千貳百六拾餘圓の經費を投トて農林學校を勝田郡勝間田町に設立し農學及び林學を教授し以て斯業教育の普及を計れり之れに對し縣より毎年千六百圓の補助費を下付せり以て之れを助勢せしめつゝあり而して本校卒業生は明治四十五年三月末の調査によれば二百三十三名なりとす

青年子弟に林學を教授するは前記の學校教育を以て稍々其目的を達するを得べしと雖も翻て山林の實況を通覽すれば更に急施を要するもの甚だ多し是を以て明治三十二年縣に林業巡回教師を置き林業講習會を開き或は時々斯業の大家又は知名の士を聘し斯業に關する講演會を開き以て林業に關する智識の啓發に努め或は製炭教師を置き木炭製産地の各郡に製炭の講習をなし以て製炭改良を計る等専ら斯業の改良發達に盡くす所あり茲に林業の講習を修了せる者を舉ぐれば其數約三千

名にして講話の回數約八百七十回に及ぶ是等學校の卒業生及び講習修了者若くは聽講者は各々地方林野の整理開發に或は學校林の植栽等に努力し着々其實効を舉ぐ本縣林業の基礎を確立するに至るは是全く斯業教育の普及に基くものにして一日も忽諾に付すべからざるなり

第二節 營林の監督

第一 造林命令及び營林指定

造林命令及び營林指定を要する個所は吏員をして之を調査せしめ可成之が干渉を避け獎勵誘導に依り改善の實を舉げしむるの方針なり其造林命令地は森林法發布以前より無立木地となり又は荒廢に屬する林野にして國土保安上必要なる箇所に對し之が命令を執行せり營林指定地は公有及び社寺有林にして國土保安上輕微なる箇所なるも之を放置するときは經濟の不利となり又は荒廢に歸するの虞ある箇所に對し之を指定するの方針なり此二件を實施したるは明治三十三年舊森林法第三條により實測面積四十三町二反二畝十三歩の山林に對し營林の指定をなし明治

三十九年舊森林法第五十五條に依り實測面積二百四十五町六歩の地に造林を命令したるに過ぎず將來尙ほ前述の方針に依り之を實行せんとす

第二 公有並に社寺林野の管理區分

本縣に於ける公有及び社寺有林野の管理區分は絶対に將來森林として施設經營すること能はざるもの之を例せば耕地間に介在せる土地にして林木を養成する時は樹陰耕地を蔽ふもの、如き又は岩石地砂止場土石採掘場新地の吹上等の如きは森林法施行規則第二條に依り森林として管理せざるものとなし所有者をして管理區分書を提出せしめ之に認可を與ふること、せり而して此等は其面積狭小にして一町歩に満たざるもの多し若し其面積にして一町歩以上のものなるときは實地踏査をなし事實森林として管理すること能はざるものに限り之を認可せり

柴草の採收地及び放牧地は之を森林中に包含せしめ採草地なる名稱の下に經濟上の都合により當分の内採草又は放牧を許すこと、なせり元來是等の土地は絕對的林地にあらざるを以て經濟上の關係より變動あるは免るべからざるものなり殊に

現時の如き過度時代に於ては一時に採草地を減縮して俄に多大の造林地を設定せしむることは森林保護上却て惡結果を生ずるに至らん是を以て之等の地は全部森林として管理すること、なし今後に於て漸次造林地に編入するの豫定なり

茲に公有及び社寺有林野に於ける管理區分の面積を表示すれば左の如し

公有林社寺有林管理區分表

郡市名	公有林	社寺有林	計
岡山市	0	1,335	1,335
津山市	10,000	8,820	18,820
赤磐郡	1,777	1,244	3,021
和氣郡	1,118	1,120	2,238
上郡	1,190	0	1,190
邑道郡	1,335	871	2,206
兒島郡	1,235	988	2,223
都窪郡	1,933	671	2,604
淺田郡	4,000	3	4,003
小郡	8,820	988	9,808

第三 公有林野の整理

本縣の公有林野は其面積頗る廣大にして土地台帳の示す所に據れば十萬五千餘町歩あり之を實測すれば少くも十三萬町歩を下らざるべし而て此の内三萬町歩は保安林に屬し十萬餘町歩の大部は町村又は部落住民の共同使用地に屬す此共同使用地は其町村又は部落住民或は入會町村又は入會部落住民隨時入山して綠肥及び飼

後月備郡	吉房郡	上上郡	川哲郡	阿庭郡	眞田郡	勝田郡	英田郡	久米郡	合計
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

六、一	一、三	九、九	一、〇	一〇、九	一〇、五	一、一	八〇、九	二、三	二、六	三、八	三、三
五、五	一〇、三	二、六	三	七、一	二、七	二、九	五〇、〇	三、三	一、八	二、〇	七、七
一、六	一、三	二、五	一、三	一八、〇	三、二	一、四	一、〇	五、〇	二、二	二、二	五、九
五、〇	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二

料を採收す然れども施業の制度設定なきを以て土地を利用するの道を知らず其所爲極て粗放に流るゝもの多し柴草刈取地の如きは競て利便の地を選び局部点々蓋採し其大部は荆棘の蔓延に委するに至る之が爲め毎歲火を放て荆棘を焼き以て其蔓延を防止するに過ぎず又放牧地の如きも適當の設備を施すことなく只原始的に牛馬を放牧するに止り毎年火入をなし其地被物を燒燼して顧るものなし故を以て地力年を追て衰へ柴草の生産額を減少し林地を荒廢せしむること實に多大なりと謂ふべし是れ國家經濟上不利の極なるのみならず國土保安上忽諸に附すべからざるなり此弊を矯正するの目的を以て去る三十八年訓令を以て公有林野整理規則を發布したり四十年に至り更に之を縣令に改め總て公有林野は造林地と採草地とに區分し實測を了し施業の要領を定め知事の認可を受けしめ以て荒廢せる公有林野を恢復し土地を集約的に利用するの方針を採り縣下を三區に分ち三名の技術員をして之を指導督勵せしむ今日に至るまで整理をなせしものは三百六ヶ町村にして其面積七萬三千六百餘町歩なり殘部は入會權等の複雑なる關係を有するものにして尙は整理中に屬す目下頻りに督勵を加へ本年度中には整理完了の豫定にして完了

の上は五万町歩の造林地を設定することを得べし而して其整理の順序並に方法は左の如し

一、入會權の分割解除

從來入會權と稱するものは之を二様に區別す一を地盤入會と云ふ其林野は數町村又は數部落の共有に属し其數町村又は數部落の住民は其地上の生産物を採收するものは是なり一を毛上入會と云ふ其林野は第三者若しくは入會關係中の一二のものに属し其地上の産物を共同收入するものは是れなり

公有林野に於て是等權利の存在は林野を荒廢せしむる主因の一たるのみならず實に其整理上妨からざる障害を與ふるものなり故に林野整理の第一着手として万止を得ざるもの、外は總て權利を分割解除せしめ以て其關係を單純ならしめ次に施業上の整理を行はしむること、せり今や入會權の分割解除を了せしものは三十三ヶ町村にして其面積二千四百八十四町歩なり茲に入會權分割解除の方法を掲ぐれば左の如し

(一) 地盤入會地

一 入會關係者の戸數を標準として分割せしもの眞庭郡津田村木山村入會地の如し

一 入會關係者の戸數及び負擔歩合を標準として分割せしもの眞庭郡落合町久世町勝山町入會地の如し

一 相互入會地たりしものは互に入會權を放棄して解除せしもの眞庭郡美川村上房郡水田村の入會地の如し

(二) 毛上入會地

一 地元村に入會地に總面積の幾割を與へ殘部を入會權者の戸數を標準として分割せしもの眞庭郡津田村美川村の入會地の如し

一 毛上入會權者に相當の面積を分割譲與し解除せしもの眞庭郡久世町落合町の入會地の如し

一 相互入會地なりしもの互に入會權を放棄して解除せしもの眞庭郡美甘村二川村の入會地の如し

一 毛上入會權者に一定の金圓を與へ以て解除せしもの眞庭郡美甘村新庄村の入

會地の如し

茲に入會權分割解除の箇所面積を表示すれば左の如し

入會權解除面積表

郡名	關係町村數	元會		面積計
		入會	毛上入會	
赤磐	三	一五、六	一五、六	一五、六
和氣	二	一九、三	一九、三	一九、三
小房	二	二〇、八	三〇、〇	二〇、八
上房	二	四六、五	四六、五	四六、五
川上	五	二七、〇	六五、六	九二、六
眞庭	九	一四、八	一四、八	一四、八
英田	一	六五、〇	一九、八	六七、〇
久米	二	一七、八	七〇、〇	二四、八
計	三三			二四八、〇

二、面積の調査

入會地の分割又は解除終れば入會關係なきものは第一着に先づ實測に着手して森

林の施業方法の基礎を定む而して面積の大なるものは經緯儀を用ひ普通のものには簡易なる平板を用ひて之を行ふ

三、造林地と採草地との區分

造林地採草地(放牧地を包含す)の區分は先づ農地面積牛馬の頭數其他に於ける林野利用の程度を調査し之に要すべき採草地の面積を定め然る後其位置を定むるものとす而して柴草採收地は耕地又は人家に近き便利の位置に配在するものなるを以て之を幾圓に區分するも敢て不利益を見ず然れども造林地に至りては伐木運材及保護の關係上可成分割を避け大團地となし集合設置するの方針を採らしむるものとす放牧地の如きも亦た然り

四、造林地經營の方法

地味及林地の状態に應つて樹種を選定し天然造林又は人工造林に依り森林を改良するの目的なり人工林の經營は町村又は部落に於ける財産の程度に應つ先づ年々造林面積を定め其面積に依り造林完成の繼續年期を査定するものとす

五、柴草採收地の經營方法

荊棘蔓草類を刈取し樺槍の如き根株は努て之を保存し其根株より發生せる萌芽は極て低く之を刈り取らしめ以て集約的に土地を利用するの目的なり然れども柴草採收地は從來其町村又は部落住民の共同使用に属するを以て各自責任を重するの觀念に乏しく其措置徃々粗畧に流れ易き傾向あり是を以て近來は可成各部落に對し其採草地を區劃し外に一小部分の豫備地を存し其他は共同使用者の戸數に應じ七ヶ年乃至十ヶ年の年期を附し左記の如き條件を以て有償又は無償にて共同使用者に貸與するの方針を採れり

一 貸與を受けたる土地は柴草刈取地として施業するものとす但し時宜によりては樹木を養成するを防げず

一 貸與を受けたる土地にして荊棘蔓草類の繁茂せる箇所は三ヶ年以内に之を整理するものとす但し借受人にして三ヶ年間に規定の整理施業に着手せざるときは管理者之を沒收して町村又は部落に於て森林として施業するものとす

一 使用區域は期限満了の際更新するものとす

豫備地は町村又は部落に於て新一戸を設けたるものあるとき其土地を貸與する

爲に設けたるものなり常時にありては採草地として毎年有料にて町村又は部落内の一般希望者に其地上の産物を拂下ぐるものとす

斯くの如く採草地を共同使用權者に割當て施業せしめたるものは三十六ヶ町村にして其面積三千六百八十四町歩に達せり

御津郡上建部村の如きは如上の方法に依り柴草採收地を整理し舊來の惡慣習を打破し集約的に土地を利用せしめたるを以て柴草の生産額は從來に比し三倍以上に達し従て採草地は却て三分の一に縮少せしも尙ほ柴草餘裕あるに至れり

前記方法の外に柴草採收地に對し柴草の生産増加の目的を以て本年より並科植物にして多量の窒素分を含蓄する萩の栽培を奨励せり

放牧地の經營方法

一定の地域を區劃し其内に牛馬を放牧す放牧地の外圍は可成堀切となし或は木柵を構へ以て牛馬の逸走を防ぐこと、せり而して近來は可成放牧地の山頂凡そ二合目の位置及び放牧地の兩側に於て少くも二三十間の幅員は樺又は櫛の樹林地となし内部には十坪乃至十五坪毎に一株の樺又は櫛を成立せしめ又所々に萩を栽培す

る方針を採れり

六、整理の機關

前數項の調査は各町村に於て公有林野整理委員數名を各區より選定し町村長監督の下に調査をなし以て整理改良に關する案を立て町村長は之を町村會又は區會組合會に附議し議決の上は之を知事に進達し以て認可を受けしむること、せり而して之が整理完了の上は施業を監督すると同時に一面財政上の監督をなし一面部落有林野を町村有に統一すべく勸誘獎勵を加へ以て施業の基礎を確立し併て鞏固なる町村財産を造成せしめんとす

茲に公有林野整理の狀況を表示すれば左の如し

公有林野整理一覽表

明治四十五年六月調

郡市名	台帳面積	實測面積	町村數
岡山	1,082,114	2,511,880	24
御津	1,997,580	3,428,011	24
赤磐			2

郡市名	台帳面積	實測面積	町村數
和氣	1,087,256	2,026,550	14
久米	100,800	157,223	1
上道	81,742	109,850	7
兒島	651,552	1,121,781	20
都窪	96,766	99,150	1
淺井	65,791	59,187	1
小田	502,572	1,257,642	22
後月	263,385	503,223	6
吉備	1,588,150	2,599,928	28
上房	2,600,900	3,070,270	13
川上	1,509,262	1,908,978	10
阿蘇	5,065,632	5,617,122	18
眞庭	181,151	220,923	11
勝田	1,120,825	1,622,553	22
英田	1,699,205	2,615,150	17
久米	5,383,201	5,982,280	15
合計	22,805,150	27,599,928	177

第四 社寺有林野の整理

社寺有林野に對しては明治四十一年縣令を以て公有林社寺有林整理規程を發布し
 森林法施行規則第二條に依り明治四十二年一月末日までに全部管理方法書を調製
 して知事に届出しめたり今之を郡別に表示すれば左の如し

社寺有林整理一覽表

郡市名	積	郡市名	積
岡山市	一、一七〇	後月郡	一八二、一
御津郡	一三五、六	吉備郡	三二八、四
赤磐郡	五五、一	上房郡	一七一、三
和氣郡	一三九、四	川上郡	五二五、八
邑久郡	五五、一	阿哲郡	四九九、四
上道郡	五五、一	眞庭郡	六六〇、一
兒島郡	一〇五、七	勝田郡	二五七、八
都窪郡	一〇五、八	英田郡	四三、一
淺口郡	一〇九、六	久米郡	一二七、六
小田郡	四六、四	合計	二六九、七

第五 荒廢地復舊事業

林野の荒廢は治水上極めて重大なる關係を有するを以て第二十七帝國議會に於て
 之れが救済の目的を以て明治四十四年度より向ふ十八ヶ年間の繼續費として千六
 百參拾四萬參千圓の支出を決議し以て治山治水の根本政策を確立せしめたり其結
 果明治四十四年農商務省令第十六号を以て荒廢地復舊補助規則發布となれり依て
 本縣に於ては之の規則に基き縣令を發布し治水上重要なる關係を有する公私有の
 保安林中荒廢せるヶ所にして復舊事業として地盤保護工事を施工せるものに對し
 て其總費額の八割五分以内地盤保護植樹をなせるものに對しては一町歩に付拾六
 圓以内の補助費を下付すること、なせり而して工事の種類積苗工谷留張芝工石積
 工土堰堤工石堰堤工の五種にして昨四十四年度に於て工事を施行し補助金の下付
 を受けしものは三郡四ヶ町村其面積九町七反八畝二十一歩補助金額四千六百六拾
 五圓に達せり

茲に工種別に施業面積費額補助額を表示すれば左の如し
 明治四十四年度荒廢地復舊事業成績表

工事の種類	施業面積	施業費		補助金	
		一坪當	總額	一坪當	總額
積苗工	四、八二五、二二	六七〇餘	三、二五三、二五二	五六八餘	二、七四三、五九五
石積工	四、五、二六	一、四九〇餘	六七、四八五	一、二六六餘	五七、三二二
張芝工	四、二〇一、九八	五二二餘	二、一九六、八七五	四四三餘	一、八六四、〇八四
合計	九、〇七〇、四六	六〇六餘	五、四九七、六一二	五一四餘	四、六六五、〇〇〇

本年度に於て工事施行の豫定を以て補助金の申請をなせるものは三郡七ヶ町村其面積十四町歩にして何れも工事に着手せり
今後施行を要すべきものに對しては技術員をして治水上最も重要な關係を有する高梁川流域より調査着手せしめ本年度末に至れば同流域は全部調査を了るべきを以て明年度より漸次旭川吉井川流域に及すの豫定なり而して工事の施行は左の順位に依るものとす

荒廢地復舊工事施行の順位

- 一 荒廢地にして幹支流に直接關係を有するもの
- 二 荒廢地にして山麓に小溪流あるも溜池田圃等の灌漑に止り直接幹支流に關係なきもの

三 荒廢地にして森林に圍固せられ土砂流出の形跡少なきもの尙左に高梁川流域に於ける指定地及び縣砂防地を除きたる其他の荒廢地の郡名町村數及見込面積を掲ぐれば

高梁川流域荒廢地見込面積表

郡名	町村數	見込面積
都窪郡	三	八、七〇〇〇
小田郡	一四	六〇、〇〇〇〇
後月郡	五	一五、〇〇〇〇
吉備郡	一五	五五、九〇〇〇
上房郡	四	四一、九〇〇〇
川上郡	八	五九、三〇〇〇
阿哲郡	二	二、〇〇〇〇
合計	五二	二二一、〇〇〇〇

前記高梁川流域に於ける荒廢地中二十三町歩は既に工事を竣了せり殘反別二百十

八町歩に對して今后毎年約二十五町歩づゝ施行し約九ヶ年を要するの豫定なり依て十八ヶ年計畫中最後の七ヶ年を以て旭川及吉井川等の流域に對する復舊工事を完了するの方針なり

第六 開墾制限及び禁止地

從來林野の開墾に就ては凡て地方長官の許可を要せしも明治四十年改正森林法の發布により保安林以外の林地の開墾に對しては許可を受くることを要せざることをなれり然りと雖國土保安上必要ある場合には區域又は箇所を定め開墾の制限又は禁止することを得と規定せられたるを以て本縣に於ては之の法律に準據し明治四十一年左記の標準を以て開墾制限地の區域を定めたり而して之れに編入せる面積は十九万三千七百五十町なり

開墾制限地編入の標準

- 一 直接崩壊地へ雨水を瀉下する箇所
- 二 土性軟弱にして崩壊し易き箇所

三 直接溪川又は溜池に雨水を瀉下する箇所

四 傾斜二十五年以上なる箇所

五 明治三十二度本縣令第八十七号土木費支辨規則中第一類河川の兩岸各二百間及び第二類第三類河川の兩岸各百間以内

開墾制限地面積一覽表

郡市名	面積	郡市名	面積
岡山市	三、五八〇、八	後月郡	九、三七六、六
御津郡	一、四〇六、三	吉備郡	一三、四三五、〇
赤磐郡	一八、一七九、〇	上房郡	二、五五五、〇
和氣郡	二、七二二、六	川上郡	一、七六〇、六
邑久郡	二、四〇九、六	阿哲郡	五、二四八、〇
上島郡	六、七九五、三	眞庭郡	五、二五七、〇
兒島郡	二、七六二、〇	苦田郡	一、三一一、〇
都窪郡	二、二四四、六	勝田郡	一、九二六、〇
浅井郡	九、三一五、三	英田郡	四、二二〇、〇
小田郡		久米郡	三、八五、六
合計		合計	一九三、七五七、三

第七 標柱の建設

保安林並に開墾制限地及禁止地に對する取締を周到ならしめ以て國土保安の効果を全からしめんと欲せば地方住民をして之れが位置及區域を明に認知せしむるを要す之の目的より農商務省は訓令第七号を以て標柱建設規定を發布し府縣をして保安林開墾制限地禁止地に對し標柱を建設せしむること、なせり此規程により明治四十四年度より先づ高梁川流域より着手し漸次旭川吉井川及び其他治水上重要な河川に及すの豫定なり而して昨四十四年度に於て農商務省より標柱建設費として交付を受けたる金額は八百圓にして同年六月より本年六月に至るまでに標柱の建設を了したるものは六百五本なり其建設を了せる地は上房郡全部吉備郡窪小田の三郡の一部にして建設の方法は技手一名を出張せしめ建設の位置を選定し以て標柱を建設せしめつゝ、あり尙本年度よりは技手の外林業調査員をして保安林調査の際にも建設せしむること、なせり

茲に明治四十四年より全四十五年六月に至る迄に調製及建設せし標柱の本數を表すれば

年 度	調 製 本 數	費 經	建 設 本 數	建 設 費
明治四十四年度	1,010	760,960	418	521,530
全 四十五年六月迄	1,110	1,050,000	1,876	2,100,560
計	1,110	1,810,960	2,294	2,622,090

而して本縣に於ける保安林は公私有林を合して六万三千六百七十八町二反歩にして之に要する標柱は約五千二百本なり此外開墾制限地及禁止地に要するものは約千九百本合計約七千本の標柱を要す依て今后六ヶ年間に全部建設完了の豫定なり

標柱建設の效果に就ては日尙淺く顯著なる成績を認めずと雖一般人民をして保安林及び開墾制限地の位置を熟知せしむると同時に其觀念を喚起せしむるを以て違犯と未然に防ぐことを得む

第三節 保安林

王政維新以來各地林政の廢弛は森林濫伐の弊を誘起し林相の荒廢を現出するに至らしめたり本縣に於ては其結果明治二十五年未曾有の大洪水となり財産を流

失し人畜を死傷し其狀實に慘の慘たるものありしなり故に明治二十五年度より主務吏員を派し實地の踏査に着手し明治二十九年他府縣に卒先して五万七千五百五十七町歩の民有保安林を設置し之れが取締を勵行し保護繁殖を計りたるを以て漸次其林相を改め今日は會に水旱の災害を絶ちしのみならず巨万の森林生産力を増加するに至る明治三十年森林法發布以來新に保安林に編入せるもの其數又た尠なからず就中魚付林の編入二千七百六十六町歩に及び以て水産の發達に裨補せしこと少しとせず明治三十六年以來縣費を以て林業調査員を置き舊來の保安林に就き更に左記の方針及び標準を以て調査整理に従事せしむ明治四十七年度に至れば調査結了の豫定なり

保安林調査方針

- 一 保安林中土砂扞止水源涵養の目的に属するものは第一に調査する事
- 二 縣下三大川の水源に於ける山林は調査を急にする事
- 三 崩壊の虞ある林地を急にする事
- 四 荒廢地崩壊地の調査を急にする事

五 山野火入又は燒畑切替畑の盛なる地方の調査は可成急にする事

六 幼齡林より慣行伐採期に近き壯齡林及び老齡林にして特に大に利用せられんとするものを先にする事

以上の各項に依り見込を立て就中急を要する地方より調査するものとす

保安林編入の標準

保安林中其大部を占むる水源涵養及び土砂扞止に關係あるものに對しては凡て左の標準に依り編入するものとす

一 崩壊地の上部及崩壊地に直接雨水を流下する箇所は平均傾斜二十度以上のもの
二 土質粗鬆にして崩壊し易く直接谿川に雨水を注流し傾斜面五十間以上の箇所は平均傾斜二十五度以上のもの

三 其他は平均傾斜三十度以上のもの

四 三大川の水源たる山林地

五 中腹以上の山地にして雲霓を呼び起すに必要な箇所

六 中腹以上又は峻峻地等にして適當營林をなさず漸次荒廢の虞あるもの

茲に保安林の面積種別を表示すれば左の如し
保安林種別面積表

種別	國有林	民有林	計
土砂扞止林	四三三、六	一九、八〇九、六	二〇、二四三、二
水源涵養林	一、〇一七、二	四一、六七八、五	四二、六九五、七
防風及潮害防備林	九、八	一一三、五	一二三、三
風致林		四一四、九	四一四、九
類雪防備林		一、七〇、六	一、七〇、六
水害防備林		五〇、九	五〇、九
魚附備林	一、五八一、八	一、四八三、四	二、〇六五、二
墜石防備林		五、二	五、二
航行目標林		四、六	四、六
合計	二、八四二、四	六三、六七八、二	六六、五二〇、六

第四節 獎勵補助
第一 郡農會樹苗園補助

日林業獎勵の結果大に造林思想を喚起し町村其他團體より個人に至るまで着々造林に着手するに至れり然れども之に要する苗木大に不足を告げ之が爲め林業の發達を阻害せるもの尠からず依て明治三十三年縣令を以て郡農會樹苗園獎勵金下付規則を發布し爾來各郡農會に向て樹苗園の設置を獎勵勸誘せり其結果都窪小田上房の三郡を除き其他の各郡は總て之を設置し之に對し毎年獎勵金を下付し毎年數百萬本の苗木を生産するに至り其成績極て良好なるを認む獎勵金下付率は播種苗圃は一坪に對し金貳圓以内とし移植苗圃は一反歩に對し金貳拾圓以内とす茲に其成績を表示すれば次の如し

郡農會樹苗園成績表

年度	面積	積	獎勵金	本	數
明治三十三年度		一、五七、六	四、〇〇〇、〇〇〇		六、三、一、七
全 三十四年度		五、五八、二	一、三三三、〇〇〇		二、一、九、一、〇
全 三十五年度		八、六二、六	二、二〇二、〇〇〇		四、〇、三、〇、九
全 三十六年度		二七、八九、一	四、一七九、九		二〇七、三、六、六

全	三十七年度	二五、七五〇八	二、八八五、七二二	六、三六四、一八九
全	三十八年度	一五、六八〇〇	二、三九八、〇〇〇	四、四八八、八八七
全	三十九年度	一五、七三二〇	三、二七二、五〇〇	六、〇五七、五〇〇
全	四十年度	二〇、五九二二	三、七三二、八五〇	七、六六〇、五〇一
全	四十一年度	二一、六七一九	三、四七四、一六〇	九、七六四、五三二
全	四十二年度	二二、九二一九	三、五二五、五〇〇	八、四〇〇、八〇三
全	四十三年度	一八、六七二四	三、三九八、七〇〇	九、一四四、三〇九
全	四十三年度	三二、〇八二〇	三、三九八、〇〇〇	一五、三九六、〇〇〇
合	計	二二一、九〇一八	三三、九四三、一五二	七八、八五一、九四〇

第二 縣苗圃

林野を整理開發せんと欲せば先其基礎たるべき苗木の供給を潤澤ならしめざるべからず此目的を以て明治三十三年度より郡農會に於て樹苗圃を設置せしめ以て苗木の養成に着手したり然れども經濟上其他の關係に依り縣下の需要の半數だも供給する能はず依て明治三十六年度より七ヶ年の繼續事業として毎年縣費七千九拾圓を投て縣苗圃を設置し之を縣下十一ヶ所を配置せり同四十二年度に至り更に豫算を更正し繼續期間を延長し同年度より五ヶ年間毎年縣費八千九拾五圓餘を支

出して縣下十二ヶ所に苗圃を設置したり其面積八町九反九畝二十八歩なり茲に其箇所面積及生産數を示せば左の如し

縣苗圃箇所及面積表

苗圃名	面積	設置年月日
御津縣苗圃	一、四一五	明治三十六年四月
兒島縣苗圃	五、二〇六	三十七年四月
色久縣苗圃	三、〇〇三	三十七年四月
和氣縣苗圃	一、〇六〇	三十七年四月
後月縣苗圃	三、〇〇〇	三十七年四月
吉備縣苗圃	七、二〇〇	三十七年四月
成羽縣苗圃	八、〇〇〇	三十七年四月
新見縣苗圃	六、三〇〇	三十七年四月
眞庭縣苗圃	七、一一九	三十七年四月
津山縣苗圃	一、〇〇二	三十七年四月
勝山縣苗圃	五、八一四	三十七年四月
英田縣苗圃	八、九二八	三十七年四月
計	八、九二八	

縣苗圃苗木生産表

年 度	本 數	備 考
明治三十六年度	七、五八一、八四八	杉、扁柏、黒松、櫟、山楡ノ五種
全 三十七年度	六、八九三、〇三一	杉、扁柏、黒松、櫟、山楡ノ五種
全 三十八年度	一一、五八八、三〇八	杉、扁柏、黒松、赤松、落葉松、櫟、樟、山楡ノ八種
全 三十九年度	一一、二六、二八二	杉、扁柏、黒松、落葉松、樟、山楡、櫟ノ七種
全 四十年度	八、八〇六、七二四	杉、扁柏、黒松、樟、山楡ノ六種
全 四十一年度	一一、六五六、四一七	杉、扁柏、黒松、樟、山楡、櫟ノ七種
全 四十二年度	六、五二一、五六六	杉、扁柏、黒松、樟、櫟、山楡、櫟、漆、原朴ノ九種
全 四十三年度	八、二九四、六二二	杉、扁柏、黒松、樟、櫟、漆、赤楊、「ヤマハンノキ」ノ九種
全 四十四年度	一〇、一八三、四七一	杉、扁柏、黒松、樟、櫟、赤楊、「ヤマハンノキ」ノ八種
合 計	七、九八五、八四二	

第三 造林獎勵

公有林野の荒廢を恢復する爲り明治三十一年縣令を以て植樹獎勵金下付規則を發布し共同団体の事業として公有林野に植樹するものに對しては縣費を以て一町歩

に付拾圓以内の獎勵金を下付するの制を定めたり更に明治四十三年四月に至り農商務省令に基き該規則を公有林野造林獎勵規程と改め町村又は町村組合の事業として町村有林野に植樹せしものに對しては國費及縣費を合せ一町歩に付貳拾圓以上貳拾四圓以内を下付し部落有林野にして地上權を設置し町村又は町村組合に於て植樹せしものは一町歩に付拾六圓以内を下付し部落の事業として部落所有の林野に植樹せしものに對しては縣費のみを以て一町歩に付拾圓以内尙町村の事業として防火線を設置せしものに對しては國費及縣費を合せて設置費用の三分一以内を下付することとせり而して苗木供給の關係其他の事情に依り年々多少の増減なきにあらざるも年次植樹の面積は増加の趨勢を示し其成績良好なり茲に該規則制定以來植樹せる面積及び獎勵金下付額は左の如し

公有林植樹成績表

年 度	面 積	獎 勵 金
明治三十一年度	九九、八〇〇	九〇〇、〇〇〇
全 三十二年度	一五、九〇〇	一五〇、〇〇〇

全	三十三年度	一五八、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇
全	三十四年度	三〇二、〇〇〇	二、八五〇、〇〇〇
全	三十五年度	五六九、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
全	三十六年度	六四七、七九二	五、四〇〇、〇〇〇
全	三十七年度	四三二、四五〇	三、五八八、〇〇〇
全	三十八年度	一、〇四九、六二四	五、六二八、〇〇〇
全	三十九年度	七一一、四九三	四、九八〇、〇〇〇
全	四十年度	五一一、二一六	五、一五、〇〇〇
全	四十一年度	五五八、七四二	五、三〇三、〇〇〇
全	四十二年度	五七五、六二〇	五、三八一、〇〇〇
全	四十三年度	六五〇、五一一	一、〇六七、九〇〇
全	四十四年度	一、〇五八、九〇〇	一、四九八、一〇〇
合計		七、二八五、一〇二	六九、二五九、九〇〇

第四 部落有林の統一

本縣に於ける十万五千有餘町歩の公有林の大部は部落の所有に属するものにして町村の所有に属するものは僅に一万四千七百三十八町歩に過ぎず而して部落林野の大部は地方住民の共同使用に属し柴草の濫採或は又野火等の惡慣行に依り荒廢に

歸するに至れり是れ國家經濟上國土保安上は勿論町村の經濟上忽諾に附すべからざるの問題なりとす故に根本より之が整理を斷行するに非らざるよりは林野の荒廢を防止する能はざるなり根本的整理とは即ち管理不完全なる部落有林野を町村の所有に移し町村長をして完全に管理經營せしむるに在り措置此に出づれば公有林野の荒廢を恢復し一面町村自治の基礎たるべき基本財産を造成し併て部落觀念を打破し町村の自治を鞏固にし平和円満に村民の福祉を増進せしむるを得へし是を以て部落有林野の統一に關して夙に之か勸誘に努め以て其成功を期する所あり明治三十八年に更に訓令を以て公有林野整理規程を發布し施業上の整理を行ふと同時に部落有林野は之を町村の所有に移すべく督勵する所あり爾來此方針に基き着々督勵勸誘を怠らす其結果本年六月末日に至るまで部落の所有權を町村の所有に移せしものは五十九ヶ町村にして其實測面積三万三千四百四十九町歩に達せり茲に統一に關する方法を掲ぐれば左の如し

一 各部落の有する林野は均一ならざるも部落民の公共心の實現に依りて其林野の全部を無償無條件を以て町村に提供したるもの和氣郡三石町の如し

二部落有林野は盡く之を村有に移し土地の使用に關する權利は舊慣に従ひ万一將來に於て財産の處分を要する場合は其提供せる部落に返付する條件の下に町村に提供せしもの兒島郡小串村の如し

三各部落の戸數及び資力を標準として均衡を取り林野を有せざる部落よりは相當出金せしめ之を林野を提供せし部落に與へ以て町村有に移せしもの兒島郡八濱町の如し

四各部落の戸數と地價とを標準として均一に其林野の大部分を村に提出せしめ殘餘の林野は之を村に買上げ其代金は總て村に寄附せしめ又小地積にして管理上不便なるものは之を村民に賣拂ひ是等の代金を以て村は道路橋梁川除堤防等の修繕をなすを條件とし之が統一をなしたるもの眞庭郡八束村の如し

五部落有林野を無償にて其町村に提供せしめ柴草刈取地及び放牧地に限り其提供せし部落民に有料又は無料を以て使用せしめ且林野は其部落を以て一保護區域と定め部落民をして之が保護の任に當らしめ此林野より生ずる收益の幾分を保護料として部落民に交付する條件の下に統一せしもの苦田郡富村中谷村の如し

茲に部落有林野を町村有に統一にせしものを掲ぐれば左の如し

岡山縣部落有林野統一覽表 明治四十五年六月末日現在

郡市名	台帳面積		實測又ハ見込面積		町村數
	保安林	普通林	保安林	普通林	
御津郡	二四、一	三二、八	一四、九	八、七	一
赤磐郡	五〇五、五	八八二、七	九六、七	一、六六二、四	九
和氣郡	二、二	一〇、一	三、三	一、一	二
兒島郡	一〇、二	二八、七	一、九	一〇、九	三
淺田郡	九、九	一、八	九、九	一、八	二
小月郡	一六二、七	一八五、二	一六二、七	一九八、八	三
後備郡	一五八、六	一一四、一	一五八、六	一三一、〇	四
吉房郡	五二二、〇	二二、三	五二二、〇	二二、三	四
上房郡	一三〇、五	一三三、三	二六三、八	二八七、五	二
川上郡	七、五	九、九	七、五	九、九	一
眞庭郡	四、五六七、八	一一、六九五、二	五、二七二、〇	一四、六七八、〇	八
田庭郡	七、七	三、四	七、七	九、九	一
田田郡	七、七	三、四	七、七	九、九	一
勝田郡	一八、八	一、一	一八、八	一、一	三
英田郡	一八、八	一、一	一八、八	一、一	三
計	一、六三三、四	一、六三三、四	一、六三三、四	一、六三三、四	一、六三三、四

久米郡	二五〇、〇	一、四三九、八	二五〇、〇	一、四三九、八	一、六八二、一	五九
合計	六、九六七、六	一八、一五五、二	二五〇、〇	八、二九二、七	二五、一五六、二	五九

第五 縣有模範林

國の指定に係る樟樹林の造成に就ては縣有模範林を設置し明治四十一年度より五ヶ年間毎年三十町歩の樟樹林を造り縣下に模範を示せり本年度に於ては全部豫定の造林を完成するに至り其成績良好なり今之か施業計畫の概要を左に掲ぐ

一、縣有模範林は縣下公私有林野中に於て適地を選定し其收益の十分の四を土地所有者に與へ十分の六を縣の收得とするの契約を以て五十ヶ年間の地上權を設定するものとす

一、縣有模範林は樟を主林木とし黒松を保護樹とし一町歩に對し樟千五百本黒松三千本の割合を以て植栽するものとす

一、下刈は新植后六ヶ年間毎年一回乃至二回之を行ふものとす

一、保護樹たる黒松は新植后十五ヶ年間に漸次伐採を行ひ樟樹は五十年目に於て主伐を行ふものとす

一、樟樹の間伐は新植后二十年目より開始するものとす
 茲に縣有模範林の箇所面積經費植樹本數等を表示すれば左の如し

縣有模範林箇所面積表

所在地	面積	植栽年度
御津郡 宇甘東村	一八、一七三	四十一年
兒島郡 八濱町	一三、一四一	四十一年
和氣郡 三石町	一一、七九二	四十二年、四十三年
淺口郡 鳴方村	六、〇八〇	四十三年
兒島郡 甲浦村	四、二八九	四十二年、四十三年、四十五年
全 莊内村	二九、九七〇	四十四年
全 灘崎村	五〇、四三二	四十五年

縣有模範林本數及經費一覽表

年次	植栽面積	植栽本數		經費豫算
		樟	松	
四十一年	三、一四一	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一、三、四〇〇
合計	三、一四一	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一、三、四〇〇

四十二年	五、一、二八	五、二、一〇〇	六、〇、〇〇〇	一〇、五、二〇〇	二、五、六八、六四
四十三年	三、一、九〇二	五、〇、〇〇〇	七、七、〇〇〇	一、二、七、〇〇〇	二、九、二八、〇〇〇
四十四年	二、九、九七五	五、〇、〇〇〇	九、〇、〇〇〇	一、五、〇、〇〇〇	三、一、九〇、一〇〇
四十五年	三、〇、一一三	四、五、七五〇	九、二、二五〇	一、三、八、〇〇〇	三、一、七八、三九
合計	一、五、四、九二九	二、三、五、九五〇	三、九、四、八五〇	六、三、〇、八〇〇	一、二、八、六〇、五七

第六 岡山縣山林會

本縣林業の改良を圖るの目的を以て同志の士相謀り明治三十四年四月岡山縣山林會を創立し左記の事項を行ふこと、せり

- 一 林業の講話及び講習
- 二 林業に關する調査
- 三 林業に關する事項を編纂したる會報を發刊すること
- 四 林業に關し官廳の諮問に答へ及意見を開申すること
- 五 林業上諸般の補助獎勵をなすこと
- 六 其他林業の改良發達に關する一切の事項

本會會員の現在數は千二百四十八名にして會員より會費を徴收して本會を維持するものとす其經費は其年に於ける事業の關係に依り増減あるも明治四十四年度に於ては九百參拾五圓を要したり縣は之に對し毎年四百貳拾五圓の補助金を下付し以て新業の發展を助く本會は毎年夏期に於て林業講習會を開設して林業思想の普及を計り開會の數を重ねること十一にして講習修了者を出すこと千百八十四名に達す講習を修了せる者にして町村吏員は公有林野の整理開發に従事し小學校教員は學校林の植栽に任じ或は小學兒童に對し林業思想を鼓吹し地方青年團員又は當業者は各自新業の經營實施に努め此の如くにして新業の改善發達に資したる効果は實に見るべきものあり又森林副産物の改良發達を圖るが爲め遠く甲州より教師を聘し搗栗製造改良法の講習を開き以て縣下製品の改良を計り或は共進會の開設の際は本會に於て管内の林産物を蒐集して出品陳列をなし或は大平洋博覽會に日英博覽會に本縣産の五倍子を出品し廣く之を世界に紹介し以て販路の擴張を計り或は林業上に關し質議に應ずる等専ら新業の發展に努力せり

第七 造林補助

公有林野中無立木地又は荒廢に属する箇所に対しては法令の命する所に従ひ強制して造林をなさしむる場合に於ては一面意を愛撫に用ゐ以て其事に當らしめざる可らず故に明治三十六年縣令を以て造林補助規則を發布し造林命令を受けたる林野に對しては一町歩に付五圓以内の補助費を下付することを規定せり明治三十九年度に於て御津郡金川村宇甘東村の公有林野二百四十二町六反歩に對し造林を命令せしを以て全四十年より左表の如き補助費を下付して今日に至る

造林補助費下付面積表

年 度	面 積	獎 勵 金 額
明治四十一年度	11,790坪	28,400
明治四十一年度	12,420坪	18,100
明治四十二年度	11,041坪	12,100
明治四十三年度	2,221坪	2,400
明治四十四年度	11,280坪	12,400
計	110,790坪	88,800

第八 林業技術員

林業智識の普及を計り實地指導の任に當らしむる爲め林業技術員を常置するの必要あり故に去る三十二年林業巡回教師(判任待遇)一名を置き斯業の指導獎勵の任に當らしめたり全三十六年に至り本縣山林の經營方針の査定を了すると同時に人員増加の必要を生ト同年度に於て更に二名の増員を行ひ三名となし(内一名は奏任待遇二名は判任待遇にして明治三十九年勅令に依り林業技師林業技手と改稱す)左の業務を擔任せしめ以て斯業の指導獎勵に執筆せしめたり

- 一 林業講習講話會を縣下各地に開き保安林其他法規に關する心得造林の計畫事項苗圃の設置造林の實行方法公有林野の整理部落有林野の統一等各地の狀況を斟酌して最も急要なるものを選び最も平易に且つ實際的に教示し當業者は勿論町村史員小學校教員學齡兒童等に至るまで林業思想を喚起することに努むること
- 一 郡市町村個人有の樹苗圃及び造林地に就き土地の適否事業の計畫實行等に關し指示誘導をなすこと
- 一 郡市町村又は部落及び個人と雖も確實にして規模の大なる營林者に對し其事業

他の模範となるものあれば林地の測量製圖及び施業案編成等に付適宜技術上の指導或は補助を與ふること

一保安林公有林野整理地造林命令地營林の指定地等に對し施業上の指導監督を行はしむること

一森林利用上の實地指導に應ずること

一林業上の調査及び縣苗圃の事業監督を行はしむること

一其他林業の技術に關する事項

第九 五倍子の取締

本縣森林副産物中「ムルデ」の五倍子は其産額多大にして輸出品として將來有望の産物なり從來採取の季節を誤り多くは八月上旬より之を採取するが故に未熟にして品質粗悪なるのみならず乾燥の際大に量目を感し不利益甚からず依て明治三十九年縣令を以て五倍子取締規則を發布し毎年九月廿日までは其採收賣買讓與を禁したり其結果極めて良好にして前時に比し其大さ約三倍に達し且つ成熟完全なる爲め之を乾燥するに量目を減ずること甚だ少きに至る從來生五倍子は之を乾燥して量

目四割乃至四割五分に減つたるも近來は五割乃至五割五分の歩止となり大に生産を増加し得たるは縣下の洽く認むる所なり將來に於けるも益々之か取締を履行し以て保護繁殖を圖らんとす

茲に明治四十四年度より全四十四年度に至り五ヶ年生産額を表示すれば左の如し

年 度	生 産 額	價 額
四 十 年 度	五二五、五三〇	四八、五二九
四 十 一 年 度	二七八、〇三六	三八、九二五
四 十 二 年 度	三二五、八八六	四二、五五七
四 十 三 年 度	三六四、七三六	四三、七六八
四 十 四 年 度	三六一、二五〇	五四、一八七

第十 學校林

林業思想を普及せんには現代に於ける國民の思想を開發すると同時に次代の國民たる學齡兒童に對し林業に關する知識を養成せざるべからず此の目的に依り明治二十八年學校林設置に關する訓令を發布し以て之を督勵したり其結果學校林を設

置したるものは二百七十二校にして其面積千五百十八町九反歩の多きに達せり元來學校林なるものは兒童をして愛林の感念を起さしめ質實の思想を涵養して愛郷心を發達せしめ延て國家に及し一面植物學上の智能を啓發し知らず識らず天然物に注意するに至る加之學校林は維持の基礎たる基本財産を造成し得らる、を以て國民教育上のみならず經濟上に於ても其利益多大なりとす目下其成績は概して良好なるを認め得らる、を以て今后益々之を造成を獎勵せんとす

茲に學校林の箇所面積等を表示すれば左の如し

小學校林箇所面積表

郡市名	面積	積本	數	學校數	樹	種
御津郡	三九、七	一五一、五五〇	八	一	松、杉、扁柏	松
赤磐郡	六二、一	三三三、三三三	二五	二	松、杉、檜、落葉松	松、杉、檜、落葉松
和氣郡	五四、〇	五、七五二、二三四	一三	一	松、杉、扁柏、山楡	松、杉、扁柏、山楡
上島郡	一六、五	二四、一四三	五	二	松、檜	松、杉、扁柏、樟、山楡
兒島郡	五五、五	二六八、八八三	二	一	松、杉、扁柏、樟、山楡	松、杉、扁柏、樟、山楡

郡市名	面積	積本	數	學校數	樹	種
淺口郡	二九、五	一八二、四二〇	四	一	松	松
後月郡	一、五	二五〇	一	一	松、杉、檜	松、杉、檜
吉備郡	二二、九	一三、〇〇〇	八	一	松、杉、扁柏	松、杉、扁柏
上房郡	一〇、七	六〇、八八九	七	一	松、杉、扁柏、檜、榛	松、杉、扁柏、檜、榛
川上郡	七〇、四	一八三、六九九	一三	一	松、杉、扁柏、檜、榛	松、杉、扁柏、檜、榛
阿蘇郡	一一〇、一	二一六、〇五四	一七	一	松、杉、扁柏、檜	松、杉、扁柏、檜
眞庭郡	一八、二	一一〇、〇七三	二八	一	松、杉、扁柏、檜	松、杉、扁柏、檜
勝田郡	九〇、九	五七一、二六五	二八	一	松、杉、扁柏、檜	松、杉、扁柏、檜
英田郡	九六、四	四三〇、五九七	二四	一	松、杉、扁柏、檜、樟、栗、落葉松	松、杉、扁柏、檜、樟、栗、落葉松
久米郡	一五二、九	四七三、五〇〇	三三	一	松、杉、扁柏、檜、樟、栗、落葉松	松、杉、扁柏、檜、樟、栗、落葉松
合計	一、五一八、九	七、四〇五、〇六四	二七二	一	松、杉、扁柏、檜、樟、栗、落葉松	松、杉、扁柏、檜、樟、栗、落葉松

第六章 郡の施設經營

第一節 林業教育

本縣美作の地方は山林に富み全地積の七割は山林なるを以て其經營の如何は國家經濟上國土保安上重大なる關係を有す故に之が管理經營をして完全ならしめんと欲せば必先づ林業教育の普及を計らざるべからず勝田英田二郡の先覺者は此見地よりして學校設立の議を起し明治三十四年四月勝田郡勝間田町に勝田英田二郡組合立農林學校を設置するに至れり其の修業は三ヶ年の程度にして農學及び林學を教授し尙演習林を設けては造林間伐測量測樹に關する野外實習をなし以て學理を實地に應用せしむ明治四十五年三月末の調査に據れば本校の卒業生は二百三十三名にして或は官界に或は民業に従事し斯業の啓發に努むる所あり殊に勝田吉田英田の各郡に於ける公有林野の整理に際し本校の卒業生は測量並に施業要領の編成に盡瘁せし如きは直接其効果の顯著なるものとす

第一節 郡有模範林

林業思想を喚起するは林業教育を普及すると同時に模範林を造成して直覺的に國民腦裡に其思想を畫かしむるに若くはなし此目的よりして備作の山林地に於ては部落有林野に地上權を設定して郡有模範林を設け以て造林利用の方法に關し模範

を示し一面郡の基本財産を造成すること、なせり郡有模範林を設置せし郡は御津外十郡にして其面積九百七町歩なり其成績は何れも良好にして造林の機運を助長し其事業を發達せしめたる効果は洵に顯著なりとす
茲に郡有林の箇所面積等を表示すれば左の如し

郡有林箇所面積一覽表

郡名	面積	樹種	本數	經費	事業年度
御津	一八、九 ^反	杉、扁柏、松	一一三、〇〇〇	五五七、〇	自至三三三三三
赤磐	三〇、六	杉、松	一八三、六〇〇	一一一、〇	自至三三三三三
和氣	一一四、七	松	七四八、二〇〇	五二九、〇	自至三三三三三
兒島	一〇一、八	松	六〇〇、八〇〇	二四一、六、〇	自至三三三三三
吉備	七四、八	杉、松、櫟	四五五、〇〇〇	二五二、〇、〇	自至三三三三三
上房	一六、〇	杉	五六、〇〇〇	一〇六、三、〇	自至三三三三三
川上	一七、三	杉、扁柏、櫟	九四、八〇〇	一五九、八、〇	自至三三三三三
眞庭	二〇三、九	杉、扁柏	一、二二五、〇〇〇	九八四、四、〇	自至三三三三三
田庭	一五八、五	杉、扁柏、櫟	七九四、五四五	八八一六、〇	自至三三三三三
英田	一〇〇、二	杉、扁柏	五七四、四四〇	五八三二、〇	自至三三三三三

久米	36,000	杉、扁柏	36,000,000	自三十五年
合計	207,700		5,254,185	至四十四年
			59,770,000	

第三節 郡農會樹苗園

林業の發達に要する所のものは一面苗木供給の途を開き一面當業者に之か栽培の方法を熟知せしむるの道を講ずるに在り郡に於ては茲に見る所あり補助金を下付し郡農會をして樹苗園を設置せしめ以て其郡内に於ける公私有林野の造林者に健全なる苗木を供給すると同時に之か栽培の模範を示せり而して苗木の下付は各郡農會に於て多少其方法を異にするも其養成したるものは無償又は實費を以て一般希望者に下付し其下付の順序は公有林野の造林者を第一着となし次に私有林野の造林者に及すこと、せり樹苗園を設置せる郡農會は當初都窪一部を除き十八郡なりしも目下は御津赤磐和氣邑久上道兒島淺口後月吉備川上阿哲眞庭苦田勝田英田久米の十六郡となれり

茲に其養成したる苗木數及び經費面積樹種等を表示すれば左の如し

郡農會樹苗園一覽表

郡市名	面積	本數	經費	營業年度	樹種
御津郡	一三、九一一	三、九七二、〇八七	二五五〇、九一四	自三十四年	松、杉、扁柏、樺、栗、樟、山楡
赤磐郡	二、七六〇	一、九九五、八五〇	一四三七、五九〇	自三十四年	松、杉、扁柏、樺、樟
和氣郡	四、一四一	一、八三二、五九四	一一二五、四九五	自三十四年	松、杉、扁柏、樺、樟、山楡
邑久郡	一〇、四五二	三、〇二一、二〇五	三、八八九、二〇〇	自三十四年	松、樟、山楡、桐、樺、樅、ポプラ、杉、樺
上道郡	九〇九	四〇一、九五〇	六一九、五九四	自三十四年	松、樺、樟、山楡
兒島郡	四、五二二	八〇五、六一〇	一一三三、〇五〇	自三十四年	松、樺、杉、樟、扁柏、山楡
淺口郡	四、四二九	二、九五五、四三〇	一九九〇、九三三	自三十四年	松、樺、山楡、樟
小田郡	一、四〇九	八八〇、二八八	五一四三、四二五	自三十四年	松、樺、山楡、樟
後月郡	三、三〇二	一、三五六、七二〇	一六二二、八八三	自三十四年	杉、扁柏、松、樺、樟、山楡
吉備郡	四、五八〇	二、〇五三、二二〇	九五五、五五八	自三十四年	松、杉、扁柏、樺、樟、山楡
上房郡	一、五八〇	四七一、〇〇〇	六八六、六四二	自三十四年	松、杉、扁柏、樺
川上郡	一、九三三	四、六八七、〇七八	七六〇、五〇六	自三十四年	杉、扁柏、樺、桐
阿哲郡	五、〇三二	一、八二四、九六八	七三三、九八〇	自三十四年	杉、扁柏、樺、松、漆
眞庭郡	二、八一三	二、六九〇、〇〇六	一〇八四、二九八	自三十四年	杉、扁柏、樺、松、樟、オレオンマイン
苦田郡	一七、八六一	六、二六一、六九七	七〇五四、九七〇	自三十四年	杉、扁柏、樺、松、樟、オレオンマイン

勝田郡	一、五七〇六	二、七二二、四六四	三、二四二、六〇〇	自三十九年	松、杉、扁柏、櫟、落葉松、楡、膚木
英田郡	二六、一五〇七	八、五〇六、九四三	七、二八、四三七	自三十四年	杉、扁柏、櫟
久米郡	二、五三二五	一、九二二、八四〇	一、五九一、七六三	自三十四年	杉、扁柏、松、櫟、樟
合計	二二二、三二二六	七八、八三一、九四〇	七、四八六、六三六	自三十四年	

節四節 民有林の補助

和氣・久米・赤磐・阿哲の四郡に於ては郡内の公私有林野の造林者に對して奨励金を下付し以て公有林野の開發を助長する計を取れり和氣郡は明治三十六年以來町村又は學校の基本財産として山野に造林するものには一町歩五圓以内の奨励金を下付するの規程を定めたり然るに明治四十三年縣令を以て造林奨励規程を發布したるを以て同郡の規程は同年限り之を廢止せり其面積は七百九十九町余反歩にして其奨励金額は千七百二十七圓餘に達せり阿哲郡は明治三十五年植樹奨励金下付規則を設け公私有の造林者に對し一町歩に付十圓以内の割合を以て奨励金を下付するの制を定め之を實行せしめ明治三十七年に至り之を廢止せり其植林面積は二百二十三町余反にして其奨励金九百六拾九圓なり又久米郡は明治四十二年植樹奨励金

下付規則を設け公私有の造林者に對し奨励金を下付すること、なし現に之を實行せり其植林面積は六十四町歩餘にして下付せし補助金は參百圓なり赤磐郡は明治四十四年植樹補助規程を作り公有林野の植林者に對し一町歩五圓以内の補助金を下付するの制を採り其植樹面積六十八町余歩にして下付せし補助金は貳百九拾九圓なり

茲に郡別に植樹奨励金下付面積金額を年度別に表示すなれば左の如し

郡植樹面積奨励金一覽表
和氣郡

年 度	面 積	積 金	奨 勵 金 額
明治三十六年度	一、九、九〇六	一、九、九〇六	三、〇〇〇
全 三十七年度	三、一、三二二	三、一、三二二	九、〇〇〇
全 三十八年度	三、一、八二〇	三、一、八二〇	三、〇〇〇
全 三十九年度	三、〇、九二二	三、〇、九二二	三、〇〇〇
全 四十年度	三、〇、九二二	三、〇、九二二	三、〇〇〇
全 四十一年度	三、〇、九二二	三、〇、九二二	三、〇〇〇

全 計	四十二年 度	一八四、五九二	二九七、三〇〇
全 計	四十三年 度	三四五、八九一	二八五、〇〇〇
		七九九、五一九	一、七二七、〇五〇

阿耆郡

年 計	度	積	奨 勵 金 額
明治 三十 五年 度		一二五、四五二	四九九、九〇五
全 計	三十六 年度	九八、四二六	五一九、九七〇
		二二五、七七八	九六九、八七五

久米郡

年 計	度	積	補 助 金 額
明治 四十 二年 度		二五、九〇三	一〇〇、〇〇〇
全 計	四十三年 度	一五、九〇〇	一〇〇、〇〇〇
全 計	四十四 年度	二五、〇九〇	一〇〇、〇〇〇
		六八、〇八二	三〇〇、〇〇〇

赤磐郡

年 計	度	積	補 助 金 額
明治 四十 四年 度		六八、四二六	二九九、〇〇〇

第三編 砂防工事

第一章 沿革

本縣に於ける砂防法の起源は今を去る二百餘年前備前藩に於て元赤坂津高御野現今の御津赤磐の両郡の三郡中山林荒廢し土砂の流出最も著しき個所に對し山卷工事と稱し藩費を以て芝草を植付け或は溪間に石堰堤を設け専ら土砂の流出を防止したり之れ本縣に於ける砂防工事の濫觴とす廢藩置縣の後に至り林政は廢頓し加ふるに木材需要の増加に伴ひ濫伐の弊に陥り大に山林の荒廢を誘起し緒土暴露し一雨毎に土砂を流出せしめ爲に河川埋堆し水旱の災害交も至り其損害舉て數ふべから

予茲に於て明治十六年始めて地方税を支出し高梁川及旭川流域に於ける元下道郡
 (吉備郡)久代村元加陽郡(吉備郡)見延村(池田村)元津高郡(御津郡)田地子村(上建部村)上房
 郡巨瀬村等の數村に於て砂防工急施の必要ある箇所を撰び石堰堤谷留石卷工を施し
 翌十七年より稍工法を改め明治二十八年迄繼續施工せり其間縣費を費すこと六
 萬七千五百五拾參圓七拾參錢五厘其施工面積千二百十九町壹反七畝十九歩に及ぶ而
 して明治二十五年に於て未曾有の大水害あり其瘡痕未だ癒ざるに重て翌二十六年
 に於て前年の洪水に劣らざる水害あり爲に田畑家屋の浸水流失人畜の死傷其數を
 知らず茲に於てか益砂防工急施の必要を感し更に明治二十九年より全四十三年に
 至る十五ヶ年の繼續費として四拾貳萬餘千圓を支出し施工するに至れり然るに明治
 三十年に至り法律第二十九号を以て砂防法を發布せらる依て高梁川流域に於ける
 吉備川上上房小田の四郡の中二十二ヶ町村に對し全三十一年八月内務省告示第七
 十四号を以て砂防指定地に編入せられ國庫の補助金の下付を受け施工するに至り
 益規模を擴張し工法を改良するに至れり之れと同時に指定地外の地域に對しても
 指定地の工法に準ずること、なしたるが爲勢ひ工費の増加を來し豫算更正の必要

を生し明治三十三年の通常縣會に於て豫算を更正して更に三十四年度より明治五
 十年度に至る十七ヶ年間の繼續費として工費七拾四萬餘千圓の縣費を支出するこ
 と、なせり而して全三十五年度に至り高梁川流域中指定地以外の個所に於て土砂
 の流出甚しきもの少からざるを發見し之れを指定地に編入するの見込を以て調査
 せしに區域内に田畑宅地及保護を要せざる山林原野の介在せるあるを以て翌三十
 六年に至り再調査をなし内務大臣に稟請せしに明治三十九年六月に至り告示第六
 十一号を以て指定地に更正せられたり而して又小田郡今立川流域に於て土砂の流
 出甚しきものあるを以て之れを指定地外砂防地に編入せんとし明治三十九年の通
 常縣會の議決を経て豫算全部を更正し尙繼續年限も明治六十年迄延期せり
 茲に其更正せし豫算を表示すれば

種別	豫算	種別	豫算	種別	豫算
指定地	面積 1,076,010.8 <small>歩</small> 工費 777,075.63 <small>圓</small>	指定地外	面積 1,077,591.8 <small>歩</small> 工費 607,995.12 <small>圓</small>	計	面積 2,153,602.6 <small>歩</small> 工費 1,385,070.75 <small>圓</small>

而して砂防施工地は年々地勢の變動を來すを以て其變動に伴ひ施行の緩急順序を
 考査するを適當なりと認めたる且つ明治四十年より監督雇員を縣吏員となし
 たるが爲退隠料其他給與金を要したるとにより明治四十二年に於て更に豫算を
 百參拾八萬參千五百貳拾四圓九錢五厘に更正せしが其後宇野港灣及び笹ヶ瀬川流
 域に對し新に起工必要の箇所を生じたるを以て區域及び面積に増加を來し且つ指
 定地及び指定地外共に費用の増加を要するを以て明治四十四年度に至り又更に豫
 算を變改せり即ち左の如し

種別	豫算	種別	豫算	種別	豫算
指定地	面積 一、〇八六、〇一〇	指定地	面積 一、一四二、五九一	計	面積 二、二二八、六〇一
工費	七七五、一九八、九七四	工費	六九四、〇〇五、六八一	工費	一、四六九、二〇三、五八五

如斯く縣に於て直接砂防工事を施行すると同時に一面町村に對し明治十六年より
 總經費の二分の一以内の補助費を下付し以て之れが勸誘に努めつゝ、あり

第二章 工法

工法は施工時期に於て一樣ならずして漸次改良進歩せり而して明治十六年より今
 日迄四回の變遷を経たり今左に其工法を掲ぐれば

第一期 (自明治十六年度 至全二十七年年度)

一、積苗工

傾斜の緩急に應り山腹を八分乃至一間五分の間隔を置き三分内外の幅に階段狀に
 切込み其堅地の上に芝一枚(長壹尺一寸巾六寸厚サ二寸)を横に並べ其上に三分の高
 さに土を盛立て能く締込み天巾を八寸仕立とし外面に張芝をなし天に耳芝を付け
 能く締堅め其内手に萩茅株等を植付け尙四尺毎に松苗一本づゝ植付くるものとす

二、積苗柵苗工

傾斜極めて急なるヶ所或は濕氣強き箇所等にして積苗工のみにては土砂の崩壊を
 防止し難き箇所限り施すものにして山腹を約一間の間隔毎に三分内外の巾に階
 段を切込み階段の小口より五寸を扣へ杜松又は栗の丸太長一尺五寸末口一寸五分
 を一尺五寸毎に一本の割合を以て土中に七八寸打込み杭木の間に一列に芝を敷き

並べ尙帶梢として長さ壹丈直径六分の雜木五六本を以て柵を編み其内方に横に伏芝をなし其内部に土砂を入れ充分締固め仕立つるものとす

三、連束藁網工

芝の不自由なる山頂其他の緩斜地に施工するものにして菱形の深さ七八寸巾六七寸の溝を掘り其内に長一丈二尺直径四寸の連束藁(二子繩にて二重回り二十寸を埋込み各繼目所結び堅く締立たるもの)を埋込み各繼目を二子繩二回りに堅く結び締束一本に付雜木にて作りたる長ケ一尺二寸直径七分の目串を十本半の割合を以て打込み堀上げたる土砂を以て其上を被ひ能く締固め仕立つるものとす而して其菱の大きさは實地の状況に應じ取捨するものとす此の菱形一網目毎に松苗四本づ、植付け其根本に芝一枚づ、敷き置くものとす

四、松苗植付

工事の施工を終らば一月中旬より三月中旬迄の間に於て松苗木の植栽を行ふ其方は土地に七八寸角深五六寸の穴を掘り其内に松苗を入れ少しく土を掛け一應根際を能く締固め其上へ藁一握り(目方約二十匁)を四つ折にして松苗の根本を挟み其上に土を被ひ充分締固め置くものとす而して工事の施工を要せずして單に松苗の

みを植込む場合には一反歩に對し松苗九百本の割合を以て植込むものとす而して植込みの方法は方及び深さ共四五寸の穴を掘り其中に松苗を植込み根部を充分に締固め置くものとす

五、杜松連束工

谷巾二間以内の小谷に於て石堰堤若くは土堰堤の必要あるも近傍に石材に乏しく若くは濕氣多き箇所にして杜松多き箇所(葉付の杜松を以て長さ三尺直径四寸の連束を作り之れを三ヶ所二子繩にて二重回りに結び施工すべき土地は地盤迄稍内方に傾斜を附し充分掘立て豫定の幅員に之の連束を縦に通り並べ其上に縦連束の小口より七寸扣へ横に連束を一系列に並べ長さ一間に付留杭四本の割合を以て横連束の外部に打込み横連束の内手即ち縦連束の上に土砂を入れ締固め横連束の高さと同一になし其上に縦連束を並べ然る后其小口より七寸扣へ前の如く横に連束一系列を並べ苗杭を以て之れを留め之の横連束の後方に於て縦連束と縦連束との間に茅苗、菘苗を一間に對し六本の割合を以て挿植し其上に又土砂を置き之れを締固め横連束と同高ならしむ如斯豫定の高さに達する迄同一の方

法を繰返すものとす而して豫定の高さに達し終らば其上面に耳芝三枚を重ね置き其内方へ長さ一間に對し萩及茅苗を六株づゝ植込むものとす而して其法高は普通三分五厘乃至五分とす

六、石巻工

轉石多き箇所山腹の小谷に施工する工事にして其轉石を採集し充分に床堀をなし根石を据付け其上に五六寸乃至八九寸退きて二番石を置き法高を四分乃至六分とし一割以上の緩勾配にて築立て裏石を詰め込み其内部に粗朶を當て尙山土を入れ充分に締固むるものとす

七、谷留石巻工

谷幅二間以上の箇所にして土留石垣にては不充分なるヶ所に施行するものにして法高は一間乃至三間位にして水越高八分以内とす其工法は石巻工同一なるも只其異なる處は裏面は全部裏石を詰込むにあり

八、土留石垣工

谿流急激にして山脚を洗ひ土砂崩壊の虞あるヶ所に施工するものにして充分床堀をなし根石を据へ其上に石垣を積立て内部に裏石を詰込むものとす而して其法高は五分以上三間以内にして勾配は五分位とす

九、土堰堤工

砂囊廣く石材不自由なる箇所施工すべきものにして充分床堀をなし芝を縦列に一通り敷き並べ芝の小口より六寸を扣へ粘土を入れ芝と同高に締固め其上に又芝を縦列に一通り敷き並べ前と同様の方法にて粘土を入れ締固め然る后芝の小口を木槌にて敲き一寸許り後に敲き込み漸次同一の方法を繰返し最後に一坪に付九枚の割合を以て上芝を敷き置くものとす尙土堰堤の裏面は全部張芝となすか或は下底に横に一列に敷芝をなし其上に粘土を置き充分敲き締め其高さを六寸位となし其上に敷芝をなし漸次同一の方法を繰返し裏面を築造するものとす而して其高さは谷の大きさに應じ五分以上一間以内となし勾配は約一割位に仕立つるものとす尙水の通路は必要に應じ四字形の石垣となし天及び内腹部は總て張芝となすものとす

十、石堰堤

大なる豁谷にして砂囊の廣大なるヶ所に之れを施すものにして底部は滑石迄掘込
み石扣は三尺乃至三尺六寸以上の大石を撰み七八分乃至一割五分以内の勾配を以
て谷の大小に應じ一間乃至三間位の法高に段崩に両面総て石垣にて築立つるもの
とす最も水越高は四五分乃至八分以内とし裏面の勾配は表面より少しく急斜に仕
立つるものとす

十一、谷留柵杭工

粘土質にして石材乏しく土堰堤にては維持し難く流水の常に絶へざる溪谷に於て
土砂を扞止し又は流水の速力を緩ならしめんか爲に施すものにして杭木として長
六尺以上末口三寸位の松丸太を二尺毎に打込み其高さを二尺四寸とし之れに帶梢
として長さ一丈二尺直径七寸の雜木を以て柵に編付け其内方に伏芝をなし粘土を
入れよく締固め天並内腹其張芝をなし水越直高を三分乃至五分以内に仕立つるも
のとす而して水叩の箇所は數粗朶を入れ水勢に應じ一間又は二間以内の處に長さ
三尺直径二寸五分の杭木を一尺五寸毎に打込み其高さを六七寸となし之れに柵を
編付け其内を平巻小面築となすものとす

第二期 (自明治二十八年年度 至全三十一年度)

一、連束藁網工

勾配三割五分以上の箇所^に施すものにして地盤に巾五寸深五寸の溝を掘り連束を
入れ能く踏込むべし而して雜木の株(六寸角厚五寸に於て鉢付のもの)を掘取り菱形の中央に一株づつ植
付くべし

但連束藁網菱形は概して縦一間五分 横二間五分仕立とし此連束は一本長二間直径五寸とし二子
繩二重回にて二十一所結になし繼目共堅牢に結び付け又網目十文字括りの所も
二重回に結び付くべし

二、藁連束筋工

勾配二割以上三割五分迄の積苗工の間に施すものとす
但十文字仕立及雜木植付を除くの外前に同ト

三、雜木植付工

勾配二割以上三割五分迄の箇所^に施行するものにして菱形又は横筋に(深七寸 巾六寸)の溝

を掘り松、萩茅其他雜木の株を(立根なく厚五寸以上の鉢付にして長共六寸のもの)長一間に付十二株(二株は減歩す)の割合を以て株と株とを密接せしめ透間なき様土を能く詰込み並び能く植付け尙菱形の中央にも一株を前同様植付くべし

但溝は山の傾斜に直角に穿ち筋と筋との間隔は三尺を適度とす

四、積苗工

地盤を掘均し巾一尺八寸以上の平坦部を作り堅地三寸以上を退き芝一枚を横に地上に置き其芝四寸を水叩きとして外部へ出し二寸を張芝に敷込み其上に五分以内の勾配を以て法高三分の(七寸乃至九寸仕立)土方を仕立て土方の外面に張芝をなし上部に耳芝を付け能く締固め総て腹土を充分取入れ堅牢に仕立つるものとす

但し間隔地勢により直高六分乃至七分となすべし且法一割以内の箇所の床堀は巾一尺以上の平坦部を作ることを得

積苗工にして高さ一分乃至二分のものは山頂又は傾斜の緩なる箇所に施すべし但仕立方は前項同様にすべし

五、重芝工

地盤を掘均し巾一尺八寸以上の平坦部を作り敷の外部に堅地三寸以上を退き敷芝を置き其巾四寸は水叩きとして外と手へ出し其れより上は豫定法高に達する迄芝一寸乃至二寸づゝを扣へて積立て内部へ山土を取入れ充分締固め仕立つるものとす

但間隔及法一割以内の床堀は前積苗工に同ト

六、谷留重芝工

實地の状況により先づ敷芝を置き夫れより豫定の高に達する迄の一寸又は二寸を扣へて積立其他は総て前項に同ト

面芝は谷留重芝工の上面に二枚以上繼合能く張芝となし堅牢に仕立つるものとす但降雨流水の憂なき箇所は張芝を省略することあるべし

七、柵留工

常に濕氣ある箇所に施すものにして巾一尺八寸の床堀をなし堅地五寸以上を退き抗木を打込み高六寸の柵を挿付けたる後抗木二尺二寸を土中に打込み柵内へ芝を當て其の芝の内手に柳長一尺のもの一間に二十本づゝを立掛け抗の頂より一寸づ

、上部に出し其内手に右柳の内際より高二分の重芝を以て仕立つべし
八、土堰堤は常に水氣なき箇所へ施すものにして堅地まで床掘をなし堤敷の外部へ敷芝をなし堤の内手なる底土を掘取り之を持込み高五寸毎に充分締固め水越は三ヶ月形に仕立て外部は重芝になし其他堤内并に天へは張芝をなすへし尤勾配は實地の緩急により一割五分以上に築立つるものとす

九、杜松連束工

枝付の杜松を以て長三尺直径四寸の連束を作り之れを三ヶ所二子繩にて結び施工すべき地盤を充分掘立て豫定の幅員へ一通り横に並べ其の上に横連束の小口七寸を置き縦連束を置き横連束四本目毎に一本づ、留抗を縦連束の外と手へ打ちたる上横連束の上面へ土を持ち込み締固め縦連束の高と同一になし又右縦連束の外面より三寸を出だし横連束を置く等総て前の如くなし豫定の高に達するまで幾層も施工したる後天に耳芝三枚を付け其の内へ長一間に付四ヶ所づ、萩苗又は茅株を植付くべし
但茅は濕潤の箇所へ植付るを良とす

十、石巻工

総て滑石まで床掘をなし喰合能く堅牢に仕立つるものとす

但築立方は段築段崩「シヨブ」築劔先築金平糖築に限るものとす

十一、松苗植付工

深さ巾共に五六寸以上の穴を掘り藁灰二十匁を入れ其中に丁寧松苗を植付け根部を充分締固むるものとす

芝は一枚長一尺一寸巾六寸厚二寸にて木草の根能く搦みたるものを用ふ
但犬齒朶又は濕地に生する芝は使用せざるものとす

第三期 (自明治三十二年
至全 四十年 度)

一、積苗工

法切をなし以て地盤を均し直高を五分乃至七分とし巾一尺八寸以上に階段を切込み谷間は床掘をなし外部に堅地三寸を残し敷芝をなし敷芝の外部より四寸を扣へ豫定の高さに達する迄實地適當の勾配を以て積芝をなし毎層芝裏に土砂を填充し

木槌を以て充分に締固むるものとす

但し本工に用ふる芝は長一尺一寸巾六寸厚さ二寸とす以下諸工に用ふる芝は亦之れに同ト

二、筋芝工

地盤を切均し芝を横に一通り敷き並べ其上に土砂を置き土砂の高さを二寸に締固め其上に横に天芝を置きよく締固むるものとす

三、土留石垣工

山麓に施すものにして基礎は滑石迄充分掘込み其法高を地形により三分乃至二間となし四分乃至六分の勾配を付し表面を石にて積重ね裏面には裏石として立一坪に付に一合乃至三合の小石を入れるものとす

四、石堰堤工

基礎は滑石迄充分掘込み表面は総て基礎石より三層迄特に大石を用ひ地形に應し直高を一間半乃至二間となし勾配ば表面は一割乃至二割裏面は一割を普通とす而して表裏共に石にて積重ね中央の水越は三ヶ月形に仕立てあるものとす積石は総

て合端空翁ハズリになして喰合をよくし内部に飼石を施し栗石を充填し仕立つるものとす

五、谷留石垣工

其工法石堰堤と同一なるも只其異なる点は裏面は裏石を詰込み仕立つるにあり

六、土堰堤工

水気なき箇所施すものにして堅地迄床堀をなし堤敷の外部に敷芝をなし堤の内手なる底土を掘取り之れを持ち込み高五寸毎に充分締固め水越は三ヶ月形となし外部は重芝になし其他堤裏並に天へは張芝をなすものとす而して勾配ば實地の緩急により一割五分以上に築立て同一の方法を繰返し豫定の高さに達せしむるものとす

七、松苗植付

巾深さ五寸以上の穴を掘り木灰を松苗の根部に一本に付二十枚の割合を以て入れ土を以て根部を被ひ充分踏締むるものとす

八、筋石垣工

堅地迄石扣並に裏石巾に相當する床堀をなし根石を据へよく喰合せ實地に適應の

勾配に築立て裏石を填充し天端より四寸を扣へ芝を敷き夫れより一寸乃至二寸を扣へ天芝を附け内手に土砂を入れ充分締固むるものとす

第四期（明治四十一年以降）

一、甲積苗工

山腹の傾斜二割以下の箇所は施すものにして先づ法切をなし次に階段を切込み階段の間隔を直高八分とし其中を二尺四寸以上とし垂直になし幅は少しく後ろ下りに切込み外部に堅地三寸を存し敷芝をなし敷芝の小口より二寸を扣へ建芝をなし次で敷芝及び建芝をなしたる上に天芝を置き毎層芝裏に土砂を填充し木槌を以て充分搗固め勾配五分法高一尺八寸に築造するものとす但し谷間に築造するものは下段の天端は上段の下端と水平ならしむるものとす

芝の寸法は長一尺巾六寸厚二寸とす以下の諸工に用ふる芝も亦之れに同ト

二、乙積苗工

前者と異なるは階段の直高を七分となし其中を二尺二寸とし外部に堅地三寸を存し二枚の重芝をなし次に建芝をなしたる上に天芝を置き法高一尺二寸に築造する

にあり

三、丙積苗工

前工と異なるは芝四枚を積重ね直高を八寸に築造するにあり但し明治四十五年度より廢止せり

四、丁積苗工

勾配二割以上の箇所は施すものにして前工と異なるは階段の其中を二尺以上とし先づ敷芝をなし次に建芝をなしたる上に天芝を置き法高一尺に築造するにあり

五、谷留張芝工

小谷の土砂の流出を防止する目的を以て積苗工の直下に接続して施すものにして先地盤を切均し基礎の堅地迄後ろ下りに床堀をなし堅地三寸を存ト敷芝をなし敷芝小口より二寸を扣へ内部へ土砂を填充し木槌を以て充分搗固め両詰を内手に廣くの如く切込み建芝をなし外部より能く打締め天芝を置き勾配を五分に築造すべし但し下端の天端は上段の下端と水平ならしむべし

而して砂防指定地は明治四十四年度指定地外は全四十五年度より其法高を三分に

築造することに改めたり

六、土留石積工

山腹又は山脚に於て土砂崩壊し又は崩壊の虞ある箇所或は芝工の基礎工事として施すものにして充分なる床堀をなし平均法高一間迄は表石控八寸乃至一尺二寸とし表石平一坪に對し裏込石立二合平均法高一間を越ゆるときは表石控一尺五寸とし表石平一坪に對し裏込石立三合の割合を以て築造し天石は責築とす

七、護岸石積工

溪谷の沿岸に於ける山脚の土砂の崩壊を防止する目的を以て施工するものにして寸法並に築造法共前工に同ト

八、石堰堤工

溪間に於て内部に土砂滞留の餘地を存し其基礎鞏固なる箇所(土臺木ある箇所之れを指へ)に設くるものにして基礎滑石あるヶ所は充分之れを切込み其他は鞏固の位置迄床堀をなし表石は礎石以上三層迄は特に大石を用ひ勾配は高さに適應する様に作るものとす而して合端玄翁「ハズリ」になし喰合を能くし内部に飼石を施し裏石を填充し表裏共

天端折廻りとす

本工に要する表石は控一尺五寸以上裏石は控一尺二寸以上とす

九、谷留石積工

溪間に於て土砂の流出を防止する目的を以て設くるものにして充分なる床堀をなし水流の状況に應じ天端折廻りとなすものとす其他の工法は大約前工に準す
本工に要する表石は控一尺五寸以上とす

十、土堰堤工

平時流水なき溪間にして内部に土砂滞留の餘地ある箇所に施設するものにして堅地迄床堀をなしたる上敷芝をなし粘力ある山土を掘取り之れを持込み高五寸毎に充分搗固め敷芝の小口より三寸を扣へ豫定の勾配を附し表は積芝となし毎層木縄を以て搗固め天端及裏は張芝となすものとす

十一、苗木植付工

勾配緩にて凹凸掛き箇所(土臺木ある箇所)に於て根覆芝を付し一坪に付黒松或は山楨六本乃至九本の割合を以て植栽し或は又積苗工の延長一間に對し山楨又は黒松三本の割合を以

て植栽を行ふものとす其方法は深さ並に直徑六寸以上の穴を掘り苗木一本に付木灰二十匁の割合を以て植穴中に入れ鍍又は篋を以て充分土砂と混和せしめ丁寧に植込し能く踏締むるものとす

第三章 施工面積及經費

明治十六年度より全四十四年度に至る二十九ヶ年に於ける指定地指定地外及補助工事を合せたる砂防工の施行の總面積は四千八百九町一反六畝二十一歩にして其經費は九拾九萬參千四百拾九圓五錢九厘なり
其詳細は左表の如し

砂防工施行面積並ニ經費一覽表

種別	面積	積	經費
地方稅負擔砂防地		一、二九、一七一	六七、一五五、七五七
砂防指定地		六六三、九九一	四四二、四八〇、三三二
指定地外砂防地		六二六、五五一	五一五、一八六、二八四

町村砂防工施行地計

二、二九九、六六〇
四、八〇九、一六二

一六八、五九八、七〇六
九九五、四一九、〇五九

自明治十六年度至全二十八年年度地方稅負擔砂防工施行面積及經費一覽表

年	度	面積	積	工費
全	明治十六年		一七三、四〇〇	四、七八七、八五四
全	十七年		九八、五〇〇	四、九九九、九〇三
全	十八年		九八、五〇〇	四、〇二七、二四〇
全	十九年		一一八、九〇〇	四、四五三、五一五
全	二十年		一三二、八〇〇	五、二九四、六七〇
全	二十一年		九七、五六一	三、〇〇四、〇二五
全	二十二年		一〇一、三〇〇	四、九九九、三二〇
全	二十三年		一三一、三〇〇	四、九九九、九六一
全	二十四年		九二、一〇〇	四、九九九、九九七
全	二十五年		九三、〇七〇	四、九九九、八四四
全	二十六年		五六、四〇〇	四、九六二、八六二
全	二十七年		六三、一〇〇	六、四三九、八〇一

全 二十八年
計

四九、五七〇〇
一、二一九、一七一九

七、一九〇、九四六
六七、一五三、七三七

10K

指定地砂防工事施行面積及經費一覽表

年 度	反 別	工 費	雜 費	計	國庫補助額
明治三十一年	四〇、九二〇	二七、六五〇、四九九	一、七三七、七五四	二九、五八八、二二二	一九、四五〇、〇〇〇
全 三十二年	五七、五四二	三七、七三二、九八三	二、四五一、七〇七	四〇、一六四、六八九	二七、九六六、八〇〇
全 三十三年	五四、〇〇五	五三、〇〇五、七九九	四、三四五、一九二	五七、三五〇、九九一	二四、一〇〇、〇〇〇
全 三十四年	五九、五八二	二二、二四一、一二四	二、二〇四、二四〇	二四、四四五、三六四	一六、六七四、〇〇〇
全 三十五年	五六、八二二	三一、五七六、二二七	二、六四四、一四九	三三、〇二〇、三六六	一七、七〇七、〇〇〇
全 三十六年	四一、〇〇〇	二一、八五六、八二七	二、二六七、六二二	二四、一三四、四四九	一〇、四一六、〇〇〇
全 三十七年	二、〇六一	二、五九二、四一四	九一六、五四六	三、五〇八、九六〇	一〇、四一六、〇〇〇
全 三十八年	二四、四四一	一六、三八五、八三二	一、七六六、五四〇	一八、一五二、三七三	二〇、一六、〇〇〇
全 三十九年	四三、五二六	二九、五五一、〇〇〇	二、六六五、八六〇	三一、九九六、八六〇	一、四二一、〇〇〇
全 四十年	五三、三〇三	二七、六八九、八九九	二、九〇六、三二〇	三〇、五九六、二一九	一、四二一、〇〇〇
全 四十一年	六六、二六〇	五六、〇四六、八一〇	四、一二四、四二〇	六〇、一七一、二五〇	一、一五五、〇〇〇
全 四十二年	五八、五〇二	四〇、七六九、五八〇	五、五一〇、六三〇	四六、二八〇、二二〇	一、一八四、〇〇〇

全 四十四年
全 四十四年
計

六九、七五二〇
五五、三八二一
六六三、九九一

三八、七九〇、〇〇〇
三八、七一一、三五〇
四〇五、九九七、二七五

三、四三八、五〇〇
五、五五三、五八〇
三八、四九三、〇九九

四二、二八、五〇〇
四二、二五一、九一〇
四四二、四八〇、五三二

一、三、三八九、〇〇〇
一、五、八五三、〇〇〇
二、一〇六、八〇〇

指定地外砂防工事施行面積及經費一覽表

年 度	反 別	工 費	雜 費	計
明治二十九年	六八、七二〇九	一三、〇九三、九九三	一、七一八、一五九	一四、八一二、一五二
全 三十年	六二、九三〇〇	一七、三〇九、六六八	二、四七八、五八九	一九、七八八、〇五七
全 三十一年	四〇、五八二二	一五、五六四、七三四	一、九五五、五七九	一九、五二〇、三一二
全 三十二年	四〇、〇五〇	一六、七八八、四四四	二、二八一、八四二	一九、〇七〇、二八六
全 三十三年	五三、一六〇五	一五、九八四、九〇九	四、八八九、九四七	二〇、八七四、八五六
全 三十四年	五三、五二二七	一六、六二五、一八五	四、九二一、五五二	二一、五四六、七三七
全 三十五年	五〇、一八〇〇	二〇、七二〇、一七八	四、四四四、六二一	二五、一六四、七九九
全 三十六年	五一、五四一九	二四、六一五、二四四	五、八二四、五八九	二九、三四九、八三四
全 三十七年	二二、七五一八	一〇、五三七、七七七	一、一六八、九八〇	一三、〇八八、九八三
全 三十八年	五二、〇一二六	一三、五二一、八二〇	三、五〇五、六二〇	一六、八二七、四四〇

101

年度	面積	積工	費	縣費補助額	町村費
全四十一年	四、八五〇	一七、〇五六、四六五	五、〇六〇、一九〇	四、六〇〇、九八〇	三二、一六六、七五五
全四十二年	二九、三二〇八	一六、二五〇、九一五	四、九〇〇、九八〇	五、四六一、五七〇	三〇、八五一、八九三
全四十二年	四六、〇二二〇	二〇、九七五、〇五〇	四、四六一、五七〇	四、二〇五、四九〇	二六、四三三、六二〇
全四十三年	三一、五八一九	一六、七六三、四一〇	四、二〇五、四九〇	五、二一五、五五〇	二〇、九八八、九〇〇
全四十四年	三五、三〇二四	二三、四七八、一三〇	五、二一五、五五〇	五、八五〇、三六四	二八、六九五、六八〇
計	六二六、三五一六	二五、六八一、九二〇	五、八五〇、三六四	五、八五〇、三六四	三一、一八六、二八〇

自明治十六年度町村にて施行せる砂防工事施行面積及經費一覽表
至明治四十四年度

年度	面積	積工	費	縣費補助額	町村費
明治十六年	一五〇、四〇九	三、六九二、一五四	四三〇、〇〇〇	四三〇、〇〇〇	五、二六二、一五四
全十七年	一五二、〇三三	五、三三〇、八〇九	五九〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	四、六四二、八〇九
全十八年	二九二、六五〇七	八、四九九、五九七	一、一四五、五八八	六八六、三三三	七、五五三、〇二七
全十九年	二五七、七五一九	七、九〇四、〇六四	六八六、三三三	七六四、三三三	七、二一七、七五一
全二十年	二五四、三五〇三	八、二八七、五八八	六八六、三三三	六四〇、二四三	七、五二五、〇五五
全二十一年	二四九、九一一	七、七八四、四二九	五四五、八四四	五四五、八四四	七、一四四、一八六
全二十二年	二二五、一三〇九	六、七七一、五三七	三四二、一三三	三四二、一三三	六、二二二、六九三
全二十三年	一四三、四七〇七	三、九二二、五五八	三四二、一三三	三四二、一三三	三、五八四、四二五

年度	面積	積工	費	縣費補助額	町村費
全二十四年	一一一、八六一七	三、〇二五、八六八	三五五、六一四	三五五、六一四	二、七九四、六四八
全二十五年	一〇二、九六〇三	三、八三七、七二九	四九八、三二五	四九八、三二五	三、三三三、一〇七
全二十六年	九、九八〇〇	七一一、二五〇	三五五、六一四	三五五、六一四	三、三三三、一〇七
全二十七年	一〇、四四〇〇	九八六、六五〇	四九八、三二五	四九八、三二五	三、三三三、一〇七
全二十八年	二〇、六〇〇〇	四、七七一、〇六二	二、五七五、五三一	二、五七五、五三一	三、三三三、一〇七
全二十九年	四一、五一一五	七、九一二、六七八	三、九二九、七八一	三、九二九、七八一	三、三三三、一〇七
全三十年	三二、七五〇〇	七、八九九、五六一	三、九二九、七八一	三、九二九、七八一	三、三三三、一〇七
全三十二年	二七、七九〇〇	一〇、六五八、〇二六	五、三二八、〇一三	五、三二八、〇一三	三、三三三、一〇七
全三十三年	二四、五八一三	一三、〇〇八、七四四	六、五〇四、三七二	六、五〇四、三七二	三、三三三、一〇七
全三十四年	一七、一〇〇〇	七、〇二七、九四三	三、五一一、九七一	三、五一一、九七一	三、三三三、一〇七
全三十五年	二四、六三〇〇	九、九八三、三七四	四、九八一、六八七	四、九八一、六八七	三、三三三、一〇七
全三十六年	二六、二七二五	七、五五二、一二四	三、六七六、〇六二	三、六七六、〇六二	三、三三三、一〇七
全三十七年	一一、七四〇八	五、二八三、九三八	二、五〇六、二六一	二、五〇六、二六一	三、三三三、一〇七
全三十八年	一五、三四一四	七、〇六四、九四八	三、二七〇、二三五	三、二七〇、二三五	三、三三三、一〇七
全三十九年	一五、三四一一	五、九一六、五五五	二、六九七、六一〇	二、六九七、六一〇	三、三三三、一〇七
全四十年	一四、二四〇四	四、七六七、六四七	二、三八三、七七〇	二、三八三、七七〇	三、三三三、一〇七
全四十一年	一三、一〇一五	四、八八八、五九八	二、四四四、一三〇	二、四四四、一三〇	三、三三三、一〇七

全 四 十 二 年	全 四 十 三 年	全 四 十 四 年
六、五六一	六、五八〇	二、二九九、六六〇
五、五四七、五四四	五、一〇、一七四	一六八、五九八、七〇六
一、六七三、七〇〇	一、五四六、八三〇	五九、七〇六、五五七
一、五四五、五五四	二、五九七、九二〇	一〇八、八九二、五四九
一、六〇〇、〇六六		
計		

自明治三十一年度
至明治四十四年度
指定地砂防工費河川別一覽表

河川名	施工面積	工費
高梁川	七三、八九二〇	四三、四〇八、六四二
榎谷川	二〇九、七八〇三	一三二、二三四、七八八
日羽川	五八、二五一三	二〇、五〇九、一〇九
有田川	一八、二二二六	一三、六四七、九五二
小田川	一八五、六八〇三	九六、一九一、六四六
新本川	四三、四〇八	二七、三九〇、〇一六
成羽川	九四、三〇〇〇	七〇、五九四、五三二
計	六六五、九九一一	四〇三、九八六、四七三

自明治二十九年
至明治四十四年度
指定地外砂防工費河川別一覽表

河川名	施工面積	工費
高梁川	九二、一九一八	二四、八九一、二六三
吉井川	一〇三、五三二四	三六、〇八二、八四六
旭川	一〇八、四二二三	四三、四九〇、二三八
足守川	九二、八六六一	四九、一七八、五三八
里見川	四七、九〇二四	一八、三九九、六八六
其他	一八一、四〇二七	八四、六五九、五四九
計	六二六、三三三	二五六、六八一、九二〇

而して明治四十五年度以降施行を要すべきものは指定地四百二十二町二畝二十七歩にして經費豫算參拾參萬貳千七百四拾八圓七拾七錢六厘なり指定地外のもの五百十六町二反五畝二十八歩にして此經費豫算三拾七萬八千八百拾九圓參拾九錢七厘なり尙從來施行したる工事にして破損せるものに對し修繕費として明治二十九年以來支出したる金額は四萬七千四拾六圓五拾壹錢貳厘とす詳細は左表の如し

砂防工事修繕費一覽表

年	度	經	常	費	臨	時	費
明治	二十九			二八七、八〇七			一、一七一、四六六
全	三十			四九八、一九五			
全	三十一			九九九、八七三			
全	三十二			一、九九一、一〇三			二、八五一、〇八一
全	三十三年			一、七五五、二五四			二、九六三、六八九
全	三十四年			一、九九九、五三八			二、〇二五、七九二
全	三十五年			二、一六九、〇五五			
全	三十六年			二、一九九、二二二			
全	三十七年			二、一九九、三六七			
全	三十八年			二、一九一、六七三			
全	三十九年			二、一九九、八二〇			
全	四十			二、一五九、九〇〇			四、一八八、八三〇
全	四十一年			二、一八〇、一〇〇			
全	四十二年			二、一八二、五二〇			
全	四十三年			二、一九八、七四〇			
全	四十四年			二、一八八、四三〇			五、五〇七、一〇〇
計				二九、〇〇〇、五八五			一七、六四五、九二七

第四編 結論

第一章 公有林野整理の効果

既述の如く本縣公有林野の實測面積は十有三萬餘町歩にして其内三萬町歩は保安林に属す公有普通林中第一期の施業計畫に於ては五萬町歩の造林地を設定し得らる、豫定なるを以て之を實行するに至れば毎年の生長力は天然林人工林を通じて一町歩平均二十五尺縮に達せしむることを得べし之を合算すれば毎年の生長量は百二十五万尺縮にして之を金圓に換算するときは將來に於ける木材の價格一尺百貳圓とし貳百五拾萬圓の生産額となる此外前記せる保安林に属する三萬餘町歩を合理的に經營するときは毎年の生長量二十尺(保安林は其多くは山の中腹以上に配置せらる、を以て地力の關係上普通林に比し平均生長量劣れるものとす)に達せしむることを得べし而して其毎年の生長量は六十万尺(にして之を尺百貳圓として金圓に改算するときは百貳拾萬圓に達す)叙上の計算に據れば縣下公有林野の生産

力は毎年合計參百七拾萬圓となる現在の町村税は一ヶ年総額貳百五拾五萬六千圓にして將來假りに四割の増加を見るも林野の生産力を以て優に之を支辨して餘剩あるを認む加之公有林野の整理は國土保安上水源を涵養し氣候を調和し土砂を扞止し或は水力の供給を潤澤ならしむる等間接の效果實に多大なるものとす

第二章 保安林の效果

明治二十九年保安林を設定せしより年を閱する茲に十有七年其間森林の繁茂すること數万町歩の多きに達し前日の禿山は變つて鬱蒼たる森林となり爲に治水上は勿論經濟上に與へたる利益は蓋し其幾何なるを知らず就中最も顯著なる効果を水源涵養上に現したるものは夏季に於ける驟雨即ち是れなり從來禿山に沿へる地方は早魃連りに至り驟雨なく常に雲霓を望む能はざりしを以て年々早害を免れず近來保安林繁殖せしより自ら雲霓を呼起し驟雨時に至り早害を被らざるもの多だ甚し土民之を見て保安林は雲を呼び雨を起すと唱道するに至れり其經濟上の効果を擧げんに民有保安林の面積は六万三千六百七十八町歩にして之

が毎年の生長量を一町歩に對し十二尺締とせば其蓄積は實に七百六十四万八千三百六十尺入の多きに達す之を金圓に換算するときは材價一尺締に對し壹圓とせば七百六拾四萬八千參百六拾圓の巨額となる保安林の效果たる實に偉大なりと云ふべし

第三章 苗圃并植林の成績

苗木の養成に對しては縣苗圃を設け或は補助金を下付し以て郡農會をして樹苗圃を設立せしめ一面之が模範を示し一面苗木の供給を計りたり其結果今日に至るまで各苗圃に於て養成したる苗木本數は實に一億五千八十一萬七千七百餘の多數に達し其内山行苗は盡く縣下公私有林野の植栽に供したるを以て之を見れば本縣林業改良に及ばせし効果は實に偉大なるものあるを認む今之か面積本數を年度別に表示すれば左の如し

縣苗圃郡農會樹苗圃苗木生産表

年 度	本 數	年 度	本 數
明治三十三年度	六五三、一八三	明治三十四年度	一、一七九、七〇〇

全	三十五年度	五、〇九六、〇三七	全	四十一年度	三、四二〇、九四九
全	三十六年度	一、四一六、五五四	全	四十二年度	一、四二二、五六九
全	三十七年度	一、二五七、一一〇	全	四十三年度	一、七、四三八、九二二
全	三十八年度	一、七〇七、一九五	全	四十四年度	二、五七九、五一四
全	三十九年度	一、七三三、六二二	計		一、五〇、八一七、七八二
全	四十年度	一、六、四六七、〇二五			

是に由て之を觀れば苗木生産數は逐年増加の趨勢を示し植林事業も年次之に伴て増加せるを知るへし又た縣下各所に於て私設の苗圃あり苗木を養成し以て自己所有の林野に植栽し或は之を國有林野に供給をなし或は之を朝鮮又は縣外に輸出せるもの亦尠からず然れども統計の據るべきものなきに依り具體的に之か實數を記するを得ざるを以て爰に之を省略す

植林事業に就ては苗木を供給し或は補助金を下付し或は講話講習等の獎勵方法に依り年次植林面積を増加し獎勵開始の時より今日まで植林を了せし面積は公私有林野を通じて一万八千六百十八町歩の多きに達せり

茲に公有林野造林成績を年度別に表示すれば左の如し

公私有林野造林面積表

年 度	面 積	年 度	面 積
明治三十一年度	二、五〇〇	明治三十九年度	一、五八七
全 三十二年	三、四〇六	全 四十年	一、三三七
全 三十三年	六〇八	全 四十一年	一、五〇九
全 三十四年	八二七	全 四十二年	一、六九五
全 三十五年	九二〇	全 四十三年	一、八七〇
全 三十六年	一、〇九三	全 四十四年	二、三九八
全 三十七年	一、〇〇六	計	一八、六一八
全 三十八年	二、五五〇		

第四章 砂防工事の効果

明治十六年始めて荒廢せる山野に對し砂防工事を施設せし以來茲に年を閱するに三十年其間施工を了したる砂防地面積は約四千八百餘町歩の多きに達す就中御津郡上建部村並に上房郡巨瀬村上竹莊村英田郡福本村等の如きは從來一木だも得られざりし禿露地は化して今や蒼鬱たる美林となり將に天然更新法により更新し得べき完全なる林相となりし年々間伐により巨多の收入を得らるゝに至り昔時土砂の

流出を遅ふせし荒廢地たるを認識し難きに至れり抑も砂防工事の施行により生ずる林木の利益は單に其効果一部分に過ぎず然れども其主眼たる土砂の扞止により國土の保安上與ふる効果は實に顯著なるものあり往時は山林の荒廢により土砂を流出し爲に河川埋没し河底は河岸と其高度を同うしたるもの多かりしが工を施すに及んで土砂漸次減退し其深さ數尋に及びたるものあり故を以て處々の河底に於て藩政時代に施設せる石巻工事を露出せるものあるのみならず從來夢想たも及ざりし處水車を設け或畑地の變つて水田となりしものを見るに至れり曾ては一雨あらば忽ち氾濫し田畑を流し人畜に危害を加へたる河川にして今や霖雨に遭遇するも横流して慘憺たる災害を醸成するに至らず又盛夏旱天の候と雖も用水の欠乏を告ぐることもなく畜に直接農業上に多大なる裨益を與ふるのみならず間接に人民の生命財産を保護する点に於て其効果更に偉大なるを見る起工以來土砂の減退せる程度に就ては従來量砂標の設置なかりしを以て具體的に之れを表示し能はざるも河川浚渫費の減少により考察すれば確かに其減退の程度を認識することを得べし尙明治四十二年以來量砂標建設せられたるを以て茲に河川浚渫費の減退表及び土砂計量表並に水田の收穫增收及地價騰貴一覽表を掲ぐれば

一十年	四十一年	四十二年
-----	------	------

河川溝渠其他埋堆土砂浚渫

郡	町村	大字	種目	自廿一年至卅年		三十一年		三十二年		三十一年	
				數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
川上	日里	明治	土人砂夫	一二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	九五、〇〇〇	一八、〇〇〇	八七、〇〇〇	二
全	全	黑忠	土人砂夫	一〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一七、〇〇〇	三、〇〇〇	一五、〇〇〇	三
吉備	福谷	西川内	土人砂夫	二五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	七
上房	吉川	吉川	土人砂夫	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二
吉備	穗井田	服部	土人砂夫	六〇〇、〇〇〇	一三、七〇〇	五九〇、〇〇〇	一三、六五〇	六〇〇、〇〇〇	一三、八八〇	五七〇、〇〇〇	一
全	秦	秦	土人砂夫	七〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇	四八〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	四二〇、〇〇〇	一一、六〇〇	一五〇、〇〇〇	一
全	吳妹	妹	土人砂夫	六八〇、〇〇〇	一三、六〇〇	四八〇、〇〇〇	一〇、五六〇	四二〇、〇〇〇	九、二四〇	一〇九、〇〇〇	一
全	池田	碩谷	土人砂夫	五〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	七、五〇〇	二五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一
全	池田	見延	土人砂夫	四〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	一〇、五〇〇	三〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一
全	日美	日羽	土人砂夫	一五五、〇〇〇	一一、〇〇〇	一五五、〇〇〇	一一、〇〇〇	一五五、〇〇〇	九、六〇〇	一五五、〇〇〇	一

砂防工事施工地下流土砂計量表

河川名	測定年月	
	増	減
六條院川	〇〇	〇
	三寸	全
榎谷川下流	一寸	三寸
	一寸五分	三寸
今立川	二寸	異動なし
	二寸	異動なし
	四寸	三寸
	四寸	〇
	全	全

砂防施工の結果流出土砂減少を爲め水田收穫増收並に地價騰貴一覽表

郡	町村大字	自明治十一年至全二十年平均		自明治廿一年至全三十年平均		自明治卅一年至全四十年平均	
		一反歩の時價	一反歩收穫	一反歩の時價	一反歩收穫	一反歩の時價	一反歩收穫
吉備	福谷	八〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一,〇〇〇
	大井	二五,〇〇〇	〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	〇,〇〇〇
	阿曾	五〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一,〇〇〇
	富山	三〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	五五,〇〇〇	〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
全	全	一五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇
	全	一五〇,〇〇〇	一,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	一,〇〇〇
小田	三谷	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇
	東三成	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一,〇〇〇

全備	北川	甲	努	八〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一,二〇〇	九五,〇〇〇	一,五〇〇	一五〇,〇〇〇	二,〇〇〇
吉	新	本		八〇,〇〇〇	一,二〇〇	一〇〇,〇〇〇	一,五〇〇	一五〇,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇

110

第五章 木材生産消費の關係 並に將來の生産豫想

本縣山林の生産物中主なるものは木材薪炭にして之に亞ぐものは經木隣寸用材製紙原料木五倍子菌蕈樹實樹皮等にして明治四十四年度に於ける生産額は左の如し

- 用材 五十六萬四千八百五拾圓
- 薪炭材 八拾七萬貳千五百六拾五圓
- 竹材 四萬四千六百七拾九圓
- 製作物 百四拾四萬九千九百八圓
- 副産物 六拾參萬六千五百八拾五圓
- 計 參百五拾六萬五千八百八拾五圓

茲に之を各郡に細別すれば左の如し

郡市名	用材	薪炭材	竹材	製作物(丸角材、挽材、枕木、木曲輪、車輪材、下駄材、橋寸、經木、製紙用材、木炭、竹細工等)	副産物(薪を除く)	計
岡津郡	五七、八四二	一一四、四八七	四、一一一	二五、一二七	三八、九五〇	二五、一二七
赤磐郡	一一、九〇四	六〇、二一三	三、五七七	六九、七七六	四一、六八六	二八五、一六六
和气郡	二八、九五三	五〇、四七〇	一、〇八六	五三、九五九	二〇、四三三	一五〇、四〇一
上道郡	二、七九二	一四、七八三	二九九	二八、一四八	八三、五八五	一一九、四〇七
色久郡	四、二六一	二、五一四	一八六	一一、五〇二	一、一五六	一九、五九九
兒島郡	二〇、一一〇	三、三三〇	一、二八一	二五、〇三三	二五、四七〇	一〇一、二五二
都窪郡	二九、九五六	六、六九九	九、六四八	一八、七〇七	八、三九八	七三、五八八
浅田郡	一〇、九八七	一四、四九八	七五七	一一、二〇〇	六、一八一	一四七、一〇七
小月郡	一九、六九五	二、八三七	九一四	二七、五一二	二一六、五六八	二七七、八一八
後備郡	一六、四六七	一、五〇四	一、四〇七	六八、三九〇	一三、七三四	一一八、二九三
吉房郡	二六、七〇一	一〇九、七三四	三、八三三	三〇、二八七	一三、八八七	一七四、二一〇
上房郡	二五、二八六	三九、七八三	二、三二〇	三、一〇一	一一、五二〇	五九〇、四七九
阿蘇郡	四六、四四二	四、二九八	二、八一七	五五、二一三	二〇、〇四五	一四四、六五九
真庭郡	六八、六五〇	七、九五五	四、〇三二	一一、九三七	一七、八九九	三一六、五八一

111

合	久	英	勝	苦
計	米	田	田	田
郡	郡	郡	郡	郡
五八、五七四	七四、八五三	三五、五六八	一六、二五八	五八、五七四
六七、〇二四	五一、九〇六	五一、九四二	四二、五六七	六七、〇二四
一、九四五	一、六六七	一、六六六	二、五〇六	一、九四五
一、六八、五五二	四一、八〇六	七五、五六三	三七、九四九	一、六八、五五二
五〇、六一五	五四、四五二	二一、三四〇	八、二五六	五〇、六一五
三三、六一〇	二〇、六八三	一八、〇七九	一〇七、五三六	三三、六一〇
一、四四九、九〇八	一、四四九、九〇八	一、四四九、九〇八	一、四四九、九〇八	一、四四九、九〇八

又茲に更本縣に於ける現在及び將來の木材需要供給の狀態を表示すれば
 毎年の木材消費額と生産額

現	在	將	來
消	生	消	生
費	産	費	産
五、〇七一、七〇〇	四、三一九、九九五	七、七二〇、〇〇〇	九、五五八、七五〇
七五、一七〇五	七五、一七〇五	一、八三八、七五〇	一、八三八、七五〇

毎年消費額は人口一人平均四尺メートルにして総人口百二十三万七千人の消費額を積算す
 現在の樹林地二十万五千二百二十五町歩なるも實測をなすときは約五割増加の見込なるを以て
 之を五割増加の見積り三十万八千五百六十八町歩となる依て一町歩の毎年の生長量を十四
 尺メートル積算す
 本縣人口増加率千分の九なるが故に五十年後は約百九十三万人となる之に一人の消費額四
 尺メートルを乘じて算出す
 五十年后現在の無立木地に造林を完成し二十五万四千九百町歩即ち實測面積三十八万二千
 三百五十町歩の森林を得るものとし其場合生長量を算出せり而して一町歩の毎年の生長量
 を二十五尺メートルとして積算す

前表に依り本縣現在の消費額と生産額とを比較するときは毎年七十五万千餘尺メートルの

不足を生ず此の不足額は老齡林中より之を伐採し若くは他府縣より之を輸入して漸く之を補へり然れども縣下の山林三十万餘町歩に對し施業經營完成するに至れば五十年後に於て前表の如く毎年九百五十五万八千餘尺メートルの木材を生産し實に百八拾三萬八千餘尺メートルの超過を見る之を要するに五十年後に至り縣民の數一倍五分に増加するも供給尙餘あり此に至れば夥多の木材を管外に輸出することを得るのみならず此木材を原料として幾多の木材工業を起し得らる、や明なり而して將來に於ける生産木材の價格を一尺メートル貳圓とすれば毎年實に千九百拾壹萬餘圓の多額を收入するに至るべし

本縣山林の生産力は以上縷述するもの、如し加之山林經營の結果は氣候の調和水源の涵養水害の減少農作物の豐饒林産を原料とする商工業の發達及漁獲の増收を見るべし之を積算し來れば其利益する所蓋し測り知るべからざるものあらん

附

錄

○岡山縣令第十六號 (明治四十一年二月廿八日)

保安林施業規程

第一條 保安林ハ一箇所(編入調書ノ一筆)毎ニ施業ヲ爲スベシ但保安林ノ種類及所有者同ニシテ更
新ヲ終ルマデ合同施業ヲ爲サントスルトキハ二箇所以上ノ保安林ヲ合併シテ一施業ヲ爲スコトヲ得
第二條 保安林ノ伐採ハ擇伐法ニ依ルベシ但保安林ノ目的ヲ害セザル程度ニ於テ林種ノ改良其他必
要ナル目的ノ爲メ伐採ヲ行フ場合ハ皆伐ヲ爲スコトヲ得

第三條 保安林ノ毎年ノ伐採區域ハ輪伐輪ヲ以テ立木地全面積ヲ除シタル商ノ三倍ヨ小ナルコトヲ得ス
第四條 保安林ノ毎年ノ代採面積ハ輪伐輪ヲ以テ立木地全面積ヲ除シタル商ヲ超ユルコトヲ得ズ但施
業上ノ便宜ニ依リ喬林ニアリテハ十箇年以内矮林ニアリテハ五ヶ年以内ノ隔年作業ヲ行フコトヲ得
第五條 舊森林法實施以前ノ編入ニ係ル保安林ニシテ施業方法ノ指定ナキモノ、輪伐輪ハ左ノ標準ニ

- 依ルベシ
 - 喬林 三十年以上
 - 矮林 十年以上
 - 中林 上木ハ三十年以上下木ハ十年以上
 - 竹林 三年以上
- 第六條 保安林ニ於テ木竹ノ代採、傷害又ハ土石、切芝、樹根、草根、埋木ノ採取、採掘若クハ家畜ノ
放牧ヲ爲サントスルトキハ擇伐ニアリテハ第一号様式皆伐ニアリテハ第二号様式土石、切芝、樹根、
草根、埋木ノ採取又ハ採掘ニアリテハ第三号様式家畜ノ放牧ニアリテハ第四号様式ニ依リ知事ニ願出

ベシ但砂防工事ニ使用セシムル爲メ知事ニ於テ採取ヲ命ジタル土石、切芝ハ此限ニアラズ
第一條但書ニ依リ二箇所以上ノ保安林ヲ合併シテ一施業ヲ爲サントスルトキハ第五号様式ニ依リ知
事ニ願出ツベシ

第七條 土石採取ノ願書ニハ前條ノ外尙公害豫防設計書ヲ添付スベシ

第八條 保育ノ爲メ爲ス木竹ノ伐採並枝打又ハ枯木竹、損木竹、危険木竹、若クハ支障木竹ノ伐採ハ
郡長(市ハ知事ニ)願出テ下草落葉其ノ他雜産物ノ採取ヲ爲サントスルトキハ着手二十日以前ニ郡長
(市ハ知事ニ)届出ツベシ

前項林木ノ伐採ハ林相ノ疎密ヲ酌量シテ壓木被壓木、不正形木、異種木等ニ對シ之レヲ行フモノトス
枝打ハ樹木全高二分ノ一以下トス

一 社寺ノ所有ニ係ル保安林ノ作業ナルトキハ願書又ハ届書ニ財産處分ノ方法書ヲ添付スベシ

第九條 切芝ハ帶狀ニ採取シ其ノ幅ハ一尺八寸以内トシ小クトモ幅二尺以上ノ間隔ヲ保タシムベシ
但實地ノ狀況ニ依リテハ此ノ標準ヲ超ユルコトヲ得

第十條 保安林ノ開墾ヲ爲サントスルトキハ第六号様式ニ依リ知事ニ願出ツベシ

第十一條 伐採ヲ禁止セシメタル保安林ニ於テ保育ノ爲メ爲ス間伐又ハ枯木竹、損木竹、危険木竹及
支障木竹ヲ伐採セントスルトキハ第七号様式ニ依リ知事ニ願出ツベシ

前項ノ保安林ニ於テ下草落葉其他ノ雜産物ノ採取ヲ爲サントスルトキハ其箇所面積林況、採取物數
量、期間等ヲ詳具シ知事ニ届出ツベシ

第十二條 保安林ノ作業期間ハ總テ六ヶ月ヲ超ユベカラズ但繼續願出若クハ届出ヅルコトヲ得

第十三條 保安林ニ木竹ヲ栽植シ又ハ砂防工事ヲ爲サントスルトキハ其箇所、面積、林況、員數、工
事ノ設計及期間ヲ詳具シ着手二十日以前ニ郡長(市ハ知事)ニ届出ツベシ

一、保安林ノ作業許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタルトキハ作業ノ種類期間併ニ施業主ノ住所氏名ヲ記
載シタル標札ヲ現場見易キ場所ニ揭示スベシ

第十四條 保安林ニ於テ作業ノ制限ヲ超過シ又ハ保護ノ施設ヲ怠リ若クハ其ノ作業カ公害アリト認め
タルトキハ其ノ作業ヲ停止スルコトアルベシ

第十五條 保安林内ニハ作業ヲ爲スカ又ハ命令ヲ受ケタル場合ノ外漫リニ鋸、斧、鎌、鉋、鋏等ヲ携
ヘ立入ルコトヲ得ズ

第十六條 本規程、第八條、第十一條、第十三條及第十五條ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

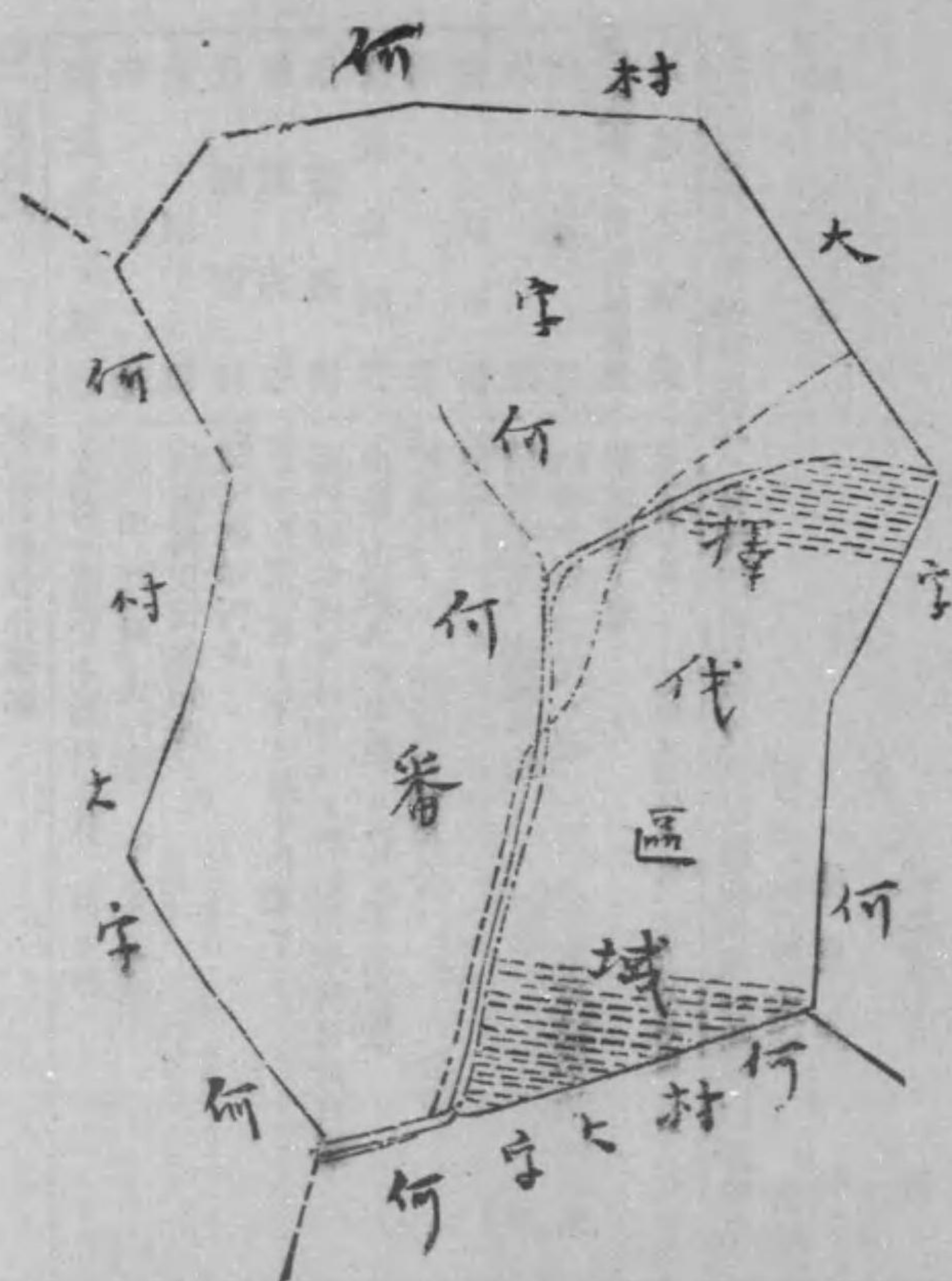
第十七條 保安林ト雖モ明治三十年(三月)法律第廿九号砂防法第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土
地ニ對シテハ此規程ヲ適用セズ

第十八條 明治三十四年(八月)縣令第九十二号保安林施業規程及(全月)縣令第九十三号保安林取締規
則ハ之レヲ廢止ス

第一号様式ノ一

保安林擇伐作業願

保安林ノ種類	水源涵養林(土砂防止林)(何々林)
所在地	郡(市)町(村)大字 字 地番



第一号様式 擇伐地圖

岡山縣知事氏名殿

年月日

土地所有者 何
 森林所有者 何
 施業主 何
 郡(市)町(村)大字 番地
 同
 同
 某印
 某印
 某印

前記之通擇伐作業致度候ニ付御許可相成度別紙圖面相添此段相願候也

跡地ノ施業	伐採物ノ種類數量	疎林ノ密度	輪伐	樹位及傾	位置	作業期	擇伐方面	擇伐方面	擇伐方面	全面積
明治何年度ニ於テ杉扁柏ヲ新植ス	杉何百本、扁柏何百本	林相中庸(密或ハ疎)一反歩立木本數平均何十本	杉何十年生、扁柏何十年生	扁柏及杉ニシテ扁柏六分杉四分ノ混交林ナリ	山嶺(山腹又ハ山麓)ニ位シ平均何度	明治何年何月何日ヨリ明治何年何月何日迄	群狀(列狀又ハ點狀)擇伐	連年作業(何ヶ年ノ隔年作業)	何反何畝何歩	何町何反何畝何歩

第二号様式ノ一

保安林皆伐作業願

保安林ノ種類	水源涵養林(土砂扞止林)(何々林)
所在	郡(市)町(村)大字 字 地番
全面積	何町何反何畝何歩
伐採面積	何反何畝何歩
作業方法	連年作業(何ヶ年ノ隔年作業)
作業期	明治何年何月何日ヨリ明治何年何月何日迄
位置及傾斜	山嶺(山腹又ハ山麓)ニ位シ平均何度
樹種	樺及枹ニシテ樺何分枹何分
輪伐度	何年
疎林	樺何年生、枹何年生
疎密	林相中庸(密又ハ疎)一反歩立木本數平均何百本
伐採物ノ種類及數量	薪材何千貫
跡地ノ施業	萌芽更新法ニヨリ新林ヲ養成ス(又ハ明治何年度ニ於テ杉、扁柏ヲ新植ス)

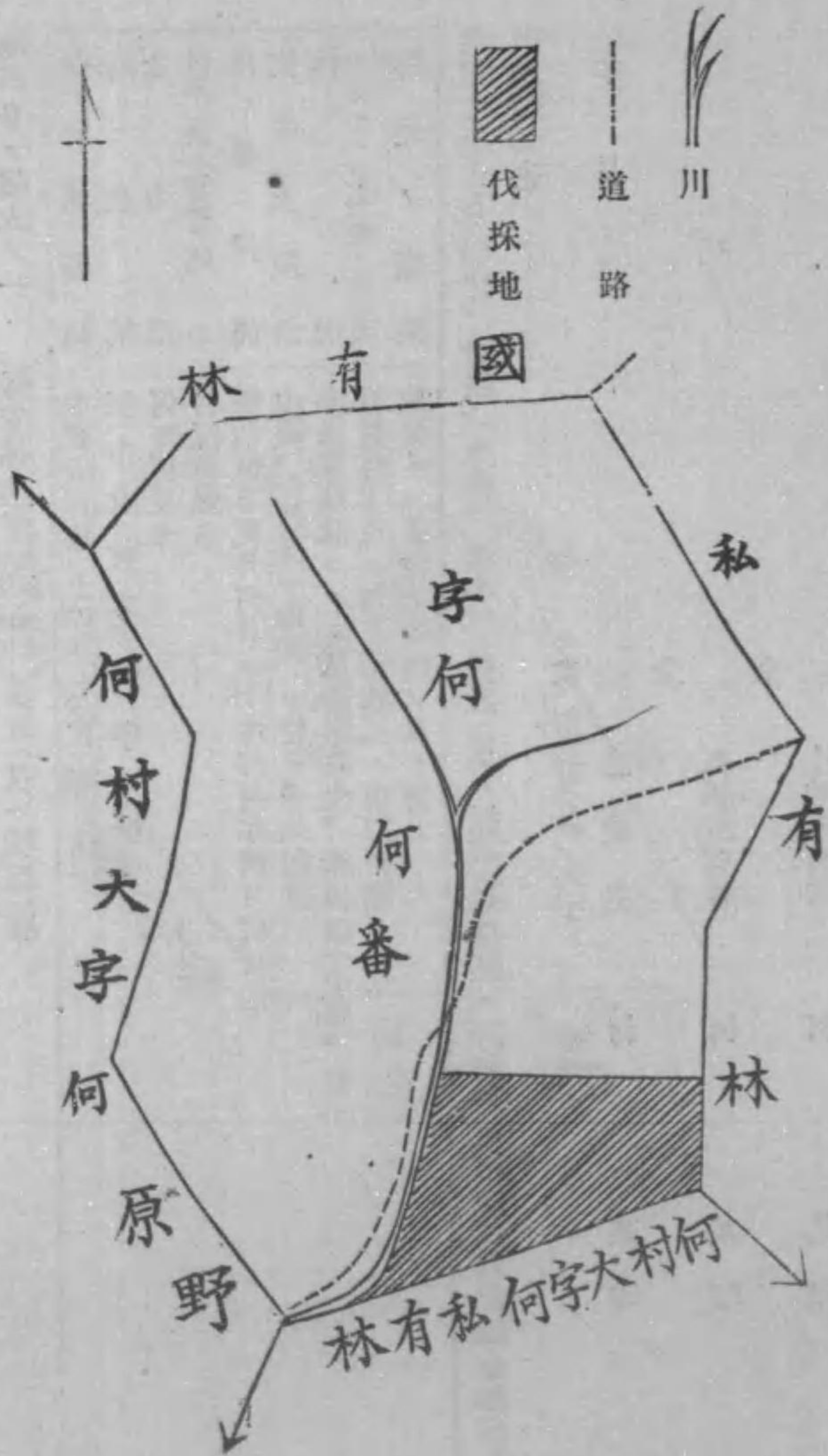
前記之通皆伐作業致度候ニ付御許可相成度別紙圖面相添へ此段相願候也

年 月 日

岡山縣知事氏名殿

全 郡(市)町(村)大字 番地
 全 施業主 何
 全 森林所有者 何
 全 土地所有者 何
 某 某 某
 印 印 印

第二号様式ノ二 皆伐作業地圖面



第三号ノ様式ノ一

保安林土石(切芝、樹根、草根、埋木)採取(又ハ採掘)願

保安林種類	水源涵養林(土砂防止林)(何々林)
所在	郡(市)町(村)大字 字 地番
全面積	何町何反歩
採取(又ハ採掘)地面積	何反何畝歩
作業期間	明治何年何月何日ヨリ明迄何年何月何日迄
位置及傾斜	山嶺(山腹又ハ山麓)ニ位シ平均何度
林況	赤松單純林ニシテ林齡何年生、林相疎(中庸、密)
採取(又ハ採掘)物ノ種類數	石材何才又ハ切芝何枚又ハ樹根何箇
跡地ノ施業	跡地ニハ赤松ヲ新植ス又ハ何々

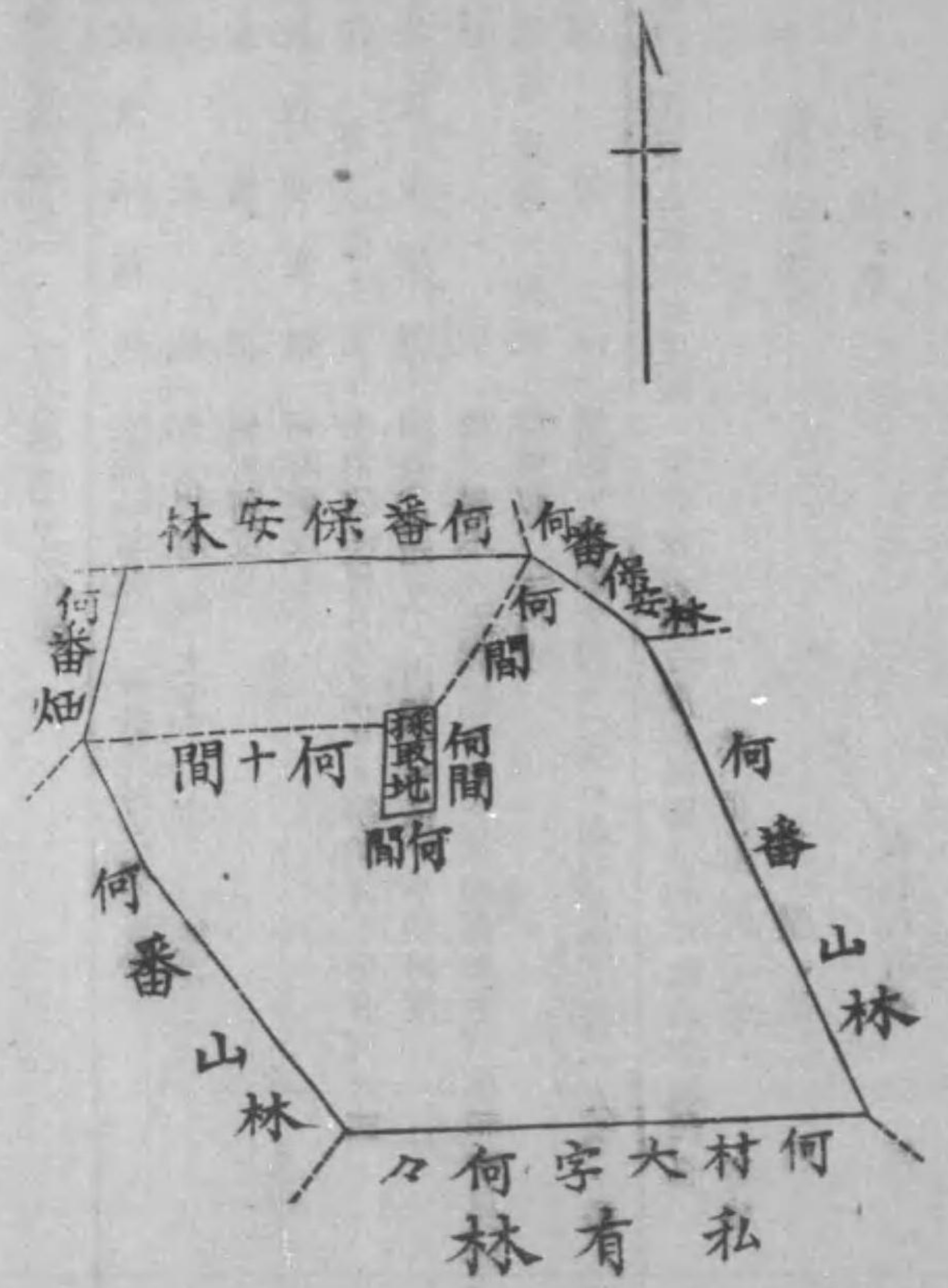
前記之通土石(切芝、樹根、草根、埋木)ノ採取(又ハ採掘)程度候ニ付御許可相成度別紙圖面相添此段相願候也

年 月 日

郡(市)町(村)大字 番地
 施業主 何 某印
 全 森林所有者 何 某印
 全 土地所有者 何 某印

岡山縣知事氏名殿

第三号様式ノ二 土石採取地圖面



第四号様式ノ一 保安林家畜放牧願

保安林種類	水源涵養林(土砂扞止林)(何々林)
所在	郡(市)町(村)大字 字 地番
全面積	何町何反歩
放牧地面積	何町何反歩
作業期間	明治何年何月何日ヨリ明治何年何月何日迄
位置及傾斜	山嶺(山腹又ハ山麓)ニ位シ平均何度
林況	櫟、雑木ノ天然林ニシテ林齡何年生、林相中庸(密、疎)
放牧家畜ノ頭數	馬何頭、牛何頭
取締法	周圍ニ垣柵ヲ設ケ(又ハ畜類何頭ニ付一人宛ノ番人ヲ附シ)取締ヲナス

前記之通家畜放牧致度候ニ付御許可相成度別紙圖面相添此段相願候也

年 月 日

郡(市)町(村)大字 番地
 施業主 何 某印
 森林所有者 何 某印
 土地所有者 何 某印

岡山縣知事氏名殿

第四号様式ノ二 放牧地圖



第五号様式ノ一

保安林合同施業願

郡(市)町(村)大字 字 番地

一、保安林反別何町何反歩

所有者 何 某

全

一、保安林反別何町何反歩

所有者 何 某

前記ノ保安林ヲ(各所有者合意ニテ)一更新ヲ終ル迄合併施業致度候ニ付御許可相成度(所有者連署ヲ以テ)別紙作業書並圖面相添此段相願候也

年 月 日

郡(市)町(村)大字 番地

所有者 何 某印

全

所有者 何 某印

岡山縣知事氏名殿

第五号様式ノ二

保安林合同作業書

保安林種類	水源涵養林(土山砂止林)(何々林)
所在	郡(市)町(村)大字 字地番 字地番
全 面	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
擇 伐	何町何反歩
位 置	山嶺(山復又ハ山麓)ニ位シ平均何度
樹 種	赤松
輪 伐	何十年
輪 伐	何十年
疎 密	林相中庸(密或ハ疎)一反歩立木本數平均何十本
伐採物種類數量	何十本
跡地ノ施業	明治何年度ニ於テ扁柏ヲ新植ス

第五号様式ノ二

合同施業圖



第六号様式ノ一

保安林開墾願

保安林ノ種類	水源涵養林(土砂打止林)(何々林)
所在	郡(市)町(村)大字 字 地番
全在面積	何町何反歩
開墾地目積	何反何畝歩
開墾ノ目的	焼畑切替畑等トナス
位置及傾斜	山嶺(山腹又ハ山麓)ニ位シ何々川ヲ距レ何十間平均何度
林況	雑木林ニシテ林齡何年林相極メテ疎

右開墾致度候ニ付御許可相成度別紙圖面相添此段相願候也

郡(市)町(村)大字

番地

年月日

開墾者

何

某印

全

森林所有者

何

某印

全

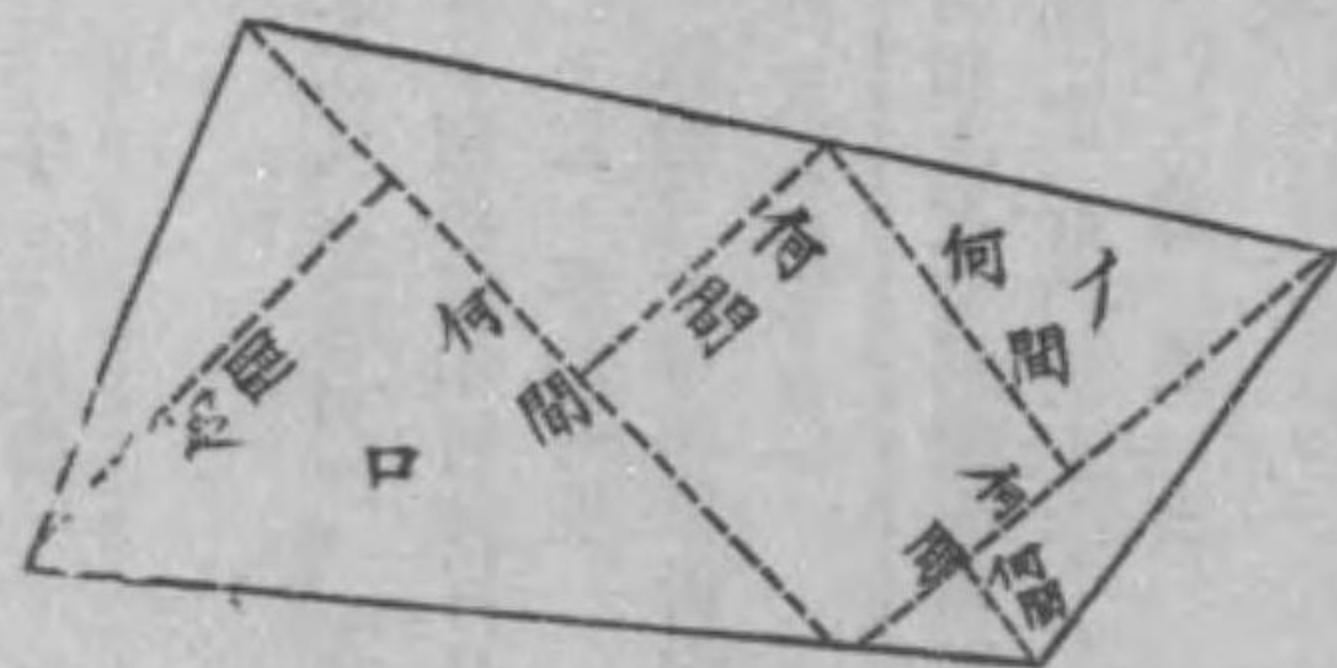
土地所有者

何

某印

岡山縣知事氏名殿

二 計 口 才
 除 何 何
 坪 坪

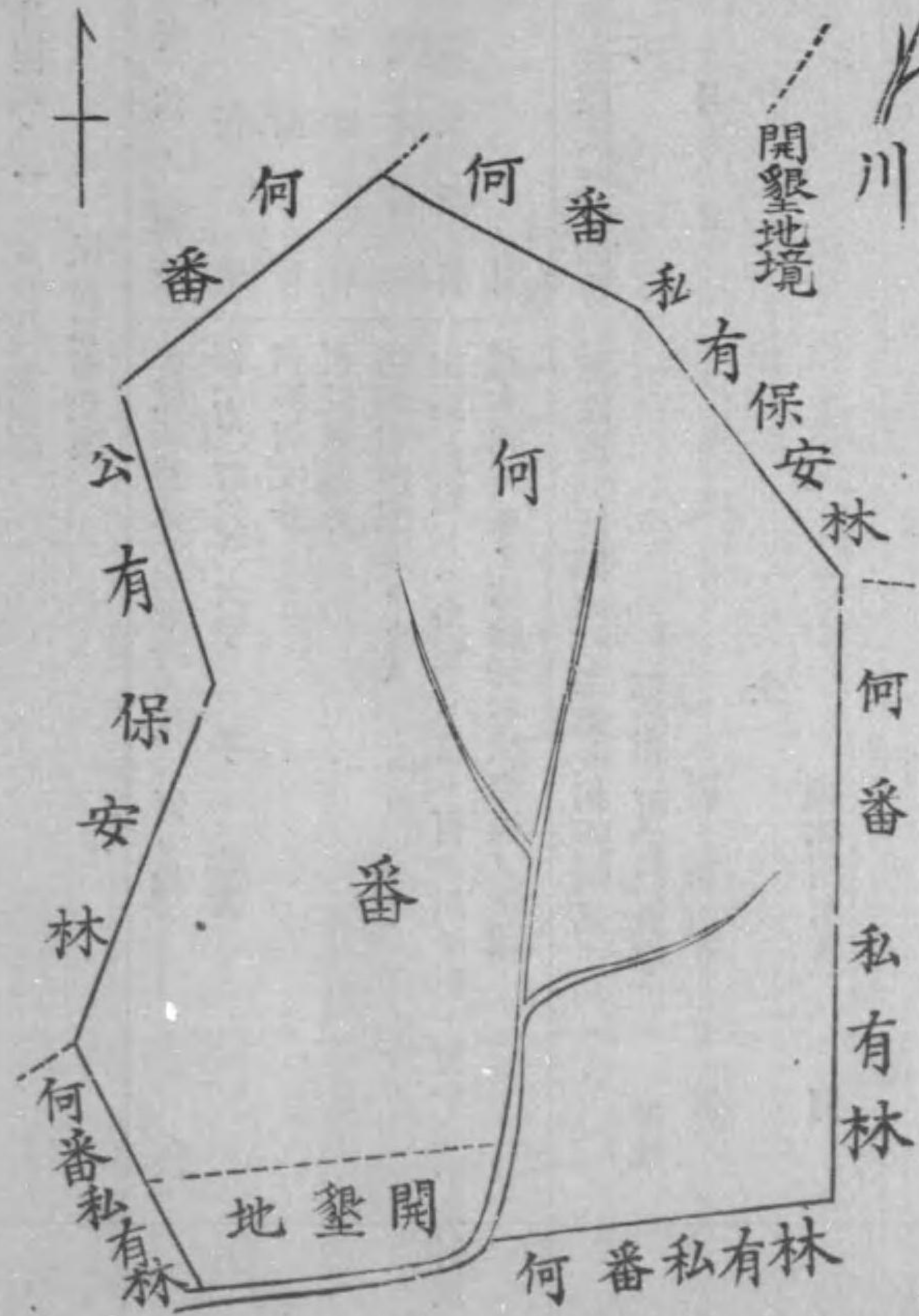


開墾地實測圖

縮尺何百分之一

第六号様式ノ二

開墾地見取圖



第七号様式ノ一

禁伐保安林ノ保育伐木(竹)願

所在地	郡(市)町(村)大字 字 地番
全面積	何町何反歩
伐採区域	何町何反歩
伐採種類	間伐又ハ枯木竹(損木竹、危険木竹、支障木竹)ノ伐採
期	明治何年何月何日ヨリ明治何年何月何日迄
位置及傾斜	山嶺(山腹又ハ山麓)ニ位シ平均何度
林況	赤松ノ天然林ニシテ林齡三十年林相密壹反歩立木本數平均六百本
伐採物ノ種類數量	何々何十本何十尺(又ハ何千貫)

前記之通保育ノ爲伐木(竹)致度候ニ付御許可相成度別紙圖面相添此段相願候也

郡(市)町(村)大字 番地

施業主 何 某印

全 森林所有者 何 某印

全 土地所有者 何 某印

岡山縣知事氏名殿

第七号様式ノ二



○岡山縣令第二十二号 (明治四十一年三月一日)

公有林、社寺有林施業規程

- 第一條 公共團體ハ其ノ公共團體ニ属スル森林又ハ森林トシテ管理スベキ土地ニ付施業要領ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第二條 社寺ノ代表者ヲ其社寺ニ属スル森林又ハ森林トシテ管理スベキ土地ニ付森林法施行規則第三條ニ依リ管理方法ヲ定メ知事ニ届出ヅベシ
- 第三條 第一條ノ認可ヲ受ケントスルモノハ第一号様式ノ施業方法書第二号様式ノ施業豫定圖第三号様式ノ概況圖第四号様式ノ地番明細表第五号様式ノ整理規程(又ハ條例)ヲ作製シ第二條ノ届出ヲ爲サントスルモノハ森林法施行規則第四号又ハ第五号様式ニ依リ管理方法書ヲ作り明治四十二年三月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ
- 新ニ森林ヲ取得シタルトキハ取得ノ日ヨリ第十條第二項ノ認可ヲ受クベキ土地ヲ取得シタルトキハ認可ノ日ヨリ五十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スベシ
- 前二項ノ期日ニ申請書又ハ届書ヲ提出スルコト能ハザルモノハ其ノ事由ヲ詳具シ延期ノ期間ヲ定メテ知事ノ認可ヲ受クベシ
- 第四條 第一條ノ施業要領ハ十年毎ニ改定シ知事ノ認可ヲ受クベシ但シ十年以内ト雖特別ノ事由ヲ生シタルモノハ第一條ノ手續ヲナシ施業要領ノ變更ヲ爲スコトヲ得、又十年以上ト雖モ尙用ニ耐ユルト認ムルモノハ知事ノ認可ヲ得テ引續キ之レヲ用フルコトヲ得
- 第五條 公有林ノ伐採ハ着手三十日前ニ知事ニ届出ツベシ

但手入間伐並支障木竹、危險木竹ノ伐採ハ此限ニアラス

第六條 社寺有林ノ伐採ハ其處分ノ方法ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

手入間伐并枝打又ハ支障木竹危險木竹枯損木竹ノ伐採(郡長市ハ知事)ニ届出テ下草、落葉、其他雜産物ノ採取ヲ爲サントスルトキハ着手二十日以前ニ郡長(市ハ知事)ニ届出ツベシ

第七條 公有林、社寺有林ニ植樹ヲナシタルトキハ其終了ノ日直ニ知事ニ届出ツベシ

第八條 公有林、社寺有林ノ輪伐輪ハ左ノ標準ニ依ルベシ

喬林 二十年以上

矮林 八年以上

中林 上木ハ二十年以上 下木ハ八年以上

竹林 三年以上

第九條 森林法施行規則第一條ノ届出ハ得喪又ハ廢止ノ日ヨリ二十日以内トス

第十條 森林法施行規則第二條ノ認可ヲ受ケントスルモノハ明治四十二年一月三十一日マデニ知事ニ申請スベシ

新ニ前項ニ該當ノ土地ヲ取得シタルトキハ取得ノ日ヨリ五十日以内ニ其手續ヲ爲スベシ

第十一條 保安林並砂防指定地其他ノ森林法ニ依リ施業法ノ指定又ハ造林命令ヲ受ケタルモノハ第三條ノ施業方法書並施業豫定圖ヲ省略スルモノトス

第十二條 森林法施行規則第五十二條ノ届書ハ明治四十一年三月三十一日マデニ提出スベシ

第十三條 社寺ノ代表者ニシテ第三條、第六條、第九條、第十條、第十二條ニ違背シタルトキハ拘留

又ハ科料ニ處ス

第十四條 明治三十八年三月訓令第十号公有林野整理規程ニ依リ認可ヲ受ケタルモノハ本規程ノ手續
 ナリシタルモノト看做ス

第十五條 明治三十八年三月訓令第十号ハ之ヲ廢正ス

第一号様式

公有林施業方法書

施 造	面 積	現 在 林 況	所 有 者	所 在 地	地 番	字 地 番
				何郡何町(村)大字	字	地番
輪伐齡	九十町步	赤松ノ天然林ハ明治何年度ヨリ何年度ノ廿ケ年間ニ毎年二町步ツ、伐採 雜木ノ天然林ハ明治何年度ヨリ何年度ノ何ケ年間ニ毎年何町步ツ、伐採 現在ノ雜木林ハ伐採ノ都度標ヲ新植ス 現在ノ未立木地中十町步ハ萌芽更新法ニヨリ標、枹ノ天然林ヲ養成シ雜 木ノ萌芽ハ手入ノ際之レヲ除伐ス 野火延燒ノ虞アルケ所ニハ巾二間ノ防火線ヲ設ケ別ニ山番人ヲ置キ保護 ニ從事ス	何郡何町(村)大字(部落)			
面積	九十町步	四十町步ハ赤松天然林ニシテ林齡四十五年林相密 二十町步ハ柴草地ニシテ枹標、雜木ノ萌芽叢生枹三分、標五分雜木二分 三十町步ハ雜木ノ天然林ニシテ林齡八年林相中庸 十町步ハ杉、扁柏、新植地ニシテ林齡五年、杉六分、扁柏四分				
輪伐齡	赤松五十年以上、杉、扁柏六十年以上、雜木十五年以上、枹、標十年以上					

備 考	業 要 領				
	地草採		地 林		
	摘 要	面 積	保 護	造 林	伐 採
右ノ内字何何番ハ學校林ナリ	經濟上ノ都合ニヨリ當分ノ内毎年又ハ隔年柴草ノ採取ヲナシ又ハ放牧ヲ ナス	拾町步			

右(何會ノ決議ヲ經テ)相定メ候條御認可相成度別紙施業豫定圖概況圖地番明細表整理規程(條例)相
 添此段申請候也

右 管理者

職 氏 名 印

年 月 日
 岡山縣知事氏名殿

注意 本書式ハ所有者欄ノ記載ニ當リ森林法第二條ニヨリ所有者ト看做スベキモノアルトキハ土地所有者ヲモ附記スベシ
 現今柴草地ト雖向フ十年間ニ林木竹ヲ養成スル箇所ハ天然林人工林ノ別ナク造林地ニ編入スベシ

第二号様式

施業豫定圖

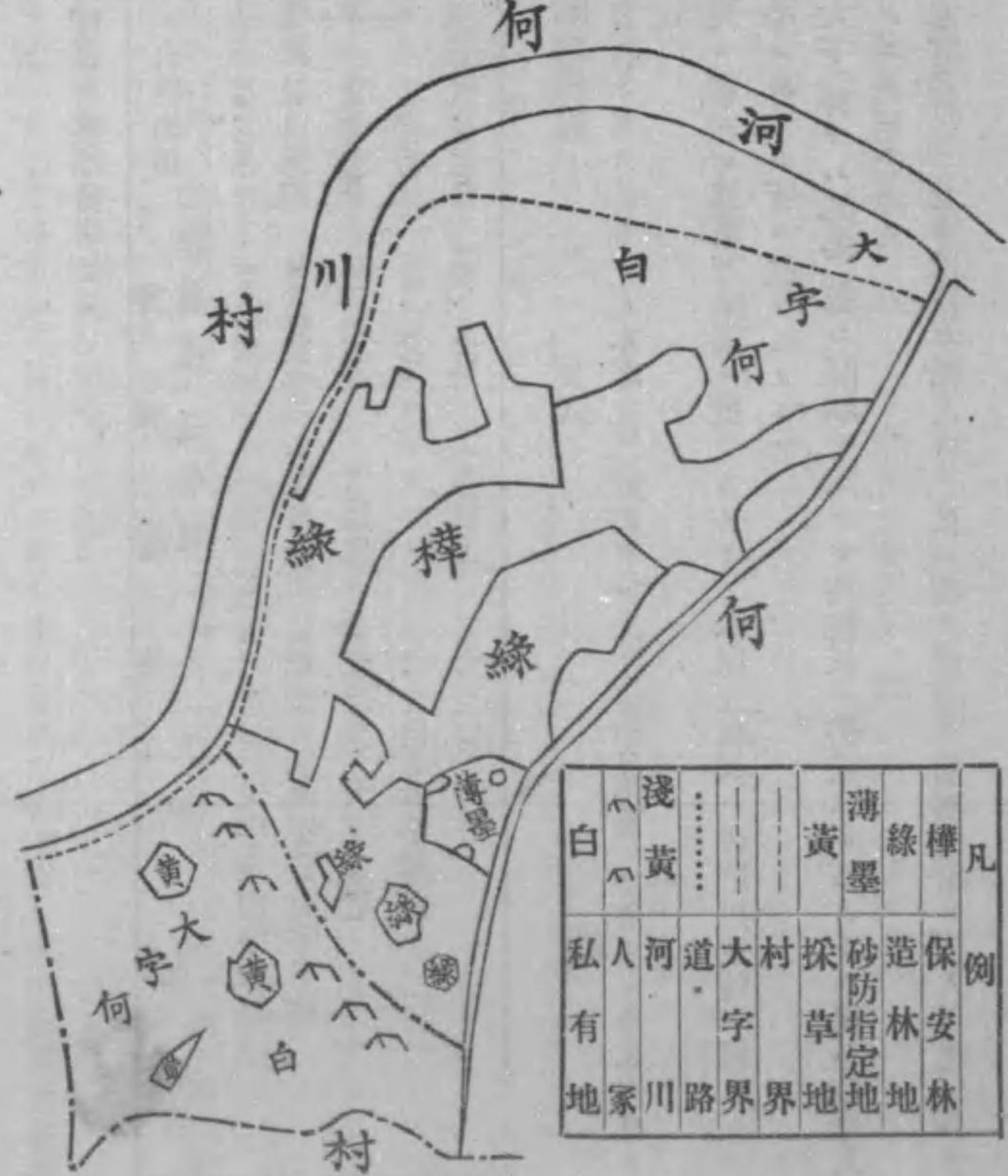
大字 字地番 字地番
 臺帳面積 五拾町步
 實測面積 百町步
 内譯
 面積 九拾町步 造林地
 内
 面積 四十町步 赤松天然林
 面積 三十町步 雜木天然林
 面積 十町步 杉、扁柏、新植地
 面積 十町步 樺抱天然林
 面積 十町步 採草地



第三号様式

何郡何村公有林概況圖

台帳面積二百二町二反步 公有林
 内
 台帳面積三十八町五反步 保安林
 台帳面積六十一町五反步 砂防指定地
 台帳面積百二町二反步 普通林
 實測面積百七十九町六反步 普通林
 内
 面積百六十二町六反步 造林地
 面積十七町步 採草地



第四号様式

何郡何村公有林地番明細表

大字	字	地番	台帳面積	實測面積		積計	所有者
				造林地	採草地		
金山	中尾	一〇五七	二五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	大字金山字中尾
全	下地	一〇五八	二五、〇〇〇	四五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	大字金山字下地
寺尾	木目	二〇五一	三五、〇〇〇	五七、〇〇〇	七、〇〇〇	六四、〇〇〇	大字寺尾
福谷	大下	五七二	一七、二〇〇	一五、二八〇	一五、二八〇	一五、二八〇	大字福谷
計			一〇一、二〇〇	一六二、二八〇	一七、〇〇〇	一七九、二八〇	

第五号様式

公有林整理規程

- 第一條 本規程ニ於テ公有林ト稱スルモノハ本町(村)若シクハ大字(又ハ部落)ニ屬スル山林原野ヲ云フ
- 第二條 公有林ノ施業ハ別ニ定ムル施業方法書ニ從フモノトス但保安林又ハ砂防指定地ニ編入セラレタルモノノ施業ハ法令ノ命ズル所ニ從フモノトス
- 第三條 公有林ノ保護ハ大字(若クハ部落)毎ニ區域ヲ定メテ其住民ニ委託スルモノトス又ハ取締人ヲ定メテ保護ニ從事セシムルモノトス
- 第四條 公有林ノ收入ハ本町(村)ノ基本財産ニ編入ス。又ハ其ノ何分ヲ基本財産ニ編入シ其何分ヲ

當該年度ノ歳入ニ編入ス。又ハ所有者ノ積立金ニ編入ス。又ハ其何分ヲ保護料トシテ保護區民ニ與ヘテ其何分ヲ町(村)ノ基本財産(歳入)又ハ大字部落ノ積立金ニ編入スルモノトス

- 第五條 、、、、、、
- 第六條 、、、、、、
- 第七條 罰則ハ別ニ之ヲ定ム(條例ノ場合ハ罰則規定スルモノトス)
- 附 則
- 第八條 何町(村)又ハ大字部落トノ入會地區ニ關スル整理規程ハ別ニ之レヲ定ム
- 第九條 本規程ハ施業要領認可ノ日ヨリ之レヲ實施ス
- 岡山縣令第三十二號 (明治四十一年三月二日)

森林組合設置手續

- 第一條 森林法第六十四條ニヨリ森林組合設立許可ヲ受ケントスルモノハ森林法施行規則第三十五條ノ條件ヲ具シ別記ノ様式ニヨリ申請スベシ
- 第二條 毎年實行シタル事業及其ノ成績ハ年度經過后一ヶ月以内ニ知事ニ報告スベシ
- 第三條 總會ニ於テ役員ヲ選任シタルトキハ十日以内ニ知事ニ報告スベシ解任シタルトキ亦同ジ
- 第四條 組合ニ於テ定款ノ規定ニ依リ會議ヲ開カントスルトキハ其ノ日時及會議ノ目的事項ヲ届出ヅベシ
- 會議ヲ終リタルトキハ議決又ハ執行セシ額末ヲ届出ヅベシ
- 第五條 組合ニ於テ定款ノ規定ニ依リ違約處分ヲ爲シタルトキハ違背者ノ氏名違約ノ事項及違約處分

ノ結果ヲ届出ヅベシ

第六條 明治三十九年(十二月)縣令第七十九號ハ之ヲ廢止ス
様式

森林組合設立許可申請

私共儀今般森林法ニ依リ何々森林組合設立致度候ニ付御許可相成度別紙定款并ニ意見書相添此段申請候也
退テ登録申請上必要ニ付許可謄本併セテ御下付被成下度候

年 月 日
知 事 宛
住 所
設立者 氏 名 連 名

○岡山縣令第十八號 (明治四十一年二月廿九日)

森林法及同法施行規則中森林警察ニ關スル施行手續

第一條 森林產物ヲ賣買スル營業者ニシテ木材又ハ造材ヲ生産地外ニ搬出セントスルトキハ豫メ一定ノ記號又ハ印章ヲ付スベシ

前項ノ記號又ハ印章ハ各二通ヲ作り使用前所轄警察官署ニ届出ヅベシ

第一項ニ規定シタル營業者ニアラズト雖モ直チニ木材又ハ造材ヲ生産地外ニ搬出セントスルトキ亦同シ

第二條 前條ニ依リ届出タル記號印章ノ變更又ハ其ノ使用ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ届出ヅベシ

第三條 第一條ノ届出又ハ第二條ニ依リ記號印章ノ變更届出ヲ受クルニ當リ他人ノ使用セル記號印章ト同一又ハ類似ノモノト認メタルトキハ所轄警察官署ハ之レガ使用ヲ禁止シ又ハ其變更ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 森林法第七十八條及同法施行規則第四十三條ニ依リ警察官吏ニ對シ森林又ハ之ニ接續セル土地ニ火入ノ申請ヲ爲サントスルトキハ願書ニ左ノ事項ヲ具シ火入期日七日前所轄警察官署ニ差出スベシ

- 一 火入ノ場所、地番、地目、反別
- 二 森林又ハ原野ノ種別
- 三 火入ノ期日
- 四 四至ノ境界ヲ記シタル實地見取圖
- 五 防火設備ノ方法書

第五條 前條ノ許可ヲ受ケタルトキハ火入地ノ周圍幅三間以上ノ柴草ヲ刈取り落葉塵芥等ヲ除去シ延燒ノ虞ナキトキハ此ノ限リニアラズ

土地ノ狀況ニ依リ前項ノ設備ニシテ不完全ト認ムルトキハ警察官吏ニ於テ堤防又ハ土塀ヲ築カシムル等其他必要ノ設備ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 日出前日没后及風勢穩ナラザルトキハ火入ヲ爲スベカラズ

第七條 許可ヲ受ケタル火入ノ期日ヲ變更セントスルトキハ豫メ所轄警察官署ニ届出ヅベシ

第八條 害蟲森林ニ發生シ之レガ驅除豫防ヲ行ハントスルトキハ被害ノ狀況ヲ記シ所轄警察官署ニ届

出ツベシ

第九條 森林法第八十條第二項ニ依リ他人ノ土地ニ立入り害蟲ノ驅除豫防ヲ行ハントスルトキハ害蟲發生地及之ニ接續セル森林ノ圖面ニ各所有者ノ住所氏名ヲ明記シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クベシ

第十條 第二條第六條第七條及第八條ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

○岡山縣令第四十七號 (明治四十四年八月四日)

火入ノ範圍

- 一 造林地控
- 一 開墾
- 一 燒畑
- 一 切替畑
- 一 害蟲驅除及病毒滅却
- 一 防火線ノ燒却

○岡山縣令第二十七號 (明治四十三年四月十四日)

公有林野造林獎勵規程

第一條 市町村又ハ町村組合ノ事業トシテ左記ノ各号ノ土地ニ對シ植樹シタル時及其他ノ公共團體若クハ町村ノ一部一區ニ於テ公有林ニ植樹シタル時ハ本則ノ定ムル所ニヨリ獎勵金ヲ交付ス

一、大字其他ノ部落ノ所有タリシ土地ヲ明治四十三年三月農商務省令第四號發布後新クニ市町村ノ

所有ニ移シタルモノ

二、市町村ノ所有ニ屬スルモノ

三、大字其ノ他部落ノ所有ニ屬スルモノ

第二條 本則ニ依リ獎勵金ヲ交付スベキ造林樹種ハ杉、扁柏、松、落葉松、櫟、樺、樟、樺、栗、添、櫻、厚朴、赤楊、山楡、鹽膚木ノ十五種トス

第三條 獎勵金ハ左ノ標準ニ依リ植栽費ノ多寡、事業ノ難易、成績ノ良否ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

一、第一條第一号ノ土地ニ植栽シタルモノハ植栽面積壹町歩ニ付金貳拾四圓以内

二、第一條第二号ノ土地ニ植栽シタルモノハ植栽面積壹町歩ニ付金貳拾圓以内

三、第一條第三号ノ土地ニ植栽シタルモノハ植栽面積壹町歩ニ付金拾六圓以内

四、公共團體若クハ町村ノ一部一區ニ於テ公有林野ニ植栽シタルモノニ植栽面積壹町歩ニ付金拾圓以内

第四條 市町村又ハ町村組合ニ於テ第一條各号ノ土地ニ對シ防火線ヲ設ケタルトキハ其費用ノ三分ノ

一以内地盤保護工事ヲ施シタルトキハ其費用ノ八割五分以内ノ獎勵金ヲ下付スルコトアルベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ別紙第一号様式ノ申請書ニ單價表實測圖ヲ添付シ毎年一月三十一日迄ニ知事ニ差出スベシ

第六條 獎勵金交付ノ許可ヲ受ケタルモノハ事業完了シタル時直チニ其ノ旨ヲ知事ニ報告スベシ

第七條 植樹ノ成績不良ニシテ到底成林ノ見込ナキモノニアリテハ獎勵金ヲ交付セズ

第八條 獎勵金ヲ受ケタルモノハ植栽後三ヶ年間毎年一回以上手入ヲ行フベシ若シ同期間内植栽ノ苗

木枯損シタル時ハ補植ヲ爲スベシ

第九條 獎勵金ヲ受ケタル後ト雖モ申請書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ其他不正ノ行爲アリタルコトヲ發見シ

又ハ本則第八條ニ違背シタルトキハ己ニ交付シタル獎勵金ノ全部若シクハ一部ヲ返還セシメ仍獎勵金ヲ交付セサルコトアルヘシ

第十條 明治三十二年十一月本縣令八十七号土木費支辨規則ニ依リ砂防工費ノ補助ヲ受ケタルモノニ對シテハ地盤保護工事ノ獎勵金ヲ交付セズ

第十一條 明治四十三年度ニ限リ第五條ノ申請期限ヲ四十三年五月卅一日トス

第十二條 明治三十一年一月本縣令第五号植樹獎勵金下付規則ハ之レヲ廢止ス但此規則ニ依リ既ニ申請書提出セルモノニシテ本規程第三條各号ノ一ニ當ルモノハ第五條ニ依リ提出シタルモノト見做ス

公有林野植樹獎勵金下付申請

施業地	植樹面積及本數	樹種	事業經費	施業期間
何郡何村大字何字何山林(原野) 何番及何番 面積何百何町步	何町何反何畝步(別紙實測圖ノ通り)	杉何百何十本、檜何萬本、計何萬本	金何百圓但一町步ニ付何程	明治何年何月何日着手何年何月何日終了

保護工事種類	防火延長幅員	防火設置費	線
積苗工、何坪、筋芝工、何坪、藁木連束工何坪 何工何坪	延長何百何十間幅何間 何千何百坪	何百何拾圓但一坪ニ付金何圓	明治何年何月何日着手何年何月何日竣工

右ハ本村(町)ノ所有地ニ候處(從來何郡何村大字何々ノ所有地ニ候處別紙所有權移登記寫ノ通り其所有ヲ本村(町)ニ移シ)(何郡何村大字何々ノ所有地ニ候處別紙契約書ノ通り本村ニ於テ地上權ヲ設定シ)今回前記ノ事業實行可致候ニ付相當獎勵金御下付相成度明治四十三年本縣令何号ニ依リ申請候也

明治何年何月 何々村(町)長 何 某印
縣知事何某殿

注意 申請書ハ施業地毎ニ作製スベシ

名	稱	數	量	單	價	金	員	摘	要
長	一尺							一尺八寸	一尺二寸橫斷面圖ノ通り 高一尺 法切用 階段巾何尺何寸切付仕上用
芝	六寸								
厚	二寸								
人	夫								
同									

積苗工壹坪當單價表

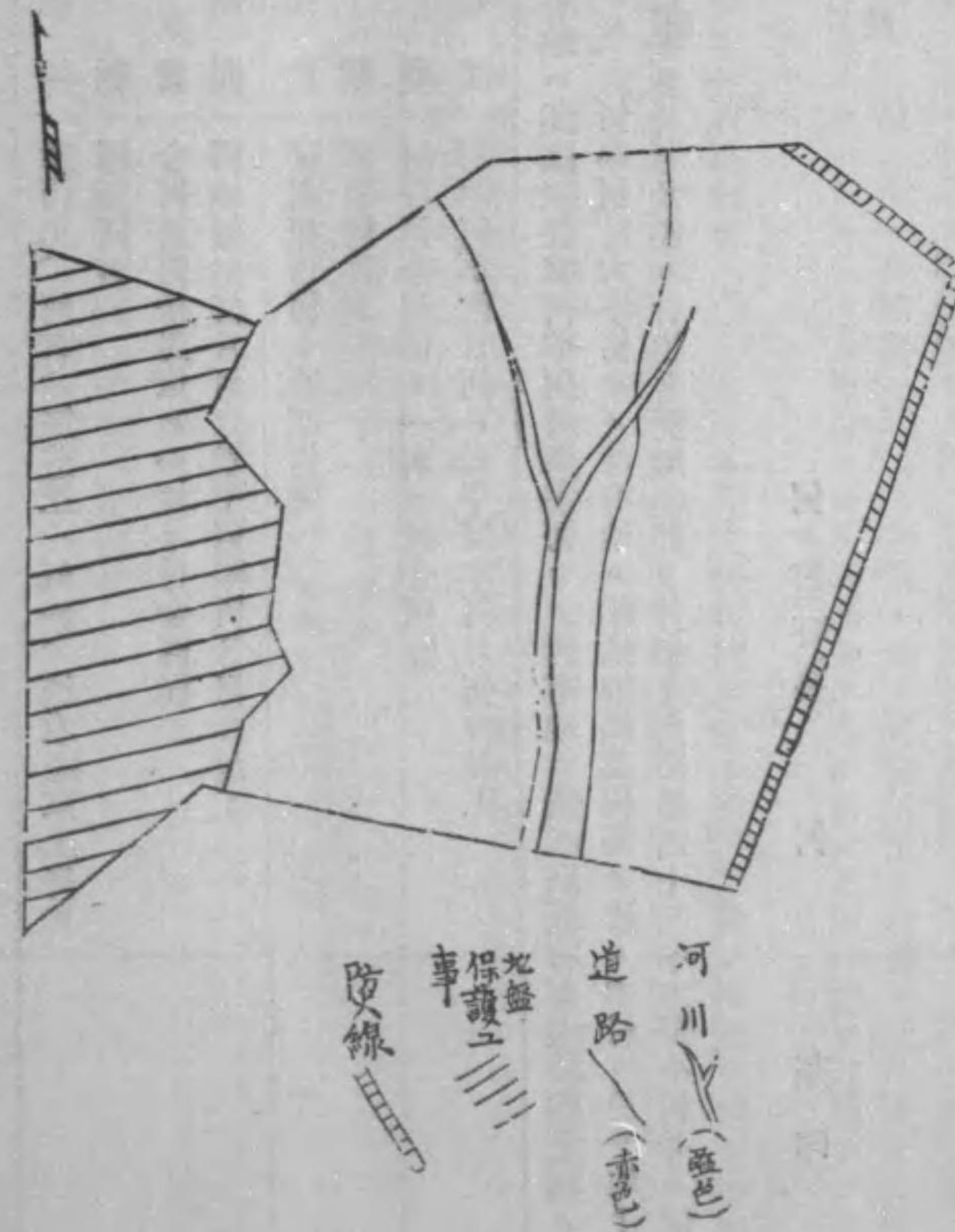
名	稱	數	量	單	價	金	員	摘	要
(松)	苗							二年生(一度床替ノモノ)	苗木植付一人一日何本植 地拵人夫何人分
人	夫								
全									
何									
計									

單價表樣式

植樹一反步當單價表

圖測實地業施

一ノ分百何



何郡何村大字何々山林(原野)何番(ノ内) 植樹面積何反何畝步

名稱	數量	單位	單價	金額	員	摘	要
同 (松) 苗							芝切取運搬共百枚ニ付
肥 (松) 料							二年生三尺ニ每二本(一度床替ノモノ)
人 灰 木							苗木一本ニ付貳拾匁
何 夫 灰 木							肥料埋込苗木植付共一式
計							

三六

谷留張芝工一坪當單價表

名稱	數量	單位	單價	金額	員	摘	要
芝 長 一 尺							法高五分橫断面圖ノ通り
巾 六 寸							谷留張芝工土砂搔下仕上用
厚 二 寸							芝切取運搬共百枚ニ付
何 人 夫							
計							

土留谷留石積工一坪當單價表

名稱	數量	單位	單價	金額	員	摘	要
築石 (割面石) 扣面		坪				築石面壹坪ニ付	合ノ割
裏込礫 三寸ヨリ		坪				築石面壹坪ニ付	
裏込礫 六寸迄		坪				立壹坪ニ付	
石 切 工		坪				築石取越	
滑 人 夫		坪				裏込礫取越立壹坪ニ付	
同 人 夫		坪				裏込礫詰込石工手傳共石	
同 床 夫		坪				工壹人ニ付壹人	
何 人 夫		坪				立壹坪ニ付	
計							

○岡山縣令第三十号 (明治四十四年五月廿一日)

荒廢地復舊費補助規程

第一條 治水上重要ノ關係アル公有、社寺有、及私有ニ屬スル保安林ノ荒廢復舊ニ必要ナル地盤保護植物及地盤保護工事ノ命令アタル場合ニ於テ之ニ從ヒ事業ヲ實行シタル時ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ交付ス

三七

但砂防法ニ依ル砂防指定地並縣費砂防區域ニ於ケル事業ニ付テハ此限リニアラズ

第二條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ植栽費工事費ヲ査定シ且成績ノ良否ヲ斟酌シテ之レヲ定ム

一、地盤保護植樹ハ壹町歩ニ付金拾六圓以内

二、地盤保護工事ハ其經費ノ八割五分以内

第三條 補助金ヲ受ケントスルモノハ別紙第一号様式ノ願書ニ單價表及實測圖ヲ添付シ毎年一月三十

一日迄ニ知事ニ差出スベシ

第四條 補助金交付ノ許可ヲ受ケタルモノハ事業完了シタル時直ニ其旨知事ニ届出ツベシ

第五條 植樹又ハ工事ノ成績不良ニシテ復舊ノ見込ナキモノニアリテハ補助金ヲ交付セズ

第六條 補助金ヲ受ケタルモノハ植栽又ハ施行後三ヶ年間毎年一回以上手入ヲ行フベシ若シ同期間内

植栽ノ苗木枯損シ又ハ施行ケ所崩壊シタルトキハ補植修復ヲ加フベシ

手入ノ方法并ニ補植若シクハ修復ニ關シ指定ヲ受ケタル時ハ之ヲ行フベシ

第七條 補助金ヲ受ケタル後ト雖モ申請書ニ虚偽ノ記載ヲナシ其他不正ノ行為アリタルコトヲ發見シ

又ハ本規程第六條ノ違背シタル時ハ己ニ交付シタル補助金ノ全部若シクハ一部ヲ返還セシメ仍將來

補助金ヲ交付セザルコトアルベシ

附 則

本規程ハ公有林野造林獎勵規程ニ依リ獎勵金ヲ受クベキモノニ之ヲ適用セス

明治四十四年度ニ限リ第三條中毎年一月三十一日迄トアルヲ明治四十四年六月十五日迄トス

荒廢地復舊補助金下付申請

施 業 地	何郡何村大字何字何山林(原野)
	何番及何番此面積何百何町步
植 樹 業	何町何反何畝步(別紙圖面ノ通り)
	杉何百何拾本、檜何百何拾本、計何萬本
事 業	金何百圓但一町步ニ付金何程
	明治何年何月何日着手
保 護 工 事	何町何反何畝步(別紙圖面ノ通り)
	積留工、谷留張芝工、 <small>土留、積石工</small>
工 事	何工何坪
	金何百何拾圓但一坪ニ付金何程
期 間	明治何年何月何日着手
	何年何月何日終了

右ハ今回前記ノ事業實行可致候ニ付相當獎勵金御下付相成度明治四十四年本縣令第何号ニ依リ申請候也

明治何年何月何日

何々村

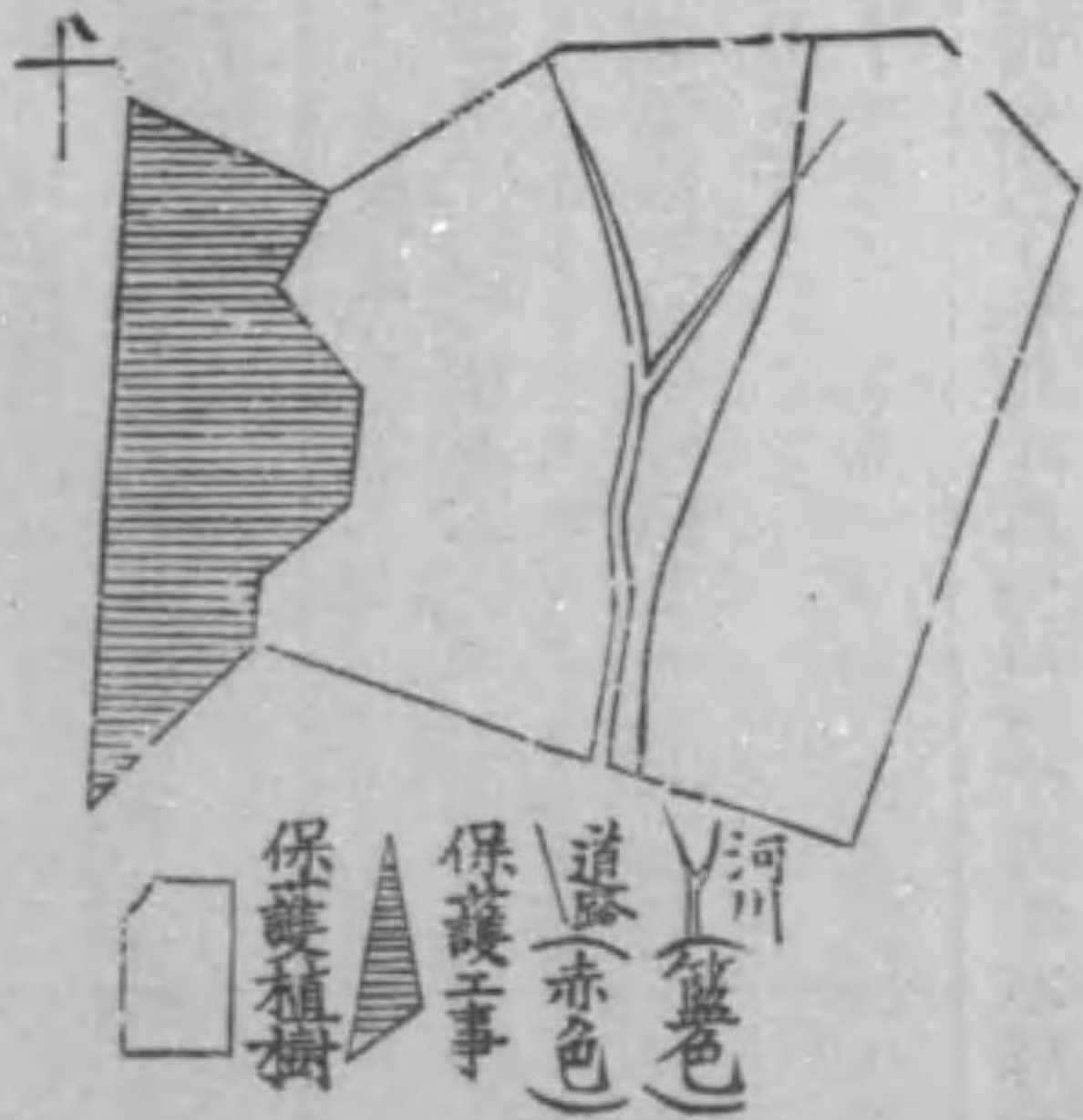
土地所有者

何

某

縣知事何某殿
 注意 申請書ハ施業地毎ニ作製スベシ
 何郡何村大字何々山林(原野)何番(ノ内)
 保護植樹面積 何反何畝歩
 保護工事面積 何反何畝歩

施業地實地測圖
 何萬分一



苗木植付工壹反歩單價表

名稱	數量	單價	價金	員	摘要
松苗					二年生(一度床替ノモノ)
肥料					苗木一本ニ付貳拾匁
灰木					

肥料埋込植付共一式

積苗工壹坪常單價表

名稱	數量	單價	價金	員	摘要
芝					法高一尺八寸 橫一尺
全人					斷面圖ノ通
全松					法切用
肥料					階段巾何尺何寸切付仕上用
人計					芝切取運搬共百枚ニ付
					二年生三尺毎ニ一本(一度床替ノモノ)
					苗木壹本ニ付貳拾匁
					肥料埋込苗木植付共一式

谷留張芝工壹坪常單價表